

この水帳には

一、田島屋敷都合五拾三町大貳拾貳歩（吉澤郷水帳）

一、中島 小參拾歩（下小林水帳）

などと記して反と歩との間に壹反三百六十歩の小割即ち大(二百四十歩)半(百八十歩)小(百二十歩)の三名數を用ひ居れり、この記載法は舊制に従ひしものにして正しく文祿の檢地以前たるを知る、この他、今は檢地帳を失へるも、休泊村龍舞武藤氏文書に依れば若林村(毛里田村大)にも天正十九年記名の水帳ありたりといふ、これ等の檢地帳を基とし推考すれば、本郡には天正十九年春には檢地の終りたるを知ることを得べし、思ふに徳川家康は天正十八年八月關東八郡と共に太閤秀吉よりも命令もありて旁々その領内を檢地したるものなるべし、但しこの檢地が郡内全部に互りしか否やは他に徴證すべき記録なければ不明なり、然れども慶長三年に檢地行はれし事は慶長三年付桐生領惣永辻改帳及毛里田村大字只上板橋信次郎方所藏慶長三年の水帳その他梅田村鳳仙寺文書(萬治三年鳳仙寺と門前百(姓の増との訴訟事件文書)によりて明なり。前者はその總括表の如きものにて水帳には非ざれども當時の桐生領の村高を知るに足るを以てこれを掲載す。但し天正慶長の間文祿三年中一部に檢地ありしが如し、境野村高橋氏記録に左の記事あり。

一、文祿三年御公儀より御改に付永七拾三文高橋外記新井土佐兩人にて上納仕候

以て参考に資するに足るべし。

桐生領惣永辻改

(〇印本郡内)

一、永六拾貫三拾壹文

古高四百七拾五石三斗三升少々不足付

〇境野村

一、永貳貫百七拾三文

一、永八拾壹貫六百三拾壹文

〇一本木村

一、永百九拾貫貳百五拾九文

〇廣澤村

一、永百貳拾九貫三百七拾四文

〇新宿村

一、永七拾五貫七百四文

〇下廣澤村

一、永百貳拾九貫六百五拾壹文

〇久方村

一、永貳拾三貫九百八拾壹文

〇如來堂村

内貳拾七貫三百九拾五文新町に成

〇同村茂木分

一、永三百四貫四文

内三拾五貫八百九拾六文新町に成

〇荒戸村

一、永拾六貫貳百四拾壹文

仁田山八郷之内

一、永百貳拾貳貫九拾壹文

下菱村

一、永四貫七百八拾貳文

次(須志)長之内

下菱村古高九百八拾四石の所寛文九年御再檢にて高千五百六拾八石に相成右高の内九百七拾四石小友村と相分る又天和二年御給之相分り申候

一、永拾七貫五百廿三文

仁田山八郷之内

一、永四拾八貫貳百五拾六文

上菱村

一、永貳拾九貫四百八拾三文

〇名久木村

一、永七拾七貫貳百四拾八文

〇二渡り村

一、永七貫八百四拾壹文

〇桐原村

一、永貳拾貳貫六百八拾九文

〇山地村

一、永五拾貫七百四拾九文

往古ハ神梅組ト申候

一、永四拾八貫貳百拾三文

仁田山八郷之内

〇東小倉村

〇淺原村

一、永七拾貫五拾三文

〇西小倉村

一、永貳拾六貫六百八文

深澤宿廻村

一、永五拾九貫三百四文

〇須永村

一、永四拾七貫九百八文

〇神梅村

一、永六拾貫七百七拾三文

〇下仁田山村

一、永拾貳貫貳百四拾壹文

〇八木原村

一、永三拾貫百拾六文

〇中田仁山村

一、永三拾貳貫八拾貳文

〇水沼村

一、永四拾五貫九百九拾壹文

〇上仁田山村

一、永八拾貳貫三百三拾文

〇田澤村

一、永四拾七貫八百七文

〇高津戸村

一、永三拾七貫三百七拾壹文

〇荻原村

一、永七拾壹貫三百壹文

仁田山八郷之内

一、永貳貫七百九拾七文

〇蘆原村

- 一、永六拾貫九百九拾七文
 - 一、永四拾貫貳百九文
 - 一、永拾九貫三百六拾貳文
 - 一、永五拾三貫四拾八文
 - 一、永拾八貫七百七拾五文
 - 一、永拾八貫百六拾壹文
- 花輪村 一、永貳拾三貫五百廿四文
- 小夜戸村 慶長三戌戌年改
- 小中村 永貳千三百四拾三貫九拾三文
- 神戶村之事
- 一、高壹万貳千七百七拾石
 - 一、高貳百三拾石
- 右五十ヶ村
- 上下新田村
- 慶長十年新田村斗御繩入、外ハ永ニ八掛ヶ高ニ直申候

以上は豊臣秀吉在世中なれば所謂文祿の檢地と稱せらるるものならん、従つて六尺三寸竿を用ひたるなるべし、降つて徳川氏の世となりて本郡檢地の跡を見るに下山田地方にありては當時の水帳存在せざるも記録によりて正保より慶安時代に毛里田村矢場川村に檢地の行はれたるを知るのみ、然るに上山田方面には寛文七年より延寶二年に互る間の水帳を所藏する者ありてこれ等によつてその檢地の状態を知ることを得るは幸福とする所なり。その村名及石高は郡内各村高表の第一欄に記載せり。今これ等を村々別に上野鑑及元祿郷帳所載の石高に比較するに概して上野鑑より多く元祿郷帳より少し、これによつて考ふれば上野鑑所載の石高は寛文以前の檢地の結果なるべし。然れば徳川氏の世に入りて寛文以前に一度檢地ありたるに非るか、これ即ち萬治三年の檢地なるべし、兎も角この表によりて新田開發耕地發達の状態を知ることを得べし、寛文八九年に於ける大間々村境野村に關する檢地記録は左の如し。

〔大間々村〕 寛文八年二月上旬より上野國御繩入望月市右衛門、諸星庄兵衛、細井金右衛門右御三方様此邊之御掛りの由大間々町大泉院〔境野村〕 寛文九酉三月より境野村其外館林領皆御繩入に成當村は大久保横道辻に議定塚つき、其上に諸神を祭り梵天を立、私慾致候者は神々の罰を可レ請と百姓不レ殘立會議定致し夫より五寶院分田より繩打初め申候、屋敷歩は相願ひ本高通り相成申候、與右衛門・惣十郎與次右衛門・長三郎段々下へ濱京へ改御繩もこの通りに打下り申候、高六百八拾石に相成申候。(高橋氏記録)

二、本郡村高沿革表

村名	舊村名	水帳記年次	同帳所載石高	上野鑑所載石高	元祿郷帳所載石高	御改革組合村高帳所載石高	明治元年取調舊高	
梅田村	上久方	寛文十二	七五〇、三〇	久方(上下久方) 浅部高澤	七三三、二五〇	七六三、七三三	七九六、六六五	
	淺部	寛文十二	二六、一五	一、二九五、八五	二二、二六〇	二五七、五五〇	二六二、五五〇	
	高澤	寛文十二	一六二、四六〇	三六、二四〇	一七九、五〇〇	一六九、〇〇〇	一七九、五〇〇	
	二渡	寛文十二	一六二、四六〇	五三九、六四〇	一六九、〇〇〇	一六九、〇〇〇	一七九、五〇〇	
	山地	寛文十二	一四三、三三〇	一〇、四四五	二六、〇三〇	二四、四〇〇	二四、四八〇	
	計				一、九七九、五三〇	一、九四三、四七三	二、〇六一、九一五	
	川内村	須永	寛文八	三二、四五	二九六、五二〇	三三二、八四五	三三二、四五〇	三三〇、一八〇
		高津	寛文八	二七、四五	一五〇、五八〇	二八八、〇四〇	二八〇、四八〇	二八七、五六〇
		上仁田	寛文八	二四、一七〇	二二九、九九五	二九五、七八〇	二四〇、〇〇〇	二九五、〇〇〇
		中仁田	寛文八	—	三〇三、八六五	一五三、三七五	一四〇、〇〇〇	一五二、三七五
山下		寛文八	九六、四〇〇	二五三、七四五	三九〇、五三六	三七七、〇〇〇	三九〇、六三〇	
田名久		寛文九	—	一四七、四一五	一六六、八〇七	一六二、二六〇	一六六、〇七〇	
西倉		寛文九	三六、九五	二六四、五三三	一六三、四三七	一六三、四三七	一六三、四三七	
東小倉		寛文九	二六、四六	小倉(東西小倉) 五九一、三三三	二六四、五三三	二八四、五三三	二八三、四三三	
計					二、二九四、三三〇	二、一九三、九四三	二、一九〇、一八五	
福岡村		淺原	寛文八	三三、四五〇	三五六、五〇五	三四〇、四二〇	三四〇、四二〇	三四〇、四二〇
	小平	寛文八	一八、二五〇	八七、六一五	三〇三、六〇〇	三〇〇、六〇〇	三〇三、六〇〇	
	鹽原	寛文八	四三、六二〇	二二、九一〇	四三八、二六〇	四三六、二六〇	四三八、二六〇	
	長尾	寛文八	—	二二九、〇三五	四四〇、〇一〇	四四〇、〇一〇	四四〇、〇一〇	

域也と、然れば桐原村は何時の頃か佐位郡が勢多郡に變り更に本郡に入りしものと解すべし。

二、編外 (邑樂郡高島村大字) 秋妻村が邑樂郡に移管せられたること。
秋妻村は矢場川村大字荒金の東南にあり、共に矢場川の右岸の鏈村をなす。この村往古は不詳、中古高島郷に屬し佐貫莊に隸し山田郡たりしが、寛文八年の頃邑樂郡に編入せらる、村高千四百四十石五斗五升。(邑樂郡誌) による

第二項 明治以後の移動

一、編入

- (一) 休泊村大字八重笠 は元邑樂郡なりしが明治元年山田郡に入りたりと(舊山田郡誌)
 - (二) 葦川村太田町 明治二十一年新田郡太田町より、郡域分合により分割して、本郡に入り葦川村に屬して大字の one なる、時の村長伏島眞一郎・村會議員總代石關愛五郎二氏・新田郡役所に出頭し引繼を受く、當時反別合計九十三町七畝十二歩内田三反一畝二十四歩、畑一町九反一畝十三歩、山林八十七町八反九畝五歩、御料地八町三反四畝十三歩なり。(葦川村郷土誌) による
 - (三) 毛里田村太田町 元新田郡太田町に屬したりしが、明治二十二年縣令第十七號を以て本村の大字となる。即ち新田郡金山の内山林八十七町二段六畝十五歩竝に當時の戸數十七人口百十三人なり。(毛里田村郷土誌) による
- 二、編外
- (一) 桐生町の離脱 桐生町は大正七年五月より市制施行の準備にかかり、同十年四月一日より桐生市と稱するに至りてここに山田郡と分離せり、市制施行に關する内務省の告示文は左の如し。

内務省告示第二十九號

明治四十年法律第六十八號市制第三條同年法律第六十九號町村制第三條ニ依り大正十年三月一日ヨリ群馬縣山田郡桐生町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ桐生市ヲ置ク

大正十年二月十九日

内務大臣 床次竹二郎

(二) 境野村の離脱 境野村は昭和八年四月一日より桐生市の區域に編入せらる、この合併に對する縣告示は左の如し。
群馬縣告示第百六號

市制第四條町村制第三條ニ依り山田郡境野村ヲ廢シ其ノ區域ヲ桐生市ニ編入シ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和八年二月二十四日

群馬縣知事 金澤正雄

(三) 廣澤村の離脱 廣澤村は昭和十二年四月一日より桐生市の區域に編入せらる、この合併に對する縣告示は左の如し。
群馬縣告示第百三十號(地)

山田郡廣澤村ヲ廢シ其ノ區域ヲ桐生市ニ編入シ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス仍桐生市有財産(一切ノ權利義務)ハ其ノ儘トシ廣澤村有財産(一切ノ權利義務)ハ之ヲ桐生市ニ歸屬セシム
昭和十一年三月十二日

群馬縣知事 君島清吉

第三項 郡域變更に關する問題

本郡毛里田村以南四ヶ村所謂下山田地方は、地勢の關係上、人情風俗習慣・生業等山村地域の上山田地方と自ら異なるを以て、明治二十四年時の中村群馬縣知事は、この四郡を新田郡に編入することを當該各村會に諮問せられたることありしが、爾來該地方民はこの議を賛し、帝國議會に請願する處あり、會々大正九年桐生町は市制施行略々決定的するに及び下山田四ヶ村は村民大會を開きて新田郡に所管替を帝國議會に請願したることあり、是に於て桐生町を除きたる上山田地方の郡民は殘餘の小區域を以てしては郡の維持發展は到底望むべからずとし、勢多郡東村・黒保根村・新里村及新田郡笠懸村・藪塚本町の一町四ヶ村を山田郡に編入せんとする運動を起し關係町村長の調印を纏めてこれを内務大臣に陳情せり、その文書は左の如し。併し下山田地方は舊態依然たるを以てこの陳情書も一片の反故に期せり。

郡域ニ關スル陳情書

謹デ郡域變更ニ關シ拙文ヲ草シ以テ茲ニ陳情仕候群馬縣山田郡毛里田村・垂川村・休泊村ノ四ヶ村ニ於テハ已ニ明治二十四年以來大正二年ニ至ル年々新田郡ニ編入セラレ度旨請願スル處アリ客年又其手續ヲ運バレ尙ホ桐生町ニ於テハ本年市制施行方ニ關シ意見書ヲ提出セラレタル趣傳承仕候右ハ何レモ事情止ムヲ得ザルモノト考察仕候得共山田郡ノ區域ハ桐生大間々ノ二町外十ヶ村ヲ包括スルモノニシテ殊ニ有力ナル前記桐生町及毛里田村外三ヶ村ニ離脱セラレンカ大間々町外六ヶ村ノ殘留スル處トナリ到底將來ニ於ケル發展ノ如キハ得テ望ムベカラザルノミナラズ其維持上頗ル困難ナルモノアルヤ瞭カナル處ナリ此レニ於テカ之レガ善後策ヲ講ズル夙夜腐心罷在候處勢多郡東村・黒保根村・新里村及新田郡笠懸村・藪塚本町ノ一町四ヶ村ニ於ケル山田郡トノ關係恰モ山田郡毛里田村外三ヶ村ト新田郡トニ於ケルガ如ク山河自然ノ形勢ヲ首メトシ或ハ交通上ニ或ハ各種産業上ニ或ハ經濟上ニ或ハ教育上ニ其他人情風俗習慣等總テノ社會的事情ニ至ル迄悉ク密接ナ重要ノ關係ヲ有シ地方行政上一郡ノ區域ニ屬スルヲ最便利トスル次第ニ有之候ニ付毎ニ地方行政ノ發達助長ニ關シ特ニ御垂念ノ深厚ナル閣下ニ於テ適當ナル措置ヲ採ラルルハ固ヨリ信ジテ疑ハザル處ニ有之候得共桐生町ヲ廢シ市制ヲ施行セラレ毛里田村外三ヶ村ヲ新田郡ニ編入セララルルニ於テハ情狀御賢察ノ上何卒勢多郡東・黒保根・新里及新田郡笠懸・藪塚ノ一町四ヶ村ヲ山田郡ニ編入相成候様特別ヲ以テ御銓議相成度別紙參考書類相添關係町村長連署ヲ以テ此段陳情仕候也

大正十年一月 日

内務大臣 床次竹二郎 殿

群馬縣山田郡大間々町長 金子春吉
 同 縣同 郡梅田村長 青木倉藏
 同 縣同 郡川内村長 青山直次郎
 同 縣同 郡福岡村長 松島信三郎
 同 縣同 郡相生村長 今泉染太郎
 同 縣同 郡廣澤村長 岡田清太郎
 同 縣同 郡境野村長 高田菊一郎

參考書類

現在ノ山田郡ニ於ケル戸口及郡費負擔力標準調	八年末人口	八年末戸數	七年直接國稅縣稅納額
現在ノ山田郡ヨリ桐生町外四ヶ村ヲ除キタル戸口及郡費負擔力標準調	九七、〇七二	一五、二一二	三三九、八一六、八二〇
現在ノ山田郡ヨリ桐生町外四ヶ村ヲ除キタル戸口及郡費負擔力標準調	三四、五二二	五、五四九	一〇〇、五三七、〇九〇
現在ノ山田郡ヨリ桐生町外四ヶ村ヲ除キ藪塚外四ヶ村ヲ加ヘタル戸口及郡費負擔力標準調	六五、一六三	一〇、三二六	一九二、九八一、八三〇

(以下略)

第六節 現代

第一項 所轄縣の變遷

慶應三年十月徳川慶喜大政を奉還し王政復古となるや、本郡は舊幕府の御料及旗本領は明治元年六月十七日岩鼻縣の管

下となり、大名領は領主たる前橋知藩事、館林知藩事の支配に屬せり、但し松山藩所領たる桐生新町及大間々町は岩鼻縣治下となる、これ松山藩は奥羽列藩と共に反朝廷の聯盟に加はりしたため領地を沒收せられしに依るなりと、而して最初の岩鼻縣知縣事は武斷を以て聞えたる大音龍太郎なり、大音龍太郎は新任に際して左記の告諭を發し、越えて九月十日十二月六日兩日に互りて本郡を巡視して大に朝威を發揮したり。

覺

今般天朝より我等江軍監兼當分岩鼻知縣事被_レ仰付候、付ては善良を褒し姦惡を除き細民の疾苦を問、王政の有難を令_レ知度候條、小前末々に至るまで心得違無_レ之屹度朝命遵奉候様分而申達者也。

但主細の條件は追而附之輩より可_レ申達候事

戊辰七月朔

大音龍太郎

かくして明治四年七月廢藩置縣となるに及び、藩は縣となり、茲に本郡は岩鼻縣館林縣前橋縣に屬せり、次いで十月二十八日全國諸縣廳の廢合成るに當り、岩鼻縣は群馬縣となる、而して新田山田邑樂の三郡も亦暫く群馬縣に屬したりしが翌十一月十四日に至り本郡は新田邑樂の二郡と共に栃木縣管下となり、同五年正月十二日栃木縣に引渡さる。

太政官布告第五百五十九(明治四年十月二十八日)

今般上野國諸縣被_レ廢、更に群馬縣被_レ置候事。

但高崎に縣廳を被_レ置候事

この時群馬縣への御達

群馬縣

今般上野國小幡伊勢崎前橋岩鼻高崎沼田安中七日市ノ八縣ヲ廢シ更ニ其縣ヲ被_レ置、同國利根吾妻勢多群馬確

氷那波甘樂佐位片岡綠野拾壹郡管轄被_レ仰付候事。

但當分同國邑樂山田新田、三郡之内竝ニ元縣々管地他國ニ有_レ之候分モ管轄可_レ致事。

辛未十月二十八日

太政官

明治九年八月再び府縣廢合の事ありて、茲に本郡は他の二郡と共に群馬縣に歸屬して今日に及べり。當時栃木縣より群馬縣移管に關する布告令達は左の如し。

第百拾貳號(太政官)

筑摩縣始左ノ通り廢合竝管轄替被_レ仰出候條此旨布告候事。

明治九年八月廿一日

右大臣 岩倉具視

熊谷縣管轄武藏國ノ内ヲ埼玉縣へ合シ。栃木縣管轄、上野國山田新田邑樂ノ三郡ヲ熊谷縣へ合シ熊谷縣廳ヲ上野國高崎へ移シ群馬縣ト改稱。

番外(栃木縣)

從第四大區五小區至第十四小區

正副區戶長

學事取締役同補

醫事取締

豫テ相逢候通其區内村々群馬縣へ合併被_レ仰付候ニ付來ル九日同縣へ引渡候條此旨相逢候事。

明治九年九月五日

栃木縣令 鍋島幹代理

群馬縣	昭和六、三、八	知事	金澤正雄	昭和十、一、五	依願免本官	三年 二九日
同	同 一〇、一、五	同	君島清吉	同 一三、七、七	任福島縣知事	二年五ヶ月二三日
同	同 一三、七、七	同	土屋正三			

第二項 山田郡役所の設廢

一、郡役所の設廢 明治十一年七月廿二日太政官布告第十七號を以て郡區町村編成法及び同七月廿五日の府縣官職制の頒布により、平安朝地方政治の類廢以來全く地理的名稱に墮したりし郡は、再び行政の一區劃と改まるに至れり、本縣は同年十二月七日布告を發し、従前の大小區制を廢し群馬縣十六郡を置けり、本郡亦其一に在り、依つて山田郡役所を桐生新町に置き第一次の郡長として小關信國任命せらる、當時の山田郡は反別五千二十二町五反七畝五歩、人口三万八千六百九十二人、郡役所の定員郡長一人、書記六人、雇六人なり、而して郡長管掌の條件は左の如し。

- 郡長管掌の條件 郡長に於いて處分して後縣廳に報告すること得るもの
- 一、徵稅並地方稅徵集及不納者處分の事
 - 二、徵兵取調の事
 - 三、身代限財產取扱の事
 - 四、逃亡死亡絶家の財產處分の事
 - 五、官有地の倒木枯木を賣却する事
 - 六、電線道路田畑水利に障害ある官有樹木を伐採する事
 - 七、河岸地借地検査の事
 - 八、職遊獵願威銃願の事
 - 九、印紙罫紙賣捌願の事
 - 一〇、小學校資金の事
- 右之外縣令より特に委任する條件

郡役所内の事務は、設置當時庶務・勸業・學務・地理・租稅・出納の六課を置きたるが、明治十四年十二月廿七日郡役所事務規定改定により、第一分掌（庶務）第二分掌（勸業・學務・衛生）第三分掌（租稅・土木・會計）となし、各分掌に書記一名乃至兩三名を置き、その他補助員として雇を置くとおかざるとは郡の大小事務の繁閑に依りて適宜これを定む、凡そ大小の事

務郡長の裁決を経ざれば施行するを聽さずと規定せり、明治十六年一月の改正により第一分掌に兵事を加へ第三分掌の租稅を收稅と改めたり。

爾來郡長の管掌事務に時勢の進運に伴ひたる委任事項の追加あり、又事務分掌に就いては明治三十六年九月七日訓令甲第二百二號を以て第一課（庶務・社寺・兵事・勸業）第二課（土木・地理・稅務）第三課（學務）に改め、更に大正十三年八月十五日訓令甲第十九號により庶務係・町村係・學務係・勸業係・財務係と改正し、以て大正十五年六月三十日の郡役所廢止に及ぶ、因に本郡役所設置以來歴代郡長の更迭表は左の如し。

歴代山田郡長表

氏名	任命年月日	轉免年月日	事由	在職年月	備考
小關 信國	明治一、一、二、七	明治一三、一、二、四	群馬縣五等警部 =轉任	一年二月	明治三、一、四 山田郡長心得
松井 強哉	同 一三、一、二、四	同 二三、二、六	利根北勢多郡長 =轉任	一二月	明治三、四、六 山田郡長 御用有之出京申付ケ ラ
吉見 邦直	同 二三、二、六	同 二九、四、二八	依願免官	五年五月	明治九、八、三 山田郡長
利根川 孫六	同 二九、四、二八	同 三一、一〇、四	群馬郡長=轉任	二年七月	
森 重毅	同 三一、一〇、四	同 三六、六、三	北海道廳支廳長 =轉任	四年九月	
橋本 求	同 三六、六、三	同 三九、六、一六	群馬郡長=轉任	三年一月	
石川 泰三	同 三九、六、一六	同 四二、二、七	勢多郡長=轉任	三年七月	
福田 伊八	同 四二、二、七	同 四四、一、一九	北甘樂郡長=轉任	一年二月	
利根川 孫六	同 四四、一、一九	大正二、六、三〇	依願免官	二年六月	
直井 三郎	大正二、六、三〇	同 五、一、一	依願免官	二年八月	

吉田 恒喜	大正 五、一、一一	大正 八、九、一	休	三年九月
堀 太郎作	同 八、九、一	同 一〇、三、五	邑樂郡長ニ轉任	一年七月
野中富三郎	同 一〇、三、五	同 一三、一〇、四	佐波郡長ニ轉任	三年八月
關口義慶二	同 一三、一〇、四	同 一四、八、一二	依願免官	一 一月
吉永貫一	同 一四、八、一二	同 一五、六、三〇	廢官	一 一月

(桐生市長ニ就任)
群馬縣社會教育主事ニ任セラル

第三項 郡の自治・山田郡會

郡の自治は明治二十三年法律第三十號を以て公布せられ、同二十九年八月一日より施行せられたる郡制によりて定めらる、この郡制により従來府縣に直屬して町村の監督者たるに過ぎざりし官選郡長は、郡自治行政の執行機關となり、その職務權限も亦改正せられたり、次いで明治三十二年三月法律第六十五號を以て郡制を改正せられ、その議長は郡長自ら之に當れるを廢して、議員の互選に依らしめ、各町村の區域より選舉區を分ち、多額納稅議員を廢する等著るしき改正を見たり、爾來郡治行政年毎に發達し教育勸業其他諸般の施設郡自治體より興隆せるもの少からず、然るに世運の進歩に伴ひ郡制存置の必要なしとして大正九年第四十四帝國議會に於いて郡制廢止の法律案は通過し、大正十年四月法律第六十三號を以て發布せられ、同十二年三月勅令第四十四號を以て同十二年三月三十一日限り廢止の旨公布せらる、本郡の郡會は明治二十九年九月十六日開會の臨時會を最初とし、大正十一年四月十日の臨時會を最終とし、臨時會十三回通常會二十六回總計三十九回を重ねたり、今左に郡會概要表及郡會議員一覽表を記す。

一、郡會概要表 (山田郡會決議 録綴に據る)

回次種別	開會年月日	閉會年月日	議員定數	郡長	副議長	議長	參事會員	重要議事	歳入	歳出	備考
一臨時	明治	二元、九、二六	一六	利根川孫六	(議長代理者) 久保田健次郎	小島通一郎 伏島眞一郎 山同藤十郎	役員選舉、郡會議事規則、傍聽人取締規則議決	1011,915 1,371,101			

二通常	三臨時	四通常	五通常	六通常	七通常	八通常	九通常
同 三、二、一八	同 三、四、一五	同 三、二、一六	同 三、二、一六	同 三、二、一八	同 三、二、一八	同 三、一、一八	同 三、一、一八
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一八	一八
前	前	前	森重毅	前	前	前	前
同	同	同	同	岩崎民三郎 藤生佐吉郎	同	同	同
前	前	前	前	新井登一郎 星野喜代三郎 下山 萬七 板橋信次郎 長山新四郎	同	同	同
同	同	同	同	赤岩橋架設費中へ寄附金一、五〇〇圓(一ヶ年賦)、 公立普通學校へ郡費補助ノ意見書提出 提出●郡費補助道ニ意見書提出 殿林・濁沼間。矢場川村役場ヨリ 足利太田縣道ニ至ル	同	同	同
同	同	同	同	郡會議事規則改正	同	同	同
前	前	前	前	追加豫算山田郡教育會へ五〇圓補助 山田郡廳舎建築費中ニ寄附金七四七圓六〇錢 山田郡視學傳給旅費支給規則 山田郡郡有財産管理規程改正	同	同	同
前	前	前	前	山田郡郡有財産蓄積規程 松原橋縣費架設意見書提出 縣補助道編入 大間々小泉道。桐生田沼道。大間々黒保根間舊縣道 郡役所用トシテ自轉車一臺寄附	同	同	同
117,110	117,110	117,110	117,110	843,455	3,031,871	3,913,240	2,363,367
16,310	16,310	16,310	16,310	80,500	2,788,791	3,556,176	2,190,443
			郡制改正				

一〇臨時	明治 三、〇、二六、一八	橋本 求	岩崎民三郎 高野梅吉	板橋信次郎 長山新四郎 桑原佐吉 石原和市郎 松島金十郎	役員選舉 三郡所有ノ建物及調度ヲ太田中學 校用(縣經濟)トシテ寄附ノ件		
一一通常	同 三七、二、五一、一八	同	同	同	町村土木費補助道規程 桐生田沼道。大間々小泉道。川 内福岡道。矢場大町道。境野小 俣道。川面新道。高津戸鹽原道 山田郡徵發輸送費支給方法 (以上諮問案答申)	一、三六六、七二四	一、二二四、二二五
一二臨時	同 三七、三、五、一八	同	同	同	山田郡會議員及名譽職參事會員旅 費手當給與規則		
一三通常	同 三八、二、二〇、一八	同	同	同	山田郡基本財産變更ノ件 矢場川村大字矢場字藤本ヨリ大町 ヲ經テ太田足利道ニ至ル郡費補助 道編入意見書提出	一、九八一、三八三	一、六九三、四四四
一四通常	同 三九、二、二四、一八	同	同	同	郡費ヲ以テ補助スベキ路線中改正 ノ件答申 小倉峠ヨリ櫻峠ヲ經テ淺原信榮 橋ニ出テ大間々ニ至ル	二、三二九、六九〇	一、七二〇、四〇六
一五通常	同 四〇、一、二五、一八	石川 泰三	假議長 板橋信次郎 高野梅吉	板橋信次郎 小内歌藏 桑原佐吉 石原和市郎 松島金十郎	路線變更 大間々小泉道中葦川村上小林ヲ 經テ縣道太田足利道ニ至ル 俣野足尾街道鹽原ヨリ水沼ニ至ル 縣補助道ニ變更ノ件ニ關スル意見 書提出	二、八八三、八〇〇	二、七五、五六六

一六通常	同 四一、一、二七、一八	同	高野梅吉 藍原角太郎	福田兼吉 前原良太郎 板橋信次郎 園田豊松 高野平吉	栽桑補助費千圓支出ノ件延期 山田郡有財産管理規程 郡立高等女學校設立建議書	二六、三六六、〇七六	二六、三三三、〇一一
一七臨時	同 四一、三、九、一八	同	同	同	郡立高等女學校明治四十一年度ヨ リ設置ノ件可決 經費二〇、三六五圓二七錢ノ内一 五、〇〇〇圓 森宗作等寄附		
一八通常	同 四二、一、三三、一八	同	同	同	大間々蠶絲同業組合ニ補助ノ件建 議	一〇、四四一、〇一〇	一〇、三三三、四一三
一九通常	同 四三、一、二四、一八	同	同	同	前石川郡長ニ感謝狀贈呈	一三、一四九、五一一	一三、〇〇〇、九二二
二〇通常	同 四四、一、二三、一八	利根川孫六	同	同	前郡長へ感謝狀贈呈		
二一臨時	同 四四、一〇、二六、一八	同	飯塚春太郎 藤生丈三郎	福田兼吉 前原良太郎 板橋信次郎 高野平吉 桑原佐吉	役員選舉 山田郡有財産規程中改正ノ件	一一、一七六、四七三	一一、〇九一、九一七
二二通常	同 四五、一、三一、一八	同	高野梅吉 藤生丈三郎	同	飯塚春太郎議長辭任、高野梅吉當 選 山田郡起債及償還方法 (高等工業學校創立費縣寄附金中 へ壹萬貳千圓寄附ノタメ)	二七、六六三、七三六	二七、七五、二四〇

二三 通常	二四 通常	二五 通常	二六 臨時	二七 通常	二八 臨時	二九 通常	三〇 臨時
同	同	同	同	同	同	同	同
大正 三、一、二八	三、三、三一 三、三、七	四、二、三一 四、二、二五	四、六、三一 四、六、一八	五、三、二〇 五、二、二六	五、一〇、六一	六、三、三一 六、三、八	六、二、四一 六、二、一九
同	直井三郎	同	同	吉田恒喜	同	同	同
同	同	同	同	桑原文作 青木倉藏	同	青木倉藏 佐々木傳吉	同
同	同	同	同	石原和市郎 福田兼吉 高野平吉 鈴木惣太郎 高草木四郎	同	同	同
縣立織物學校移轉建物及敷地無償交付ニ付郡ニ受入ルコト 郡立高等女學校移轉後ハ無償ニテ校舍敷地ヲ桐生町ヘ下付スルコト			議員定數變更ノ件 十八人ヲ十九人トナス		郡立高等女學校費追加更正豫算ノ臨時雇、消毒藥品、井戸修繕ノ件	山田郡立高等女學校縣移管ニ關スル件 土地建物見積價格 八六、五九、四九三 作法室建築費 三、〇〇〇、〇〇〇 經費(自大正七年度) 一六、〇〇〇、〇〇〇 (至大正十年度) 一六、〇〇〇、〇〇〇	
一四、九六七、六四六、四、三六、九七五	一五、四三九、〇七三、五、四二、〇五七	一四、九七一、七五六、一四、六五八、〇九〇		一六、七二五、〇四六、一六、四七四、〇二〇		一九、二七〇、六三六、一九、〇四八、二一〇	

三一 通常	三二 通常	三三 臨時	三四 臨時	三五 通常
同	同	同	同	同
七、二、二六 七、二、二二	八、三、五一 八、二、二二	八、七、二六 八、七、一九	八、一〇、二九 八、一〇、二〇	九、一、二五 九、一、二〇
同	同	同	堀 太郎作	同
同	同	同	前原悠一郎 小林郷次郎 議長職務代理者 青木倉藏	同
同	同	同	青木倉藏 板橋甚一郎 金子竹太郎 小野里小三郎 福田兼吉	同
郡費支辨ノ職員退職料退職給與金死亡給與金支給規程 川内村ヨリ福岡村ニ至ル櫻峠通り(一九町三〇間)郡費補助道ニ指定ノ件建議	郡會議員及郡名譽職參事會員費用辨償支給規則 郡會議員選舉立會人費用辨償支給規則 山田郡會會議規則改正 傍聽人取締規則 桐生田沼道ヲ假定縣道ニ編入ニ關スル意見書提出	議員定數變更ノ件(二〇人トス)	役員選舉 桐生田沼道ヲ縣道ニ編入ニ關スル意見書知事ニ提出 大正用水施工ノ場合如來堂廣澤ニモ通水スル様意見書縣知事ヘ提出	郡會議員及郡名譽職參事會員費用辨償支給規則改正 郡會議員選舉立會人費用辨償支給規則改正 郡道認定諮問案可決 桐生福岡線、桐生菱線、桐生川内線、大間々黒保根線、大間々
一六、四八六、八七五、一八三、一七五		一七、〇〇七、七四〇、一六、六二二、四〇〇		三〇、七五四、〇五三、二九、一五七、五〇〇

(一) 名主時代 この時代は明治の初年より明治五年四月までにして舊稱踏襲時代なり、その行政も幕府時代と大差なきが如きも統一政治を行ふ順序として一町村一名主とせり、この名主を肝煎名主と稱したるが如し、明治二年四月十二日岩鼻縣より上知村々に對したる示達は即ちそれなり。曰く

上地村々の儀、舊地頭にて名主組頭申付有之、村方に寄り村役人共多數有之候處今般一村一支配相成候上は、名主は一人に致し組頭右に準じ人數相減可申、名主組頭共村中人撰入札を以て取極來る六月二十日迄に役人相願可申事。右の通り其組合村々の内、上知の儘村役人多人數有之候村々へ可相達之者也。

巳四月十八日(明治二年)

岩鼻縣

この一村一給の制により組合組織にも改革を要したる實狀は、幸に境野村五人組改正規則帳によりその一端を窺ふを得べし。

明治四年辛未七月五人組改正規則帳 (桐生市圖 書館所藏)

岩鼻縣支配所第九區上州山田郡境野村五人組合改正規則之事。

一、御一新之折柄一村一給に相成候上者、是迄之組合に而者不都合之儀も有之候に付、今般最寄五六軒を壹ト組合と相定、諸事取計方に最寄四組合を以て大組合と相定候事。

一、祝儀不祝儀共大組合之者立會、諸事實意を以、世話可致事。

但葬式等之節、是迄其耕地最寄念佛講中と唱ひ、其節相用ひ候道具等相拵、其外時分に相成候て、膳分等差出相賄來り候得共、以來者大組合之外、一切差出不申事、尤念佛講中等之儀者、其儘に致置、穴掘順番致來り候分同様之事。

一、親類等に不幸有之見送之者歸り之節出迎ひ致來り候處以來者相互に不レ可致事。

上州山田郡境野村

百姓代 田島安太郎
同 斷 田島儀平

同	斷	津久井文十郎
同	斷	飯田初太郎
同	斷	田中仙太郎
同	斷	淺海平重郎
同	斷	梶山文七郎
同	斷	梶山廣次郎
組	頭	關口平吉
同	斷	高橋善十郎
同	斷	牧島秀次郎
同	斷	新井清三郎
同	斷	石井政平
同	斷	新井彌平
同	斷	肝煎名主
同	斷	肝煎名主
同	斷	肝煎名主

明治四年七月廢藩置縣となり、管下劃一の政治を行ふに至りて、翌十月郷村役人職掌規則を設け、警備徴稅殖産風教その他政府の布達周知方の事務に當らせたり、この際に於ける村役人の名稱は肝煎名主名主組頭百姓代にして別に改正なし。(二) 區戸長時代 明治五年五月大小區制の布かるるに及び、名主組頭百姓代等の舊稱を廢し、小區毎に戸長一名副二名乃至三名を置けり、此時本郡は栃木縣管下となり新田・邑樂兩郡と共に栃木縣第十一・十二・十三の三大區に屬し、第十一大區は邑樂郡の大部、第十二大區は邑樂郡の一部と新田郡の全部及本郡の一部なり、第十三大區は本郡の大部なり、而して小區について見れば本郡内の町村にして新田郡の町村と一所になり居るもあり、或は足利郡の一部と同一小區をなすもありて、必ずしも郡の區域と一致せざりき、これ或は徳川時代の寄場の歴史を參考したるものか左に本郡内町村の區劃制を記し、終に本郡内に於ける區戸長の氏名を擧げん。

- 一、御布告等相違する時は御趣意徹底候様篤と注意、若了解し難き有レ之候節は戸長副等へ質問すべし。
 - 一、租税並上納等取立之節は伍中を精々世話致無レ滯上納可レ爲レ致。
 - 一、伍中火災等非常の事及二病難ニ其外困厄之義有レ之節は相互に助合混和共救之義主となり可ニ相謀。
 - 一、伍中若し遊惰に流れ産業を怠り或は酒色に溺る者等有レ之節は篤と教戒可レ致。
 - 一、伍中諸願何等重事に關係する分は連署すべし。
- 右之通り候事。
- 右之通相違候事。

明治八年十月二十二日

栃木縣令

鍋 嶋 幹

（境野村 浅海平治氏寄附）
桐生市圖書館藏

(三) 戸長時代 明治十一年七月郡區町村編成法發布以後は戸長時代なり、この期の町村の行政は毎町村又は數町村に戸長役場を設け一名の戸長を置き、その下に用掛一名乃至四名を置いて戸長を補助せしむ、戸長は戸長以下選舉法(明治十一年十二月七日甲第九十五號)によりて三名を選舉せしめ、縣廳に於いてその内につきて選拔し任期を三年とす、この選舉法は明治十三年六月(本縣甲第六)戸長選舉法の改正に當り官選となる、但し時宜によりて民選となすことを得、その職務は戸長職務の概目(明治十一年十二月七日甲第九十五號)を以て規定す、即ち令達の町村内周知地租及諸税の取纏上納戸籍作製徴兵下調地券臺帳の事・兒童の就學勸誘・町村内人民の印鑑簿整理・道路橋梁の修繕等を主なることとす。而して町村には専ら部内衆庶の安寧公益及協議費の徴收法等を議決する爲に町村會を設け、議員は該町村内に居住する滿二十年以上の男子にして不動産を所有する者の互選とし、その人數は町村の大小によりて十人乃至二十五人の範圍内にて定め、議長は議員中より公選す、その詳細は明治十二年三月三十一日甲第四十一號群馬縣町村會規則に詳なり、本郡内の戸長配置方區域の明治十二年設置方區域は明ならざるも明治十七年七月二十八日(本縣甲第六十五號)戸長配置方區域改正によるものは左の如し。

4、明治十一年七月郡區町村編成法による本郡區制

全縣二十三を大區に區分し栃木縣より編制替となりたる東毛三郡は最後の第二十三大區に屬することとなれり。

第二十三大區 上野國 山田新三郡之内 (山田新三郡) 計 四ヶ町一驛二百三十四ヶ村

第一小區	山田郡 荒金村	八重笠村	沖之郷	龍舞村	茂木村	矢場村
第二小區	同總一ヶ村 下小林村	石原村	臺之郷	安良岡村	上小林村	植木野村
第三小區	同總一ヶ村 吉澤村	丸山村	矢田堀村	古氷村	東今泉村	東金井村
第四小區	同總一ヶ村 富若村	大町村	市場村	只上村	東長岡村	一本木村
第五小區	同總一ヶ村 桐生新町	如來堂村	廣澤村	安樂土村	下久方村	上久方村
第六小區	同總一ヶ村 二渡村	山地村	淺部村	高澤村	新宿村	境野村
第七小區	同總一ヶ村 大間々町	桐原村	鹽原村	淺原村	小平村	長尾根村
第八小區	同總一ヶ村 東小倉村	西小倉村	須永村	高津戸村	燕町村	天王宿村
第九小區	同總一ヶ村 下新田村	天沼新田	山田村			

ロ、明治十七年七月二十八日 戸長配置方區域(山田郡之部) ○印戸長役場所在地

- 桐生新町 下久方村 安樂土村
- 新 宿 村

- 境野村
- 上久方村 淺部村 二渡村 山地村
- 廣澤村 一本木村
- 丸山村 吉澤村 古水村 東今泉村 矢田堀村
- 只上村 富若村 市場村
- 矢場村 荒金村 大町村 植木野村
- 龍舞村 八重笠村 沖ノ郷 茂木村 下小林村
- 臺ノ郷 安良岡村 上小林村 東金井村 石原村 東長岡村
- 下新田村 如來堂村 天沼新田 天王宿村 蕪町村
- 大間々町 桐原村
- 淺原村 長尾根村 小平村 鹽原村
- 山田村 東小倉村 西小倉村 須永村 高津戸村

二、町村長時代

地方共同の利益を發達せしめ、衆庶民の幸福を増進することを欲し、隣保團結の舊慣を尊重して益々これを擴張し、更に法律を以て都市及町村の權義を保護する必要を認められ、明治二十一年四月法律第一號を以て市町村制を發布せられ、明治二十二年四月町村制實施と共に從來の聯合戶長役場制を解體して、適宜合同して新に町村を設け、從來の町村名を大字と稱す、町村に町村役場を設け吏員として町村長・助役・收入役書記等あり、別に町村會の議決機關ありて町村自治の制

全く確立せり、この時本郡に於ける新町村及大字名稱は左の如し。

(一) 新町村編制表

群馬縣令第十九號 明治二十二年三月四日

明治十一年(七月)第十七號布告郡區町村編制法ニ依リ本縣郡町村區域名稱左記ノ通改定シ明治二十二年四月一日ヨリ施行ス

但シ舊町村名ハ大字トシテ之ヲ存シ飛地ハ各其所在郡町村ヘ編入ス

- 桐生新町 安樂土村 下久方村 新宿村 上久方村字平井
- 以上合併シテ桐生町ト稱ス
- 山田村 須永村 西小倉村 東小倉村 高津戸村
- 以上合併シテ川内村ト稱ス
- 廣澤村 一本木村
- 以上合併シテ廣澤村ト稱ス
- 上久方村 (桐生新町ニ屬スル分ヲ除ク) 淺部村 高澤村 二渡村 山地村
- 以上合併シテ梅田村ト稱ス
- 下新田村 如來堂村 天王宿村 蕪町村 天沼新田
- 以上合併シテ相生村ト稱ス
- 淺原村 鹽原村 小平村 長尾根村
- 以上合併シテ福岡村ト稱ス

○大間々町 桐原村

以上合併シテ大間々町ト稱ス

○矢場村 大町村

石原村

下小林村

以上合併シテ葦川村ト稱ス

○吉澤村 丸山村

富若村

以上合併シテ毛里田村ト稱ス

○境野村 従前ノ通

然るに明治二十六年七月十五日葦川村を分割して矢場川・休泊村をおく即ち左の如し。

矢場村 荒金村

龍舞村 沖之郷

臺之郷村 東長岡村

大町村 植木野村

茂木村 下小林村

東金井村 石原村

植木野村

八重笠村

安良岡村

上小林村

以上矢場川村

以上休泊村

以上葦川村

(二) 町村制施行以後各町村長表

次にこの期に於ける各町村の歴代町村長は左表の如し。

(本表は各小學校よりの調査報告を基としこれを群馬縣報に校合増補したる處あり) 而も縣報に缺號あり、又未告示の時代ありしたため不完全なるを免れず後考を俟つ

一、梅田村

氏名	就任年月日	退任年月日	備	考
長山新四郎	明治二十二年五月	明治二十二年		
中島代治郎	同二十三年	同二十七年		
石島文十郎	同二十七年	同三十年		
青木保藏	同三十年	同三十三年		
朽津貞八郎	同三十三年五月二十四日	同四十五年五月三十日		
青木倉藏	同四十五年七月四日	大正四年九月七日		
島永太郎	大正四年十一月六日	同八年十一月五日		
青木倉藏	同八年十一月八日	昭和五年一月十五日		
中島榮三郎	昭和五年四月三十日	昭和十二年九月三日		
青木專治	昭和十二年九月十日	現職		

二、川内村

氏名	就任年月日	退任年月日	備	考
高草木兼太	不明	不明		
中里繁彌	不明	不明		
宮下羊太郎	明治三十四年五月十九日	明治三十八年一月三十一日	官選村長	
園田才三郎	同三十八年二月一日	大正二年二月七日	内自大正二年二月一日至二月七日ノ間ハ臨時代理村長タリ	
桑原佐吉	大正二年二月七日	同三年七月三十一日		
中里榮一郎	同三年十月六日	同七年十月五日		
桑原佐吉	同七年十月七日	同八年八月十三日		

第二篇 人文界 第二章 沿革

青山直次郎	同	八年十二月四日	同	十一年九月三十日
田村宗吉	同	十一年十月三十日	現	職

三、福岡村

山同藤十郎	同	明治二十二年六月一日	同	明治三十一年五月六日
小池仙太郎	同	三十五年十月二十四日	同	三十九年十月二十三日
小野里小三郎	同	四十年三月二十七日	同	四十一年三月二十日
阿久津直三郎	同	四十一年四月十一日	同	四十一年四月二十一日
深澤太郎次	同	四十一年六月四日	同	四十三年四月二十五日
山同嘉四郎	同	四十三年八月四日	同	四十五年一月二十日
松島信三郎	同	大正元年十月十四日	同	大正十一年八月六日
小池仙太郎	同	十二年四月二十八日	昭和二年	四月二十七日
山同藤十郎	同	昭和二年四月二十八日	同	十年六月二十五日
松島信三郎	同	昭和二年六月二十一日	同	十二年七月九日
山同康雄	同	十年七月十日	現	職

自明治四十一年十二月二十一日至同年同月二十六日ノ間臨時代理村長タリシ、明治四十二年一月二十九日再選

臨時代理村長

四、大間々町

高草木與四衛	同	明治二十二年六月十日	同	明治二十五年十月十日
藤生一次郎	同	二十五年十月十四日	同	四十一年十一月一日
新井榮太郎	同	四十一年十一月六日	大正三年	二月十五日
金子春吉	同	大正三年四月三十日	昭和五年	九月二十二日

奥野佐吉	同	昭和七年三月二十七日	昭和十一年	三月二十六日
須永善十郎	同	十一年十月三十一日	現	職

五、相生村

津久井榮太郎	同	明治二十二年	同	明治二十八年十月
藍原角太郎	同	二十八年十月二十二日	同	三十五年十一月二十一日
蛭沼慶三郎	同	三十五年十二月十一日	同	三十七年九月十一日
明戸松次郎	同	三十七年九月二十六日	同	四十二年八月十四日
藍原角太郎	同	四十二年十二月十八日	大正八年	二月八日
今泉染太郎	同	大正八年三月三日	昭和十年	三月二日
藍原和十郎	同	昭和十年三月三日	同	十年九月十日
藍原和十郎	同	十年十月十七日	現	職

六、廣澤村

鈴木小四郎	同	明治二十二年五月三十日	同	明治二十三年七月三十一日
山崎金四郎	同	二十三年八月十二日	同	二十三年十月三十一日
丹羽忠五郎	同	二十三年十一月一日	同	二十五年十月三十一日
菱山德次郎	同	二十六年四月一日	同	三十四年四月七日
加藤芳造	同	三十四年四月十七日	同	三十五年九月十五日
山田安利	同	三十五年十月六日	同	三十六年九月九日
中里繁彌	同	三十九年七月二十五日	同	四十三年七月二十四日

臨時代理村長

第二篇 人文界 第二章 沿革

岡田清太郎	同	四十二年七月二十五日	大正	十年四月十四日
丹羽長右衛門	同	大正	十年十月三十一日	
藤生佐吉郎	同	十二年十一月七日	昭和	十二年三月三十一日

七、毛里田村

板橋信次郎	明治二十二年五月一日	明治三十一年二月十日	
古屋 畫一	同	三十二年九月二日	
久保田健次郎	同	三十八年三月一日	
野村直次郎	同	三十九年四月一日	
板橋信次郎	同	三十九年五月三十一日	
恩田政次郎	同	三十九年九月五日	
中尾 民平	同	三十九年九月十五日	
板橋信次郎	同	三十九年十二月十一日	
久保田健次郎	同	四十一年十一月七日	
板橋信次郎	同	大正	三年二月十五日
野村直次郎	同	十二年七月十九日	
鈴木貞次郎	同	十五年八月三十日	
中島小治郎	昭和	六年一月十六日	
久保田平三	同	六年二月十九日	
阿久澤千米	同	六年三月十一日	
久保田平三	同	六年七月十五日	

職務管掌

職務管掌

小野里文平	昭和	六年十二月十五日	昭和	七年三月十二日
青木卓爾	同	七年三月二十五日	現	職

臨時代理村長

八、葦川村

伏島眞一郎	明治二十二年四月	明治二十六年九月	
澁澤 熊吉	同	三十三年一月二十六日	
長山新四郎	同	三十六年三月三十一日	
小林徳次郎	同	三十九年四月二十一日	
中里虎次郎	同	大正	三年四月二十九日
小林徳次郎	同	大正	三年五月一日
明戶松次郎	同	七年五月八日	
堀江 熙郎	同	昭和	二年八月三十一日
高野彌三郎	昭和	二年十二月十三日	
吉川 慎一	同	六年十月十七日	
戸塚 正平	同	八年九月十一日	
缺員	同	十年九月十一日	

此間堀江熙村長代理トナル
 此間高野善太郎村長代理トナル
 此間原島喜平村長代理トナル
 職務管掌

九、矢場川村

伏島眞一郎	明治二十六年十一月十一日	明治三十年十一月十一日
三田 善作	同	三十五年三月八日
相場傳吉	同	三十五年四月十一日
同	同	三十八年九月十四日

長島友吉	同	三十八年十月三日	同	四十二年十月二日
相場彦次郎	同	四十二年十月六日	同	四十四年八月十九日
茂木安太郎	同	四十四年十月三十日	大正	四十四年十月二十九日
坂上忠七	同	大正四年十月三十日	同	十一年三月六日
新井金一郎	同	十一年三月二十九日	同	十三年七月三十一日
梅澤熊三郎	同	十三年十一月二十日	昭和	三年十一月十九日
根岸宇八	昭和	三年十一月二十日	同	七年九月五日
柳田孝義	同	七年九月五日	同	七年九月六日
梅澤熊三郎	同	七年九月六日	同	十年十月九日
齋藤文七	同	十年十月二十八日	現	職

一〇、休泊村

武藤幸逸	明治	二十六年十一月	不明	明治三十五年十二月七日
篠原浦十郎	同	二十七年十一月	同	四十年五月三日
堀越浦二郎	同	三十七年	同	四十四年五月九日
武藤友三郎	同	四十年五月十日	大正	四十四年五月十四日
武藤幸介	同	四十四年五月十五日	同	八年五月十四日
鹿山利忠	大正	四年五月十五日	同	十二年五月十五日
武藤德太郎	同	八年五月十六日	同	十二年十二月十日
上原猪一郎	同	十二年七月三日	同	十四年九月十九日
武藤幸介	同	十二年十二月十日	昭和	四年四月二十五日
石原蝶作	同	十五年六月三日	同	職

臨時代理村長

鹿山利忠	昭和	四年五月十二日	現	昭和十一年五月九日
町田林内	同	十二年二月十一日	職	

一一、境野村

新井藤太郎	明治	二十二年五月二十五日	明治	二十三年八月二十八日
野邊三左	同	二十四年二月十四日	大正	四年七月三十一日
高田菊一郎	大正	四年八月十六日	昭和	四年二月七日
松崎馨	昭和	四年二月八日	昭和	八年三月三十一日

村長代理(當村助役)

(三) 近時の町村經濟

一、大正十四年以後五年毎 本郡町村別歳入一覽表(群馬縣市町村別統計書)

(大正十四年決算 昭和九年豫算)

町村別	年次	事項	市町	財產	使用	國庫	交付	補助	寄附	繰入	繰越	其ノ他	計	市町
			稅	生	料	金	金	金	金	金	金	金	金	人口
			額	産	及	下	金	金	金	金	金	金	金	當
			円	額	手	渡	円	円	円	円	円	円	円	人
				收	數	金								
				入	料	庫								
川内村	大正十四年	昭和三十七年	三、七二七	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二
	昭和四年	昭和三三	三、三三三	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二
	昭和九年	昭和三三	三、三三三	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二
	昭和九年	昭和三三	三、三三三	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二
梅田村	大正十四年	昭和三十七年	一、九四八	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二
	昭和四年	昭和三三	一、九四八	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二
	昭和九年	昭和三三	一、九四八	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二
	昭和九年	昭和三三	一、九四八	一、〇三二	八〇	三、〇四三	五、七二二	八六三	一、八〇〇	三、一〇〇	一、二九三	五、七〇二	六、七六七	五、四九二

町村別	年次	事項										
		役場費	土木費	教育費	衛生費	勸業費	警備費	基本財	公債費	補助費	其ノ他	計
福岡村	大正十四年	二一、三六三	一、二二九	一六	三、九二三	三九五	一八八	六三三	三、〇〇〇	一	三、八九三	七〇二七
	昭和四年	二三、三八八	二六六	一三、八九二	五、八七三	四七一	三三九	五八二	一、〇八九	三、四五六	四九、七四六	七六七〇
	昭和九年	一五、九七一	八八三	一六、〇四九	六、三三二	二六四	一、三五〇	一	二、三四二	二、〇八一	四九、三一一	五三一一
大間々町	大正十四年	四〇、六五六	一、六六六	三、四九七	五、〇七八	一、七九四	三三七	四九八	一六八	一、五九八	七六七	五三三九
	昭和四年	四六、九六三	一、七九五	六、一六二	八、八五五	一、七四五	一、〇三一	六五七	三、五〇〇	四、五八五	四、四〇二	七九、六九五
	昭和九年	三三、七五三	七九二	五、二九〇	九、八〇〇	一、一八三	二、〇四五	一	三、七〇〇	三、〇〇〇	一、五八一	五七、一四四
相生村	大正十四年	一六、六八三	三五〇	二九六	三、〇六七	六〇四	二〇五	五、七〇三	一	一、四〇八	三、一五九	三三、四七五
	昭和四年	一六、五三五	八九四	三九五	五、三六〇	六三九	一五六	一五三	二、四二二	二、八四六	二九、三九〇	四〇、三三一
	昭和九年	一六、一六二	七六四	五五二	五、七九五	四八六	一、〇一〇	一	一、三八〇	二、九二〇	二九、〇六九	三三、九一
廣澤村	大正十四年	二八、〇三二	一、四五一	三六八	三、九八五	八二五	二二六	三三〇	九二一	一、〇四六	八、三九九	四三、四六三
	昭和四年	三三、四八七	二、一三四	四六四	七、〇七一	八八四	五四九	一、八九	一、〇〇〇	一、三三〇	五、四〇七	五三、一一五
	昭和九年	二七、四五六	二、五六八	六八八	七、三〇〇	一、〇二二	一、三四四	一	四一〇	三、六二七	四四、三三五	四八、七九九
毛里田村	大正十四年	三三、八八三	二、七七八	八三三	五、八三六	一、二五九	四〇二	一、二四四	二、九〇六	五、四七五	六五、三五五	四、四八
	昭和四年	三三、四七七	三、九六七	九六六	一〇、六九四	一、三二二	四〇八	六四	一、二八三	七、二七〇	六四、三〇九	四二、三三
	昭和九年	二五、五八九	九九三	二、七三八	一、二〇〇	九九〇	一、六七七	一	二五〇	七、七八三	五二、二〇〇	三二、六九
菲川村	大正十四年	二〇、五六六	一、〇〇七	一四二	三、二一九	八五一	五四	二〇〇	六、三一五	五、九四九	六〇、三三三	四、四九七
	昭和四年	二〇、二九八	一、二七四	一三三	五、四六九	七九六	二二五	四五	六、〇四四	四、四三三	三八、七〇七	四、四三九
	昭和九年	一五、六四	一、三五一	八七	六、〇〇〇	六八三	一、一六六	一	七〇	二、六九六	二八、二九七	三、四八〇
矢場川村	大正十四年	一九、六三八	六九〇	三二一	三、五一一	七九七	二二七	四三	一、五五四	三、二六六	三二、〇四一	五、三三四
	昭和四年	一七、六〇二	八二六	三八一	五、六一	六六八	二九〇	二〇七	五、六二九	三、三六八	三三、六一	四八、一三二
	昭和九年	一三、一六七	三五四	一六五	五、六〇〇	五〇五	七一一	一	一、六〇〇	二、三七〇	二五、九七三	三六、八〇

一、大正十四年以後五年毎 本郡町村別歳出一覽表 (群馬縣市町村別統計書)

大正十四年(決算) 昭和九年(豫算)

町村別	年次	事項										
		役場費	土木費	教育費	衛生費	勸業費	警備費	基本財	公債費	補助費	其ノ他	計
休泊村	大正十四年	一八、七三三	二、〇七九	一六	三、〇四一	一、〇一〇	七〇	二七五	一七	九一一	六、六一七	三三、〇三三
	昭和四年	二〇、七〇〇	四五六	一三一	五、五二〇	九五	二二	六七	一	五一一	四、二五九	三、八〇八
	昭和九年	一四、五九一	一、一〇一	一四〇	六、〇〇〇	五九三	九三	一	二五〇	二〇〇	一、八九四	二五、七七一
境野村	大正十四年	二五、四三〇	一、七〇〇	九五	三、二八一	九四四	九九	五四	二、七二二	三、五二九	三、一四三	五、一五〇
	昭和四年	二七、五三三	二、三六九	一四四	六、六六七	九〇三	三四三	四五二	一、六四〇	一、九六七	四、〇〇〇	四八、〇四八
	昭和九年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	大正十四年	二七六、一七一	一六、元九	六、〇六七	四三、六八九	九、九八八	二、一五八	一一、七四〇	五五、八二九	五〇、五五六	五二、五五九	五、〇〇二
	昭和四年	二九〇、六四六	一八、四〇八	三三、七一一	七六、〇九五	九、九六一	四、四九六	五〇、九三二	一三、四〇八	三三、一六六	四八、七一九	五、三九九
	昭和九年	二〇〇、九七〇	一一、六四七	二六、〇七〇	七五、〇四四	六、七三六	二二、六三三	一	一、七五〇	一三、四〇四	三四、〇二九	三六、三六三
梅田村	大正十四年	四、九七九	三九九	一四、六五九	一、三九五	二五	一、四〇四	一、七一九	二、二九一	五六一	四、七七七	三、三〇五
	昭和四年	五、七七八	五〇	一五、三六	一、一八三	七九	六六七	一、六四六	二、八一	七五五	三、〇五一	三、三六九
	昭和九年	五、〇四六	五〇	一六、三六	六〇八	一三三	六三三	一、六九〇	三、〇八八	一	二、九三四	三、〇、五七七
川内村	大正十四年	七、五五五	七一一	一九、七四	二、七三三	二六	一、四二五	七、二〇七	八〇	七八九	一一、七五六	五二、七二七
	昭和四年	八、六七〇	一、四四二	二二、五〇一	一、八七七	三三	九六八	四、一七一	七六三	七三七	一〇、三三二	五一、六六八
	昭和九年	八、四一三	七〇	二四、〇七九	一、七三	二七七	一、五六六	三、一四一	二、三五	一	五、五四八	四、五六一七
福岡村	大正十四年	五、五九三	三七〇	一二、八八	九四五	五〇	一、七五	二、二五九	四	九二五	一一、六五七	三四、八六六
	昭和四年	七、二二五	三八九	一四、四七五	七〇一	一一〇	二四九	三三〇	二、三三七	六三九	二二、七七七	四八、二二
	昭和九年	六、四三三	二、五七七	一三、五二	一三四	一六七	六六九	一、二四一	一、九七三	一	一九、〇一四	四、三一一

四、昭和九年 各郡別基本財産特別基本財産積立金高表

(群馬縣統計書)

郡名	基本財産	平均村	基本財産平均順位	特別基本財産	平均村	特別基本財産平均順位	合計	平均村	順位	積立金	町村數
吾妻郡	1,100,075.4	85,700.4	1	221,268.4	15,798.4	10	1,421,343.4	101,577.4	1	11,073.4	14
多野郡	748,667	41,593.3	2	310,927	17,273	9	1,059,594	58,866	2	7,135	18
勢多郡	504,823	29,695	3	369,983	11,764	6	874,806	51,459	3	1,416	17
群馬郡	99,770	26,279	4	83,333	2,753	4	175,103	50,033	4	1,868	35
北甘樂郡	563,730	24,510	5	547,457	23,801	3	1,111,187	48,322	5	10,173	33
佐波郡	383,589	33,974	6	340,580	21,286	7	724,869	45,261	6	6,209	16
利根郡	381,139	19,884	8	391,747	24,547	2	770,886	44,430	7	1,453	16
新田郡	159,158	12,243	10	394,755	20,366	1	553,913	42,609	8	7,933	13
山田郡	163,140	14,831	9	259,946	23,631	5	423,086	41,309	9	3,058	10
碓氷郡	404,634	22,480	7	311,091	17,838	8	725,725	40,318	10	8,523	18
碓氷郡	263,424	11,973	11	316,286	14,377	11	579,700	26,350	11	1,236	3
合計	5,629,139	27,730	1	4,306,263	21,233	1	9,935,402	48,943	1	179,465	203

第五項 縣會議員及衆議院議員

一、縣會議員

群馬縣會は明治十一年七月二十二日太政官布告第十八號府縣會規則に依り、同十二年五月二日初めて開會せられ、同十二年四月布告第十五號を以てこれを改正し、同二十二年二月法律第三十五號を以て府縣制發布せられ、同三十年四月一日

より本縣にこれを施行せられたり、今本郡選出の縣會議員の氏名を左に掲ぐ。但し第十回以前につきては後考を俟つ。

本郡縣會議員選舉期日及當選者表

回次	選舉期日	種別	定員	當選議員氏名	備考
一	明治十二年三月十日	總選舉	三	小内孫一郎(休泊村) 橋本彌作(相生村) 長山茂吉(葦川村)	初度
二	同 十三年七月	改半選舉	三	武藤幸逸(龍舞) 明	
三	同 十五年四月	同	四	伏島眞一郎(矢場川) 橋本彌作(前出)	
四	同 十七年四月十七日	同	四	長山茂吉(前出) 伏島眞一郎(矢場川) 武藤幸逸(前出) 澁澤熊吉(葦川村)	
五	同 十九年十二月	同	四	小内孫一郎(前出)	
六	同 二十一年九月	同	四	不	
七	同 二十三年 三、六、二八	同	四	澁澤熊吉(葦川村) 中村勘藏(葦川村)	二十四年一月一日解散ニ付
八	同 二十四年 二、五、一三、二	總選舉	四	田中信太郎(毛里田) 小島通一郎(桐生町) 久保田健次郎(毛里田) 森 宗五郎(桐生町)	
九	同 二十五年 三、二、三、六	改半選舉	四	伏島眞一郎(前出) 久保田健次郎(前出) 山同藤十郎(福岡村) 長山新四郎(葦川村)	

選挙回数	選挙年月日	種別	選挙区	當選者氏名	備考
一〇	明治二十七年三月三十一日	改選	長山新四郎(前出) 中村勘藏(前出)		
同	同	補選	飯塚春太郎(廣澤村)		
一一	同	改選	飯塚春太郎(前出) 久保田健次郎(前出)		
一二	同	改選	久保田健次郎(前出) 飯塚春太郎(前出) 小島通一郎(前出)		府縣制施行ニ付キ(三十年四月一日)總選挙
一三	同	改選	武藤幸逸(前出) 今泉健次郎(桐生町) 山同藤十郎(前出)		
一四	同	改選	今泉健次郎(前出) 澤 與八郎(大町) 野村直次郎(毛里田村) 村上		
一五	同	改選	野村直次郎(前出) 阿久津直三郎(福岡村) 今泉健次郎(前出)		
一六	同	改選	相場彦次郎(矢場川) 園田豊松(川内村) 福田常吉(桐生町)		
一七	同	改選	前原良太郎(桐生町) 武藤幸介(龍舞) 小池仙太郎(福岡村)		
一八	同	改選	武藤幸介(前出) 前原良太郎(前出) 桑原佐吉(川内村)		
一九	同	改選	坂上忠七(矢場川) 彦部駒雄(廣澤村)		桐生市獨立
二〇	同	改選	彦部駒雄(前出) 藍原和十郎(相生村)		
二一	同	改選	彦部駒雄(前出) 藍原和十郎(前出)		彦部駒雄死亡ニツキ
二二	同	改選	堀江 照(韭川村)		
二三	同	改選	一ノ瀬紀平(毛里田村) 藍原和十郎(前出)		

一、衆議院議員

明治二十二年二月十一日帝國憲法發布せられ翌二十三年七月一日第一回總選挙を行ひたるより現時(昭和十一年)に至るまで二十回の總選挙を行ひたり、その中に就きて本郡より選出せられたるは、第九回明治三十七年三月一日の總選挙に於いて休泊村大字龍舞出身の武藤金吉を始めとして、以來毎回本郡出身者あり、中にも昭和二年二月の總選挙に於いては定員五名の中本郡より三名の當選者を見たり、蓋し異數といふべし、左に本郡出身當選者氏名表を掲ぐ。

衆議院議員當選者本郡出身者氏名表

選挙回数	選挙年月日	種別	選挙区	當選者氏名	備考
九	明治三十七年三月一日	總選挙	郡部五名	武藤金吉(休泊村)	満期
一〇	同	同	同	武藤金吉(前出)	同
一一	同	同	郡部六名	武藤金吉(同)	大正三年十二月二十五日解散
一二	同	同	同	武藤金吉(同)	大正六年一月二十五日解散
一三	同	同	同	武藤金吉(同)	満期
一四	同	同	第三區二名	武藤金吉(同) 飯塚春太郎(廣澤村)	同
一五	同	同	同	武藤金吉(同) 飯塚春太郎(前出)	昭和三年一月二十一日
一六	同	同	第一區五名	武藤金吉(休泊村) 飯塚春太郎(同)	昭和五年一月二十一日解散
一七	同	同	同	飯塚春太郎(前出)	昭和十一年一月解散
一八	同	同	同	飯塚春太郎(同)	
一九	同	同	同	飯塚春太郎(同)	
二〇	同	同	同	飯塚春太郎(同)	昭和十二年三月三十日解散

〔備考〕 一、第九回乃至第十三回は大選挙區制(郡部一圓)
 二、第十四回乃至第十五回は小選挙區制(新田・山田・邑樂三郡)
 三、第十五回以後は中選挙區制(利根川以東二市五郡)

第六項 行政區劃及郡内所在の官署

本郡は現時我國の行政區劃中左の官廳の所轄に屬す、内郡内に官廳を有するものは大間々警察署・大間々營林署及前橋區裁判所大間々出張所あるのみ。

一、行政區劃及所屬官廳

- (一) 警察區劃 本縣警察部の所管にして大間々警察署・桐生警察署及太田警察署の三署に分轄せらる。
- (二) 土木管區 本縣經濟部の所管にして上山田地方は桐生土木出張所・下山田地方は太田土木出張所の所轄なり。
- (三) 司法區劃 前橋地方裁判所・前橋區裁判所及新田區裁判所に分轄せらる。
- (四) 陸軍區劃 第十四師管區に屬し高崎聯隊區司令部の所管なり。
- (五) 海軍區劃 横須賀海軍鎮守府の所管なり。
- (六) 鑛務區劃 東京鑛務署の所管なり。
- (七) 稅務區劃 東京稅務監督局の所管にして桐生稅務署の管轄に屬す。
- (八) 林務區劃 東京大林區署に屬し東京營林局大間々營林署の所管なり。
- (九) 遞信區劃 東京遞信局の所轄に屬す。

二、郡内所在の官署

- (一) 大間々警察署(警備衛生の部参照)
- (二) 東京營林局大間々營林署

本署は明治三十七年四月前橋・花輪兩小林區署を合併して大間々小林區署として創設せられたるものなり、後明治四十年七月館林小林區署明治四十三年九月足尾小林區署を廢してその所管を大間々小林區署に編入せり、大正三年今市小林區署

管内栃木縣上都賀郡永野・粕尾の兩村を大間々小林區署に移管す。

現管轄區域は東西十九里南北十六里六町、東方の一部笠間小林區に接し、東方及北方の一部は今市小林區に西方は高崎小林區に南方は秩父小林區に、北方は沼田小林區に接しその區域左の如し。

群馬縣 山田郡佐波郡・新田郡・邑樂郡・桐生市一圓。

勢多郡之内東村・黒保根村・新里村。

栃木縣 安蘇郡・足利郡・下都賀郡・足利市一圓。

上都賀郡之内足尾町・粕尾村・永野村。

大正十三年十二月二十日官制改正に依り東京營林局大間々營林署と改稱す、左の職員を置かる。

署長 擔當區請負

營林署屬 一人 營林署屬 一人 森林主事 六人

營林署技手 二人

雇 三人

開署以來の署長名は左の如し。

大間々營林署歴代署長表

官職名	氏名	就職年月日	退職年月日
林務官補	石渡秀實	明治三十七年四月	明治三十七年九月
同	加藤理三郎	明治三十七年九月	明治三十九年三月
山林屬	廣瀬徳太郎	明治三十九年三月	明治三十九年九月

山 林 屬	照 山 滋	明治三十九年九月	明治四十一年十一月
同 林 屬	峯 村 嘉 樹	明治四十一年十一月	明治四十三年八月
同 林 屬	横 瀬 傳 八 郎	明治四十三年八月	明治四十五年八月
同 林 屬	今 村 余 所 太 郎	明治四十五年八月	大正二年六月
山 林 屬(署長心得)	富 永 章 一 郎	大正二年六月	大正二年七月
同 林 屬	千 葉 平 次 郎	大正二年七月	大正五年九月
同 林 屬	種 村 平 次 郎	大正五年九月	大正七年五月十五日
同 林 屬	雨 宮 士 須 衛	大正七年五月十五日	大正十三年十二月十三日
山 林 屬	加 藤 專 治	大正十三年十二月十三日	大正十五年七月十八日
同 林 屬	中 村 良 平	大正十五年七月十八日	昭和六年四月十八日
營 林 署 技 手	谷 貝 廣 介	昭和六年四月十八日	昭和七年二月二十二日
同	佐 治 洋 之 介	昭和七年二月二十二日	昭和九年七月七日
同	根 岸 德 六 郎	昭和九年七月七日	昭和十二年一月二十三日
同	平 野 清 治 郎	昭和十二年一月二十三日	

(三) 前橋區裁判所大間々出張所

本所は明治二十一年十一月一日前橋治安裁判所大間々出張所と稱し、大間々町百十六番岡宗一郎所有家屋を假用して設置せらる。後桐原學校に移り明治三十年一月一日現位置即九百八十一番地に移轉せり、明治三十一年十月末日まで郡長名義を以て登記せるも爾後出張所主任書記判事代理として事務を行へり、明治三十二年六月十六日不動産登記法を制定せられ、以後判事代理を除き書記その事務を執行せり。

前橋區裁判所大間々出張所歴代所長表

氏 名	就職年月日	退職年月日	氏 名	就職年月日	退職年月日
星野七重郎	明治二十年一月	後任者就職ノ時	堀越醇	大正二年八月	後任者就職ノ時
粕谷健次郎	明治二十一年一月	同	齊藤定五郎	大正三年十二月	同
鳥海鉞雄	明治三十年四月	同	三俣貞助	大正六年八月	同
木下千之丞	明治三十年六月	同	津久井安一郎	大正八年五月	同
木下利斷	明治三十一年六月	同	矢野増男	大正十一年七月	同
茂木英三郎	明治三十三年一月	同	矢野恒男	昭和二年十月	同
高山織三	明治三十三年四月	同	内田重次	昭和三年六月	同
奥平喜一郎	明治三十五年十二月	同	富澤猪作	昭和五年三月	同
碓井三男	明治三十八年十二月	同	鈴木安治	昭和八年一月三十日	昭和八年一月三十日

第七節 各町村大字別沿革

一、梅 田 村 (大字上久方の地方古來梅田の里の稱ありしによる)

(一) 上久方 古時居館村と稱し下久方と一村たり、慶長二年分ちて上久方と云ふ、承應年間又割いて高澤淺部の二村を置くと、按ずるに居館の名は鎌倉時代以後桐生氏の居館ありしに起因せるなるべし、居館の名は現時小字として桐生城址東添に存す、東西三町三十五間南北四町三十間の地積なり。久方は現時久方と呼べども舊時は久方と稱したり、その史證は慶安二年二月高澤村高蘭寺より代官諸星庄兵衛に差出したる願書に「上野國山田郡上久保村高蘭寺」とあり(高蘭寺)又萬治三年上久方鳳仙寺が門前百姓の塔たる新田領藪塚村四郎兵衛を相手としたる訴訟狀にくぼと假名にて記せるを見てもこれを知らることを得べし。この久保について梅田村郷土誌に云ふ、寛正三年古河公方足利成氏この地に來るや村民喜びてこ

それが記念とし改めて公方村と稱し後文字を改めて久方村と稱したりと、果して然るか。私見にては久方は窪にて桐生川添の低窪地に由來せるものならん、その地域甚だ廣く、北は高澤淺原より南は桐生市内の下久方までにて南は荒戸に接して大村たりしなり、高澤淺部の二村は承應年間に分離して獨立となり、平井は明治二十二年三月四日(群馬縣令第十九號)桐生新町に編入せらる、治承年中桐生六郎なるものこの居館地方に起りしより以來桐生氏の領有たりしが如し、天正元年桐生氏亡びて由良氏の領となり天正十八年八月徳川氏の領に入る。

天正十八年八月天領となり寛文元年館林領に屬す、天和二年その一部小谷戸を残して旗下松平左門(大濱)近藤勘七郎(大門)小田切土佐守(居館)彦坂民之助(湯澤)の四給となる。而して小谷戸の御領は慶應三年に至りて松平大和守(前橋藩主)の領下となれりと。(梅田村郷土誌)併し「桐生領新地頭様方」に依れば、天和二年分給の際には彦坂民之助はなくその代り溝口孫左衛門・佐野内藏之助の地頭名あり果して然ればこの二地頭分が、年代不詳彦坂民之助に給替となりたるものか又元祿四年文書に森雲仙・布施孫兵衛・小田切土佐守・松平左門・溝口源左衛門とあり、記して後考を俟つ。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す。

(二) 淺部 前時上久方村高澤村と一村なり、承應年間分村(郡村誌)すとの承應年間然るべし、本村の名桐生領惣永辻改にはなく、寛文十二年には獨立の一村として檢地を受く。次に本村の稱呼の由來について考ふるに今小字中に淺部の名あり、この處村の中央部なり、村名これより起りたるならん、語義につきては別に考説なし、天正十八年徳川氏の領地となり、寛文元年館林宰相綱吉の領に屬し、天和二年代官支配となり、元祿二年旗下森川織部の采地となる、明治元年岩鼻縣に入り、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 高澤 承應年間に上久方村より分離す(郡村誌)これ淺部と共に上久方村の枝郷なり、高澤が上久方村の一部なりしことは、慶安二年二月高蘭寺より代官諸星庄兵衛に提出したる願書に

上野國山田郡上久保村
高 蘭 寺

とあるを證とすべし、蓋し徳川時代の初、文化の發達に伴ひこの山地の開發せられて一村をなすに至りしならん、高澤の稱呼は澤にして高き地なるに由ると(梅田村郷土誌)實に然るべし、但し高澤と呼ばずして高澤(カウザ)と呼稱するは音便か。天正十八年徳川氏領となり、寛文元年館林宰相綱吉の領に屬す、天和二年代官支配に入り元祿年間に至り全村を二分し、旗下河野新左衛門(川東)曲淵市太夫(川西)采地とす。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り、同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す。

(四) 二渡 古時より本郡に屬し、分合等のことなし(郡村誌)本村は桐生領惣永辻改には已に獨立して五十ヶ村の中に載せらる、依つてその置村の慶長三年以前たるを知る。本村の稱呼については不詳なり(梅田村郷土誌)併し二渡は淺部の小字に存し而もその地が二渡に接するより按ずればこの二渡は淺部の二渡の延長と見るべきものならん、二渡の名稱、猿石明神舊社家葉山氏家傳に伊勢國渡會郡より石部明神を勸請せしより村名をも二渡と呼びしとぞ今に明神前の山を高倉山と呼び境内に神木綾椿と云ふあり是れ何れも伊勢の石部の名所を移すといへり、果して然るや否やを知らず、天正十八年徳川氏領となり寛文元年館林宰相綱吉の領に屬す、天和二年復代官支配となり元祿十一年全村を四分し旗下河野善左衛門(橋詰)小笠原三之丞(上ノ原)酒井小平(忍山)野々山鉦藏(猿石)の采地となり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す。

(五) 山地 古時より分合改稱なし(郡村誌)この地桐生川の上流溪谷にて山間地方なれば山地の名これより起れるか、本村は慶長三年桐生領惣永辻改に「永貳拾貳貫六百八拾九文山地村」とあれば存置の慶長三年以前たるを知るべし。天正十八年徳川氏領となり寛文元年館林領に屬す、天和二年分給の際内藤上野介の采地となり、元祿十五年に至る、元祿十六年

天領となり、寛政九年に至り石川將監の知行所となる、かくして明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り、同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

二、川 内 村 (渡良瀬川の内方に位置するに因る)

(一) 山 田 往古仁田山郷なりといふ。その後分割して上仁田山・中仁田山・下仁田山・名久木の四村を置く、明治九年合して山田村と稱す。仁田山の稱呼はアイヌ語のニタに起るかアイヌ語のニタは *Nita* にて沼池の木の生じたる處の稱と、宜なりニタと稱する所大抵山麓にて山水の浸出する濕潤地に多し、近くは桐生市舊西安樂土の古仁田、笠懸村鹿田の小仁田、北甘樂郡月形村の大仁田、下仁田町の下仁田、碓氷郡東横野村の上下間仁田、利根郡水上村の小新田の如き皆その例なり。名久木のクキは燃料採集地を意味する地名ならんと地名雜話(柳田國男著)に詳なり、名久木人の生業より考へてこの説適用せらるるが如し、仁田山は室町時代上中下に分れたるか、今下仁田山觀音寺山門前の燈幢に「須永郷下仁田山」于時永正九天正三月の刻銘あり(須永御厨參照)然れば此の時代既に下仁田山ありて須永郷の一部たるを知ることを得べし。天正十八年天領となり寛文元年館林領に屬す、天和二年上仁田山は大草主膳に、中仁田山は稻葉出雲守に、下仁田山は仙石大和守遠山半左衛門、名久木は内藤出羽守に分給せらる、後元祿五年中島彦右衛門稻葉氏に代り、同十一年安部喜太郎は大草氏に代つて之を領す、又安部氏の采地は享保十九年一旦代官支配に入りしが寛保二年に至り再び田附阿波守・小笠原豊前守河野主計頭・太田太郎に分給せられて明治の初に至る。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(二) 須 永 前時天王宿村(相生村の大字)と一村たり、その後年度不詳、渡良瀬川を以て村を分つ(郡村誌)この地は神鳳鈔に所謂上野國內宮須永御厨の地にして、平安朝時代既にその名を史上に表はし本郡中舊村の一たり、須永の字或は酒長と書し又砂賀と書す。皆音をかりたるなり、按ずるに須永は砂長スナガにて山田川の扇狀地が長く渡良瀬河谷に突きいでたる土質と地形

とに由來したるならんか。(須永御厨參照)天正十八年徳川氏領となり寛文元年館林領に屬す、天和二年稻葉出雲守の采地となる。(桐生領新地頭様方)元祿十一年全村を三分し、旗本の采地及び代官支配とす、その後代官支配の地も亦旗下の采地となる、幕末弘化頃には野々山鉦藏・近藤勘七郎・大田大太郎の三給所たり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 東小倉及西小倉 この兩村は素と一村たり、天和年間分たる(郡村誌)と、併しこれ誤なるべし、當村は桐生領惣永辻改帳に既に東西兩村と見え尙寛永九年の水帳に兩村に分たるこれその證なり、尤も蘭田氏家譜にはこの分村を慶長年中となす今その可なるを知らず。この村舊時酒長御厨の中たり、和漢三才圖會○小倉寺條に「小倉寺在酒長御厨小倉村云々」とあるはその證たるべし。小倉の稱呼の由來を按ずるに倉は鎌倉の倉と同じく竈のクドにより轉じたるものか、この村の地形西北東の三方に山脈を廻らしその一方西南に開けて竈狀をなすより起れるか。

東小倉 天正十八年徳川氏領となり、寛文元年館林領に屬す、天和二年徳川氏旗下大久保紀伊守の給所となり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

西小倉 天正十八年天領となり、寛文元年館林領に屬す、天和二年徳川氏旗下池田左門之を領す、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(四) 高津戸 前時本村を割いて蕪町村を置くと云、年次詳ならず(郡村誌)高津戸の稱呼は郡處(ゴホリド)の轉高渡(ガワド)の更に轉訛して高津戸となりたるものか(當時の郡衙所在地參照)天正十八年徳川氏領となり寛文元年館林領に屬す。天和二年徳川氏旗下甲斐庄喜右衛門の采地たり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

三、福 岡 村 (幸福なる岡阜地の意と)

(一) 淺 原 古時より分合改稱なし(郡村誌)淺原は麻原の意か。この村室町時代既に朝原村と稱したることは同村阿久澤

家墓地遺存の輪廻塔の銘文「朝原村」于時元龜二年八月の文字あるに依りこれを知ることを得べし(參照)天正十八年德川氏領となり、寛文元年館林藩主徳川綱吉の領に屬す、天和二年より徳川氏旗下林藤四郎の采地となり、明治元年岩鼻縣に入る、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(二) 鹽原 古時より分合改稱なし(郡村誌)鹽原の名この地に鹹水を涌出したるに起因するか、本村の小字高松(村の東部)の地に會て鹽田社あり、今鹽原神社に合併せられたるが郡村誌所載に依れば、同社は雜社々地東西十間、南北九間三尺面積九十九坪村の北方にあり、祭神磐筒男命祭日九月十九日とあり、又勢多郡黒保根村大字鹽澤はこの高松と連續して地形上同一の谷地なり、然ればこの鹽原、鹽澤共にこの鹽田に關係あらん、今この想定の一根據を示さんに、本縣下多野郡多胡村に鹽といふ大字あり同じく隣接地吉井町に鹽川といふ大字あり共に大澤川の溪流に沿へり、この村名の由来について調査するに前者鹽村に會て鹽分を多量に含める鑛泉あり(明治初年頃迄は鑛泉宿あり)この附近の人家十數戸は井水に鹽分を含有す、吉井町の鹽川の地にも同様に鹽鑛泉ありといふ事實(鹽村江原淺衛氏調査報告)これなり。

この村仁田山八郷の一に屬し、桐生領惣永辻改には永七拾壹貫三百壹文とあり八郷中の大村たり、天正十八年徳川氏領となり寛文元年館林藩主徳川綱吉に屬す、天和二年徳川氏旗下能勢出雲守前田權之助(介)これを分領す、桐生領新地頭様方には前田權之助の代りに遠山半左衛門とあり、而してこの地は幕末には曲淵求馬の所領となる、(年代不詳)明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 小平 里俗の説に昔嘉曆之際武士七名あり、北條高時の亂を避け、この地に匿れ遂に一村をなし、名を小平村といふ、七名は中曾根紺右衛門・磯田藤十郎・細金日向・東林房・高森信濃・谷大掾林伊賀皆その何許の人たるを知らず、蓋し官軍に屬せし者ならん、後村落衰廢す、天正十八庚寅年に至り故に復すといふ。(郡村誌)又福岡村郷土誌に往古年月未詳、高守忠國・藤原定房に隨ひ鎌倉に下向し再び歸京せず、共に奥州に下り會々本村に移り、嵯峨神社を建立し、該社對向の小平

に居を下し草蕪を開き以て本村を創立したり。初小平村と稱し後小平村と改めたりと。この兩説は同巧異曲にて蓋し原據は一なるべし、これ即ち本村が所謂落人によりて創設せられたることを推知し得べし。兎に角本村は本郡中の武陵桃源境五箇莊の郷にてその開發も比較的後れたるものならんか、小平の名義は山間の小平地の意なるべし、平は山腹の傾斜の比較的緩なる地の稱なり、淺原村に大平の小字あり小平と小峽谷を隔てて相接す。彼此考ふべきなり。山田郡村誌小平村誌に曰く、天正年間榊原式部大輔館これを領す。寛永年間旗下記樂長兵衛采地とす。正保年間松平和泉守館これを領すと。寛文元年館林藩主徳川綱吉の所領となり、天和分給の際には甲斐庄喜右衛門の采地となる。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(四) 長尾根 古時より分合改稱なし(郡村誌)村名長尾根の名、尾根は山脈の頂線即ち分水嶺の義といふ。地形を按ずるに本村の西北淺原村との間に小山脈あり、西南に向つて蜿蜒す、これ蓋し長尾根の語原なるべし、この村元と須永の分郷なりといふ。慶長三年桐生領惣永辻改に須永の内長尾根村と記して永四貫七百八十二文とするに徴すべし。

寛文以降沿革總べて淺原村に同じ、元祿十一年より徳川氏の旗下野々山佐源太の領地たり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

四、大間々町(首邑の名に因む)

(一) 大間々 大間々町は文祿の頃、桐原の分郷として立村し、最初下桐原新田と稱し、後大間々新田と改稱す(高草木氏文書正保元二年に於ける新田對上桐原の市出入文書)後大間々村となり追々發達して町の形態を整へるに至りて大間々町を稱し更に文政十一年に桐生新町等の異議なきに至りて町名を稱するに至りしなり。

(備考)慶長三年桐生領惣永辻改帳には未だ大間々の名なく上新田と稱す(相生村下新田に對す)寛文中の文書は桐生領上新田大間々村と稱す、大間々の起原及町を稱したる文獻は左の如し。

大間々起原書上書

乍レ恐書付を以て奉ニ申上レ候

一、此度大間々村古來の義御尋被レ遊候に付慶長年中町割仕市立初候時分より正保年中初めて御檢地入候時代元祿時代の書物等に御座候。又は古き者咄傳承之儀大概申上候。

大間々の義は私共先祖共昔吹拂野と申候所取立、其砌與四右衛門先祖高草木津島と申者、高津戸村石原孫兵衛と申者致ニ世話一花輪村と申處より貫候而則津島を名主と仕候由、其以後承應元壬辰之年町割相究り寛文六丙之年中大間々開發致候由下

次に大間々を町と決定するに至りたる文書は左の如し。

差上申一札之事

御領分上州山田郡大間々村之義古來より村亦は町と兩様に相唱取締方も不レ宜候間已來相改大間々町と唱候事に今般其筋に御伺被レ成候間村々差障候筋無レ之哉否御糺御座候へ共右は大間々町と唱候而も御領分中聊故障之筋無ニ御座ニ候、爲レ後日一連印御請證文差上申所如レ件。

文政十一子十一月

上州山田郡
新田町
女淵

大間々の名、間々は高地の側面、土の崩れる崖の意にて、桐原臺地の崖に起因したるなるべし、小字として間々根、儘下あり。天正十八年稻垣平右衛門の所領たり、寛文年間徳川綱吉これを領す、天和二年天領に入り代官支配す、延享四年酒井雅樂頭(前橋城主)領す、寛延二年松平大和守前橋に屬す、明和六年復代官支配地たり安永八年十月酒井石見守(出羽松山)領す、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(二) 桐原 前時勢多郡に屬す、元祿二年本郡に入る。舊二軒在家と一村たり、承應三年分村明治七年復合して一村となる。(郡村誌) 大間々郷土誌に本村は往時勢多郡深澤郷に屬すと、この勢多郡所屬説の原據は何なるか、群馬縣史佐位郡名

橋郷の條に、

志料に曰く、後上野志名橋方廢有ニ桐原村今隸ニ山田郡是其遺名按レ圖互ニ桐原及勢多郡大久保・鶴谷・新川・山上・膳田面・小林・武井諸邑一蓋其域也と、和名鈔に名橋郷の訓の下に有ニ桐原形一の四字あり故に形は村の字又は牧の字の譌と爲す、辭書に名橋は後世に聞えずと雖も桐原村あり、今山田郡大間々町の字に呼べりされば此邊まで往時の佐位郡なるか何の頃よりか郡郷界變遷すと述べたり。

とありて、この郡郷時代の桐原を佐位郡の所屬とせり、何れにもせよ桐原は地形上大字大間々より一段高き段丘上にあるを以て地形上よりすれば、この段丘は勢多郡又は佐位郡に屬するを適當とすべし、然れば往時は佐位郡ともなり後には勢多郡ともなりたるか、本村が山田郡に編入せられたるは元祿年中なり(郡域の變遷參照) 桐原の名義は桐生の霧生と同じく霧原の意ならん、村中に桐原の小字あり今桐原の一部落をなせる二軒在家は往時桐原と一村にて桐原上村と稱したりしが、承應三年分れて一村となり、明治七年再合して一村となれり。天正十八年稻垣平右衛門の所領たり、寛文元年館林宰相徳川綱吉、牧野兵部これを分領す、延寶八年代官支配に入り文政元年岡部因幡守の采地に移る、而して現時桐原の内舊二軒在家は寛文中館林領に屬し、天和二年より旗下天草主膳の采地となる、その後二分して河野主計・小笠原三之丞各々これを領す、明治元年總べて岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(參考) 和名鈔によれば佐位郡に屬す、今は山田郡なり天正十八年御入國の時稻垣平右衛門に賜はる、爰より伊勢崎に所替せらる、按ずるに天正以前は井上三河守正武が領地なり。(北條安房守が旗下武州秩父金尾城主なり) 伊勢崎風土記稻垣氏系圖に稻垣氏は元和二年越後國藤井に移るとあればこの以後天領となりたるか。

五、相 生 村 (名木相生 松に因む)

(一) 下新田 古時より分合改稱なし(郡村誌) 桐生領惣永辻改中に下新田の名なく上下新田として大間々と共に慶長十年初めて御繩入とあり、然れば本村の起原は大凡慶長前後と見るべし、而して下新田の名は大間々新田を上としこれに對稱したるものなり、天正以降不詳寛文元年館林藩主徳川綱吉領なり、天和二年天領に入り安政六年旗下岡部日向守采地たり、

明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(二) 如來堂 古時より分合改稱なし(郡誌)口碑に往古菊村といひしが元久二年京都黒谷法然上人の高弟智明法師賢問子作阿彌陀如來の尊像を本村字櫻塚に安置せし故如來堂村と改稱すといふ。(報告書)この村名の由來について川内村大字西小倉崇禪寺縁起の一節に曰ふ「又去此赴同國之西方到渡瀨之側而留營丈室安置尊像于此今呼其處曰如來堂(崇禪寺參照)」とあり、この縁起は正保慶安頃の成文の如くなれば村名由來の説相當古きを知るべし、この村は慶長三年桐生領惣永辻改に永貳拾參貫九百八拾壹文を書き上ぐ、相生村五大字中慶長以前の存置にて蓋し最古の村落也。

〔附記〕

〔上野名跡志〕櫻雲記ニ云、正平十九年七月廿七日上野國世良田伊豫守義政基氏ヲ背故追討ス、廿八日於如來堂義政自害スト云、如來堂地名カ佛堂カ知ラザレド爰ニ舉ゲテ後人ノ考ヲ俟ツ。

〔新田勤王史〕世良田伊賀守義政ハ鎌倉管領足利基氏ニ背キ芳賀入道ニ屬シタルヲ以テ鎌倉ヲ追放セラレ上野國ニ立歸リ食邑同國山田郡如來堂ニ來リ住シ翌正平十九年七月廿八日自殺ス。

依つて本村につきその遺跡を調査するに櫻塚の外この時代に關するものなし、而も櫻塚について世良田義政に關する傳承なし(寶篋印塔參照)然ればこの如來堂は鎌倉内に求むべきに非ざるか、その理由とする所は「鎌倉大日記」貞治三年の條に

上州住人世良田伊豫守義政七月廿七日蒙御感氣(鎌倉基氏の勘氣)同廿八日被向討手於如來堂自害。

として住人といひ廿七日感氣を蒙りて廿八日自殺といふ、これ鎌倉にての出來事ならずばかく早々に取運ばざるべし、新田勤王史の所説につきて未だ究めず。天正以降不詳、寛文元年館林藩主徳川綱吉の領となり、天和二年より旗下中根大隅守采地となり、年代未詳、岩鼻代官に入る明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 天王宿 前時須永村と一村たり、その後分割して本村を置く、年度不詳(郡誌)この村渡良瀬川を隔てて須永と相對す。

須永は上山田の舊郷にて須永の御厨として中世より早くその名を史上に表はし居れば、この村はその新田として須永の住民の移住したるものなるべし、天王宿の名本村の鎮守八坂神社に起りしなるべし、本村名慶長三年桐生領惣永辻改には見え、而も寛文九年の檢地帳には天王宿と獨立し居るを以てその分置の年代を推想することを得べし。八坂社石祠の銘に、天王奉造立石宮一社延命佛果者爲三世也皆寛永廿一天甲申六月吉日吉正願主敬白村中とあればこの頃の開村なるべし、而して當村は草創者は藍原今泉の兩氏にして共に須永より出でしと新居氏舊記に見ゆ、猶天王宿の村名は寛永年中の古記にあり、天正以降不詳、寛文元年館林藩主徳川綱吉領なり、天和二年天領に入り安政六年旗下岡部因幡守采地たり。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に入る。

(四) 蕪町村 往古より本郡に屬す、舊高津戸村と一村たり、分割して本村を置く、年度不詳(郡誌)本村名慶長三年の桐生領惣永辻改には未だ見え、然れども寛文三年檢地帳に加佛丁村とあれば本村の分置の間たることは推して知るべきなり、蕪町の語義明ならず、梅田村大字二渡字忍山の地に又同名の小字あり参考とすべし。天正以降詳ならず、寛文元年より館林藩主徳川綱吉これを領す、天和二年天領となり、代官支配となる後松平大和守(延享四年)の所領となり後(年次不明)再び天領となり、安政六年徳川氏の旗下岡部因幡守采地となり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(五) 天沼新田 往古蒼茫たる原野なり、延享年間置村(郡誌)本村は延享二年の檢地帳に天沼新田と稱せり、檢地はこの年を以て初とすればその置村の新しきを知るべし、併しこの時の石高三百六十一石餘にして先開の天王宿の二百十三石餘、下新田の二百四十七石餘に比して頗る多し、以てその開墾の度の速なりしを知るべし、天沼の名は渡良瀬川の川床の窪地をなし降雨に際して滯水して沼池となしたるより名づけたるものならん、雨沼の小字は大間々町字諸町の附近に南雨沼・雨沼下雨沼の名あり雨沼新田の地又この雨沼の一部たりしを開墾して新田と稱するに至りしならん。天正以降不詳、天和二

年(?)徳川氏の直轄地となり代官所支配となる。弘化元年大久保紀伊守の食邑たり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に入る。

六、廣 澤 村 (大邑の名に因む)

(一) 廣澤村 古昔曠漠たる原野にして大野郷に屬す。傳云崇神天皇の頃始めて一聚落をなし、和銅年間分割して三村たり(上廣澤中廣澤下廣澤)然れども舊記なく土人の口碑に在るのみ、明治九年復合して一村となす(郡村)この郡村誌の記事は何れとしても本村が本郡中の舊村たりしことは史上に歴々徴することを得べし、即ち本村鎮座の賀茂神社は日本後紀延暦十五年五月の條、三代實錄元慶四年五月の條及延喜式神名帳にも載せられ、又神鳳鈔には廣澤御厨としてこの地が伊勢の神封たることを記載せり、東鑑に仁治二年二月二十六日廣澤三郎兵衛實能、與廣澤彌次郎依一郎從事及三訴論云々、又同書に廣澤判官代同余三左衛門尉同三郎右衛門尉、續太平記に廣澤彌五郎と見え、又武家系圖鎌倉武鑑等に足利義兼の息義康の次男足利矢田判官代義清其子廣澤判官代義實と云ふ如き廣澤氏はこの地に居りて氏を稱したるものならん、南北朝以後岩松氏の新田郡を領したる時代には、本村の一部は岩松氏に屬したるか、その後園田氏に押領され、桐生氏の桐生城に據りし時代には園田氏領として新田領なりしが、天正二年由良氏の桐生入城に及びて一本木と共に桐生領に入れり、その後天正十九年檢地ありて上下二ヶ村に分割せらる、(彦部舊記、津久井系圖)後又慶長三年桐生領一圓の檢地に當り、更に上下二ヶ村の央を割いて中廣澤を、又下廣澤吉澤村の中間を割いて一本木村を置くと(前原寛三稿廣澤村)天正十八年館林藩主榊原康政の治下となり、寛文元年館林宰相綱吉の領となり、天和二年旗下の采邑に移る、即ち上廣澤村にありては岩瀬吉左衛門神谷與七郎布施孫兵衛能勢惣十郎の四給とし、別に二百三十五石の地を幕府の直轄とし、池田新兵衛之を支配す、中廣澤村は金田惣八郎日根野長左衛門の二給となり、下廣澤村は榊原采女右尾七兵衛の二給となる、その後元祿十年七月上廣澤村池田新兵衛代官所の内八十八石五斗九升六合の地は野々山彦右衛門に、その他は寶永二年に彦坂壹岐守の采地となる。

下廣澤村は元祿六年十二月石尾七兵衛采地三百石は同人二男石尾又次郎の分領する所となりしが、寶永五年又次郎宗家を繼ぐに及びて幕府の直轄となりその地は寶曆十三年五月鳥居權之助の采地となる、かくして幕末に至り岩鼻支配所に入る、明治元年岩鼻縣に入る、明治四年十月群馬縣に移り更に同十二月栃木縣に轉じ、明治九年九月群馬縣に入る。(領地の沿革三稿「廣澤村の領主」に據る)

(二) 一本木 古時より分合改稱なし(郡村)と併し明治四年一本木吉澤羽石山秣場出入書には本村もと廣澤村と一村たりしとあり、一本木の名一本松、二本榎の如く野中の一本木より出でたるか邑樂郡高島村に字一本木あり。蓋し同語義なるべし、慶長三年の桐生領物永辻改には永二貫百七十三文小村中の小村たり、天正十八年館林藩主榊原式部大輔に屬し寛永二十年代官支配となる、正保元年松平和泉守館林に屬し寛文元年徳川綱吉これを領す、天和二年旗下大久保玄蕃の采地となり世々相襲ぐ、幕末岩鼻支配所に入り明治元年岩鼻縣に入る、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

七、毛 里 田 村 (由來不明)

(一) 只 上 明治九年矢部三ツ堀二村を合す、(郡村)只上村古は只明郷と稱せしが天正十九年より寛永二十年に至る間只上郷といふ爾來只上村と改む(報告書)只上の村名起原につきては一二の傳説(傳説部)あれど如何なるものによ、天正十九年三月只上郷御水帳には北只上・南只上と分ちてその小字地を新島屋敷の前やくしの前河押・深町・河端・八幡神田・宮下・宮上・諏訪窪・宮後清水・赤城の宮原なか(北只上)井領免・神明神田・井堀免・諏訪神田・天神之下・向原・猿樂・名主免(南只上)とす。

(参考) 田原族譜桐生氏系圖に綱元——勝綱 桐生太郎 とある只上はこの地なるか。——泰綱 只上次郎

天正十八年神原式部大輔館林これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、正保元年松平和泉守館林に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和二年復代官支配となり、寶永四年松平右近將監館林に屬し、享保十三年太田備中守同上に屬し、同十九年復代官支配となり、元文五年五月館林侯太田攝津守に屬し、延享三年復松平右近將監に屬し、天保七、八年井上河内守同上に屬し弘化二年秋元但馬守同上に屬す、これより先天和二年より舊三ツ堀村は旗下落合佐平治、矢部村は米津周防守に屬し元祿十一年米津氏の領分は野々山彦右衛門森川下總守これを分領す、幕末岩鼻支配所に入り明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

〔參考〕 上野名跡考に云、源平盛衰記に矢田判官義清あり、新田義國の三子仁木細川の祖なり、木曾義仲に隨備中水島合戦に討死す、今矢部村あり、此地の産にや矢部は矢田部の約也と云。

武家系圖に鎌倉武鑑等を按ずるに義國三男義康の二子義清也武家系圖に仁木師義の次男矢田仁木二郎義勝と云ふ人も見ゆ。(上野名跡)

(二) 市場 古時より分合改稱なし(郡村誌)市場の名稱は往々鎌倉時代の豪族館址に接近して存在する地名なればこの地亦然るべし、この地に國濟寺城址あり、城址中には國濟寺の遺址あり。その地より鎌倉時代かと思はるる遺瓦と礎石を出し、亦嘉元三年、建武元年、延元元年等の板碑も發見せられたるを以て、鎌倉時代より既に豪族の居館となり、その居館附近に城下町の如く市場の發達して遂に市場の名を得たるものならん、又この村字八幡林には古墳群あり又字道場には圓墳の大なるものあり、而してその西南に近く九重の石層塔片も散在するを以て、この地の開發頗る古きを知るべし。天正十八年神原式部大輔館林これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、同二十一年松平和泉守館林に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和二年旗下日野傳八金田佐平次の采邑及代官支配となる、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 富 若 古時富田郷と云、寛永二十一年富田村と稱し、明治九年若林村を合せて富若村と稱す、(郡村誌)天正十八年神原式部大輔館林これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、同二十一年松平和泉守同上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、寛文五年これを分ちて代官支配とし元祿十一年旗下の采邑となる、即ち若林は戸田七内、富田は前田五右衛門なり、幕末岩鼻支配所に入り、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(四) 矢田堀 古時より分合改稱なし、(郡村誌)矢田の名、今字地に存せずと雖も、矢田は谷田にて本村と古氷との間往時沮洳地たりしものが整地せられ谷田と稱し、その中を流るる堀を谷田堀と稱したるより村名の起因をなせるものか(今矢田方に堀數存す以て)本郡下山田地方に谷(矢は谷)と稱する地各地にあり、字名村名となるものに矢部(只上村)矢場(矢場)ありて谷は山地の谷の如きV字状をなさざるも極緩傾斜地にして所謂沮洳地を稱せり(アイヌ語にて)而して當地方に於ては谷地或は谷とは呼ばずして單に谷と稱す、本村は戰國時代横瀨氏の族泉繁俊の據りし所にして館址及墓地今村内に存す(館址)報告書にいふ、木村古矢田堀郷と稱し寛永二十年村名に改むと。天正十八年神原式部大輔館林これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、同二十一年松平和泉守同上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和二年旗下森川攝津守の采邑となり世々相襲ぐ、幕末の頃岩鼻支配所に入り明治元年岩鼻縣に入る、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(五) 東 今 泉 古時より分合改稱なし(郡村誌)今泉の泉は鹿島裏大道東の小字に樋泉あり村名これに由來せるか。東今泉の名は由良氏時代今の桐生市の内舊安樂土に今泉の名を移したるより東を冠稱したるものなるべし、天正十八年神原式部大輔館林これを領す。寛永二十年徳川氏代官支配となり同二十一年松平和泉守同上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和二年旗下米津周防守内藤上野介采邑となり、元祿十一年旗下野々山源八郎落合源右衛門に屬す、寛延二年その一部は松平大和守前橋に屬し、明和二年復代官支配に歸す、寛政十二年復旗下小笠原和泉守采地となり、明治元年岩鼻縣に入り同

四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(六) 丸山 前時丸山郷と云、寛永年間丸山村と改む、(郡村) 明治二十一年地誌編纂資料の丸山村誌に曰ふ、今の丸山の村は慶長十一年十一月本村字村上より居民をこの地に移し宿驛を立てたるものなりと、村上の地は今吉澤山麓小字落内と同萩原の間にあり、これ蓋し園田御厨時代東村上村の本村なるべし、現時の丸山宿の移轉が慶長十一年十一月なるや否やは明ならざれども、同年には同宿の市場を設置したることは當時の市場制札によりて明なり、曰く

定

丸山之郷

於當宿毎月二日・七日・十二日・十七日・廿二日・廿七日に市をあひたつへし他所よりの衆望み次第可有賣買并當宿往還駄賃をもあひつくへし他國之人をいて少も非分なる儀申間敷者也仍如件

慶長十一年

鱸 半 兵 衛 (花押)

霜月

榊 原 一 平 (花押)

〔備考〕今吉澤の字に七日市存す蓋し丸山は元吉澤の内なりしならん。

天正十八年榊原式部大輔館これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、正保元年松平和泉守上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和二年旗下の采邑及代官支配となり、享保八年復代官支配に入ると、併し幕末には森川下總守野々山源八郎諷訪七左衛門の三給となり後岩鼻支配所に入る、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(七) 吉澤 古時園田郷に屬す、(郡村) 天正十九年二月の檢地帳には園田庄吉澤郷とあり、延寶四年の水帳には已に上野國山田郡吉澤村とあれば、郷名の村名となりしは何れこの間の事なるべし、この改村は報告書には寛永二十年なりとこの村園田氏の本貫地なり(園田氏) 吉澤の名蘆澤にいでたるか、この村廣澤丘陵の一部にして現山麓に小沼澤地を有する

を以て村名の由來も略々推知することを得べし。天正十八年榊原式部大輔館これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配に屬し、正保二年正月松平和泉守上これを領す、寛文元年松平宮内少輔上に屬し同年館林宰相綱吉の領地たり、天和二年旗下佐野内藏近藤作左衛門・小田切土佐守采邑となり、貞享三年又その一部を分つて代官支配とす、寛保三年代官支配の地は黒田大和守(上總國)に屬し、幕末岩鼻支配所となる、明治元年岩鼻縣に入る、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(八) 太田 もと新田郡太田町に屬したりしが明治二十二年五月縣令第十七號を以て本村に編入せらる、即ち新田郡金山の内山林八十七町二段六畝十五歩竝に當時の戸數十七、人口百十三人なりき、領主の沿革不明なり。

(九) 古氷 古時より分合なし(郡村) 古氷は古郡なるべければ曾ては郡衙の所在地なりしならん(當時の郡衙) 天正十八年榊原式部大輔館これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、正保二年松平和泉守上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和三年旗下池田帶刀の采邑となり、幕末岩鼻支配所に入り、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

八、葦川

村

(村内を流るる川名に因る)

(一) 臺之郷 古時大納言村と云ふ、昌泰三年臺之郷と改稱す(郡村) 併し臺之郷の臺はこの村の地形より出でたるに非ざるか臺は河沿海沿ひの段丘の如き上の平なる高地に名付けらるるを以て、この地も地形より見てこの臺之郷といふ意ならん、字地大向(臺)と稱するあり以て證とすべし。

天正十八年榊原康政式部大輔館これを領す、寛永二十年代官支配となり、同二十一年松平乘壽和泉守上に屬し、寛文元年徳川綱吉上に屬し、延寶八年復代官の支配となる、天和二年徳川氏の旗下の分領地に屬し、その一部は元祿元年代官支配となる、而して天領は文久二年(安政六年?) 岡部因幡守の采地に入る。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に

栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(二) 東長岡 古時より分合改稱なし(郡村誌)長岡は地形の丘陵狀をなしたるに起因し、東の字今新田郡強戸村の一大字となれる西長岡と區別したるなるべし。

天正十八年榊原康政式部大輔館に屬し、寛永二十年代官支配となり、同二十一年松平乘壽和泉守上に屬し、同五年徳川氏旗下會我喜左衛門の采地、寛延二年松平大和守橋前明和四年代官遠藤兵右衛門支配す、天明五年松平右近將監館に屬す、天保八年井上河内守上これを領す、弘化三年秋元但馬守上これを領す、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 東金井 前時金居町と稱す、天正年間金井郷と稱し、その後今の名に改む(郡村誌)金居は金鑄にて鍛冶人の居住した所といふ、この村の中央を宿と稱し下宿宿裏の小字を存すれば横瀬貞俊の丸屋敷に寄りたる時代城下町ともなり、又金山城の隆盛頃には搦手の根小屋として發達したりしならん、東金井の名、新田郡強戸村北金井、綿打村金井と區別したるか、室町時代横瀬本家の根據地となり、狸ヶ入・丸屋敷縁應寺址等横瀬氏に關係したる史蹟多し。

天正年間榊原式部大輔館これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、同二十一年松平和泉守上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和二年旗下酒井壹岐守・松平安房守坂本内記の采邑となり、元祿十一年酒井・松平二氏の分島田丹波守、野々山源八郎各これを領す、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(四) 上小林 古時より分合改稱なし(郡村誌)上小林の名休泊村の下小林に對するなるべし、この兩村茂木を挟みて相連續す、蓋し中古の眞張(榛)郷の地か。(郡郷部參照)

天正年間榊原式部大輔館これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、同二十一年松平和泉守上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和二年旗下采邑となり、その沿革不明なれども幕末には夏目藤右衛門・岡野孫十郎・藤田八郎左衛

門・日根野織部の四給となる、この内日根野織部は天和の分給の際給せられたることは桐生領新御地頭様方によりて明白なり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(五) 石原 前時蘆足アシタの郷と稱せしといふ、その後改めて稱を用ゆその年度詳ならず(郡村誌)若しこの所説の如く蘆足(足垂)の郷とすれば本郡には廣澤の足垂郷と二ヶ所の足垂郷あることとなる、何れが園田に占領せられたる足垂郷か、石原の名はこの地質か石原なるより起りたることは當地の地質を檢すればそれと首肯するを得べし。

天正十八年榊原式部大輔館これを領す、寛永二十年代官支配となり、同二十一年松平和泉守上に屬し、寛文元年徳川綱吉に屬す、天和二年旗下植村啓次郎の采邑となり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(六) 安良岡 古時より分合改稱等なし(郡村誌)安良岡の名稱は荒岡の意か、荒の訓安良を好字に呼びなしたるべし、荒岡は荒岡か、荒れたる岡阜地の義ならん、併し長岡神明宮社家小此木系圖には安良といふ人名あり村名これより出でしと。天正十八年榊原康政式部大輔館に屬し、寛永二十年代官支配となり、同二十一年松平乘壽和泉守上に屬し、寛文元年徳川綱吉上に屬し、延寶八年復代官の支配となり、天和二年徳川氏の旗下小倉半左衛門・秋田平太夫の采地となり、明治元年岩鼻縣に入り、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(參考) 安良岡 この村新田山の東南の麓なり古の馬場の址あり。(上野國志)
擬てこの安良岡と申すは唐の大聖人孔子の御跡なり、その上文宣王と謚し奉る、その孫像を宗としその以下の賢人達の諸像をも祀りたる所の名なりと。

- (七) 太田 もと新田郡太田町に屬したりしが、明治二十一年郡域分合により本村に屬す。
- 九 矢場川村 (川名矢場川に因む)

(一) 矢場 古時矢場郷と云、天正年間割て四村となす、(藤本里矢場、本矢場、新宿) 天和二年合して一村とす、(郡村) 本矢場は矢場の本郷、里矢場は新郷か、藤本は如何なる意か明ならず、新宿はアラシユクと稱し舊例幣使街道の通路に新に出来たる宿驛に因めるか、矢場の谷場たることは谷田堀の條に解けるが如し、矢場は本矢場より新宿藤本に互りて古墳群か縄状をなし古墳時代風に發達したる聚落地なり、而も前方後圓の雄大なる古墳は本郡中この地をおいて他に見ざるが如し、室町時代横瀬の一族矢場十騎と稱しこの地に據り勢威を振ひたり。

天正十八年榊原氏館林に屬し、寛永二十年代官支配となり、正保元年松平和泉守同上に屬し、寛文元年徳川綱吉に屬し、天和二年より安藤傳右衛門・申斐庄飛騨守・水野長門守・彦坂壹岐守・秋山修理之助・大久保玄蕃・奥田八郎右衛門・酒井小平治・松平孫大夫・荒川出羽守の采地となり、元祿十一年秋山氏の采地は野々山彦右衛門に、荒川氏分はその一部を彦坂氏に増加し、その他を太田織部・安部治兵衛の二給となす、寶曆二年に至り安部氏分は病死、相續人なきにより一旦沒收して御料に入る、文化七年に至りてその一部を割いて松平伊勢守領となす、かくして幕末には十二給となる、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(二) 荒金 古時より分合改稱なし、(郡村誌) 荒金は新加納の意か、加納は別所別納の如く莊園の既に十分繁榮した後、第二の官符に由て附近の山野を擴張開墾したる開墾地の意なりといふ、(柳田氏の地名の話) この村渡良瀬川の舊河床に當り地形上新開地たるを考ふるを得べし。

天正十八年榊原氏館林に屬し、寛永二十年代官支配に屬し、同二十一年松平和泉守同上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉同上に屬し、天和二年徳川氏旗下にて分領す、その沿革は不明なれども幕末には中野定之助・阿部大學・津田眞作・成瀬安次郎・安藤本四郎の四給なり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 大町 本村古時より分合改稱なし、(郡村誌) 本村神明宮由緒には本村もと下野國に屬し、弘治年間本郡に入ると、

大町の町は區劃の義田區の稱より出でたるなるべし、マチは間道也、田間之道をいふと。

饒阿寺系圖に曰く、新田義國の郎等に大町四郎兼村なるものあり、蓋しこの村の出身なるべし、然ればこの村の建置の古きを知るべし。

近衛院久安二年正月内大臣藤原頼長公參陣之時、路次行會、有無禮體、因之隨身舍人等與之恥辱、手、郎等梁田彌太郎重房、大町四郎兼村大怒而既爲之及刃傷、急宥之、頼長拜謝仍及方爲之穩便、然所其夜頼長公之館有二出火、是我之所爲有風聞、終達三天聽、此輕之上、罪不淺、旨蒙勅勘、瑩居云々。

天正以降榊原式部大輔館林これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、正保元年松平和泉守同上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉領地たり、天和三年旗下采邑となり貞享三年その一部は代官支配となす、幕末の旗下は松平權兵衛なり、明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

(四) 植木野 建置明かならず、戰國時代由良氏の家臣横瀬勘九郎居をこの地に構へ所謂横瀬堀を鑿ちて漸次開け、徳川時代元和中堀越淡路守亦この地に居り、宗金寺を開基し、檀那となる。

天正十八年榊原式部大輔館林これを領す、寛永二十年徳川氏代官支配となり、同二十一年松平和泉守同上に屬し、寛文元年館林宰相綱吉の領地たり、天和二年旗本の采邑となり、寛政九年その一部石川左近の領地となり、小笠原三九郎・松平左門・近藤勘七郎の四給となり明治維新に至る、明治元年岩鼻縣に入り、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。明治二十六年小字相方の一部田、壹町八反五畝二十八歩を菰川村大字小林に渡し、上小林より字外城の地田畑、山林、原野、合計壹町九反九畝拾歩を讓受け村界を整へたり。(この交換の事植木野村梅澤彌三郎氏記録に依る)

一〇、休 泊 村 (土功家大谷休泊の名に因む)

(一) 龍 舞 貞觀年間龍舞木郷と云ふ、(里傳に龍舞木は上野三舞木の一なり、新田郡の小舞木邑樂郡の舞木及本村なり) 元暦の頃料米の郷と稱し、天正年間龍舞

郷と改稱し、その後又龍舞村とす、正保年間八重笠村を分置す。(郡村誌) 龍舞は神鳳鈔に寮米御厨と稱し又元暦四年園田氏引付寮米郷と書けり、又鎌倉覺園寺文書に寮米役夫云々又寮米保云々とある地にして下山田地方にては夙に開けたる地なり。

覺園寺領上野國寮米、役夫工米以下諸役事

任官符宣并御教書之旨所被免除也 早可被レ止ニ彼役一之狀如レ件

氏 滿 (花押)

至徳四年三月十五日

(安養寺殿)

安房入道殿

至徳四年は後龜山天皇元中四年紀元二千四十七年なり。

寄附 覺園寺持寶院

上野國寮米保内庶子分事

右爲三同國群馬郡黒田山郷替所寄進之狀如レ件

貞治六年二月十日

左兵衛尉源朝臣 (花押)

貞治六年は後村上天皇正平二十二年紀元二千二十七年なり。

天正年間神原式部大輔(館林城主)に屬し、寛永二十年代官支配となり、同二十一年松平和泉守(館林)に屬し、寛文元年徳川綱吉(在城)に屬し、天和三年以來旗下及代官支配に屬す、その沿革は明ならざれど分領の状態は別表の如し、而して慶應三年代官支配の地を割き松平大和守(前橋)これを領す、明治元年岩鼻縣に入り、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ、同九年再び群馬縣に屬す。

〔備考〕 寛文五年に至り館林領の一部は押田三左衛門・戸田七内・向坂清左衛門・山本七郎兵衛・前田孫市・柘植(後に織田と改む)平兵衛の六給となし、天和二年館林領分給の時代に殘の全部を分ちて大岡忠右衛門・本多作左衛門・櫻井庄八郎・大久保紀伊守・小島某・進喜太郎の

知行に分割し、更に貞享二年前田孫市知行を分ちて前田新五郎の知行とし、元祿十一年大久保紀伊守知行を板橋佐五兵衛高屋安左衛門小島某の知行を桑原勘兵衛武藤清左衛門の知行に分割し文化九年に本多作左衛門の知行は内藤佐七長山彌三郎の兩知行となる、之より先寛延二年大岡忠右衛門の知行は直轄領となり更に天保十五年内藤佐七知行を上知して直轄地に併せ嘉永四年その一部を割いて神尾市左衛門の采邑となす、又年次不明直轄地の一部岡部因幡守の知行となすと、以上は武藤幸逸氏所藏文書に記する所の沿革なり記して参考に資す。

(二) 沖之郷(がう) 前時矢場郷に屬す、その後分村今の稱に改む、年度詳ならず(郡村誌)按ずるに沖之郷は矢場の沖の義か、或はこの村龍舞よりも沖に當れば沖の名を得たるか、沖は言海に與の轉かとして野の遠き處の意なりとなす、蓋しこの意なるべし、それとも又沖之は興野の意か。由良時代矢場十騎の一人たる中村日向守の據りし處なり。

天正十八年柳原氏(館林)に屬し、寛永二十年代官支配に屬し、寛永二十一年松平和泉守(同上)に屬し、寛文元年徳川綱吉に屬す。

天和二年旗下の采地となる、沿革不明なるもその幕末の分領の状態は本郡領主一覽表の如し。但この内林播磨守家は天和三年より領知したることは桐生領新地頭様方によりて明なり、明治元年岩鼻縣に入り、同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す。

(三) 茂木(き) 莊郷詳ならず(郡村誌)天正十八年柳原式部大輔これを領す、寛永二十年代官支配となり同二十一年松平和泉守に屬し寛文元年徳川綱吉に屬す、天和三年旗下の采邑となり、寛延二年その一部は松平大和守(前橋)の領所となる、その

沿革不明なるも上野國御改革組合村高帳によれば、本郡領主一覽表の如し。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す。而して幕末にはその一部には佐野藩に屬したる所ありしが如し。

(四) 下小林(しもこばやし) (大藏) 前時大倉郷と云ふ、その後改稱す年度不詳(郡村誌)天正十九年二月の檢地帳には下小林村とあれば下小林を稱したるはその以前たるは明なり、上小林茂木と兩村との關係は上小林村に述べたるが如し、而してこの下小林の村は神鳳鈔所載の大藏保にして寮米御厨と相接して共に伊勢の神領たりしなり、今村内に三ツ久田(貢田)大倉(大藏)の字

を存す、舊時の神領田及所藏地の遺稱なるべし。

(五) 八重笠 （郡村誌） 正保年間龍舞村を割いて本村を置く、然るに休泊村郷土誌に依れば本村は元邑樂郡なりしが明和元年山田郡に屬すと、然れば正保年間に割置したる八重笠村は一旦邑樂郡に屬し明和元年に至つて再び山田郡に入りたりと解すべきか。

〔備考〕 元祿郷帳には石打村（邑樂郡高島村の大字）の枝郷とせり。

天正十八年榊原氏（林）に屬し、寛永二十年代官支配に屬し、寛永二十一年松平和泉守（上）に屬し、寛文元年徳川綱吉に屬し天和三年徳川氏旗下の采地となる、沿革不明なれど幕末に於ける分領状態は別表の如し。明治元年岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す。

一一、境野村（舊村名を踏襲）

境野 （郡村誌） 古時廣漠たる原野なり、永祿年間置村、里俗にこの地上野下野の境にあるを以て境野と名づくといふ、この村渡良瀬川と桐生川との間に鋭角狀に挟まりて桐生市内の安樂土、新宿と一帯の扇狀地にて一見廣漠たる原野たりしならん、天正元年頃は未だ原野狀をなし居たるか、新田老談記に

天正元年癸酉二月新田勢矢内匠助藤生紀伊守小金井四郎左衛門を部將として三隊に分て桐生へ發向境野原に陣取りして三方より押寄せたり。（略下）

この境野原を開墾したるは由良氏の臣高橋丹波守英元なり、天正十八年主家牛久に移るに及びて、英元一時舊領堀口村に退き日本廻國に出でしが後境野に土着して、長子泰種と共に境野原を開墾し現時の境野の草分となる。（境野村高橋家記録）

天正十八年徳川氏關東總領以降徳川氏の領となり、代官支配に入り寛文元年館林宰相綱吉の所領たり、天和二年天領となり、代官支配に入り同年本村を三分し旗下中根大隅守（三ツ堀組） 異本に松平下野守（小友組） 坂本内記（濱ノ京組） 各々これを領

す、元祿七年松平下野守は小出和泉守に替りて幕末に至る、（高橋記録） 明治元年總べて岩鼻縣に入り同四年群馬縣に入り、同年更に栃木縣に轉じ同九年再び群馬縣に屬す、昭和八年四月桐生市に合併す。（郡域の變遷参照）

第八節 町村の小字

現時の小字は市町村の大字に對する稱呼にして、明治二十一年市町村制實施前は單に字又は小名と稱したるものなり。この小字は實にその地固有の名稱にして往古より傳來のもの甚だ多く、その地の歴史地理を考究するに有力なる資料たり。されば明治政府も、これが改稱變更を頗る重要視し、特に改稱變更に關する手續を規定せり。本縣に於いては明治十四年十月十二日訓令乙第三十七號を以て字名變更停止の訓令を發せり。曰く

各地に唱ふる字の儀は、その地固有の名稱にして、往古より傳來のもの甚だ多く、土地争訟の審判、歴史の考證、地誌の編纂等には最重要なるものに候條、濫に改稱變更不相成候。但し實際已むを得ざる分は、その事由を具し出願可致候事。

而して翌十一月二十四日に乙第十六號を以て重ねて左の訓令を發せり。曰く

各町村名の下に有之候字、小名、悉皆傍訓を付し、別紙雛形に準じ調製、來る十二月五日限所轄郡役所に差出すべし。尙政府は明治二十六年一月二十日勅令第七號を以て、已むを得ざる事情ありて、小字を改稱變更を必要とする場合に於ける手續を布達せり。

以下掲記せる所は、各町村小學校よりの報告及明治二十一年調製の郡村誌よりの抄録にかかる。こは明治九年地租改正當時、地盤丈量の際、廣濶に渉るは分裂し、狹隘なるは或はそのまま又は他と合併し、自然の地形に従ひ區劃を定め、新に字を附け、飛地はその村に編入して成りたるものにて、下段の内譯の如きは改正前の舊小字なり。

各町村小字表

一、梅田村

大字	小字	舊	字
上久方	後田	後田	
	森澤	森澤	
	神田	神田	
	岩目	岩目	
	大門	大門	
	大濱	大濱	
	梅原	梅原	
	大關	大關	
	岡平	岡平	
	南	南	
	城谷戸	城谷戸	
	新堀	新堀	
	小谷入	小谷入	
	御屋敷	御屋敷	
	高鼻	高鼻	
	坂ノ下	坂ノ下	
	川端	川端	
	中道	中道	
	居館	居館	
	中野	中野	
	山根	山根	
	小谷戸	小谷戸	
	高臺	高臺	
	杉澤	杉澤	
	下湯澤	下湯澤	
	金澤	金澤	
	鬼久保	鬼久保	
	御屋敷	御屋敷	
	古谷戸	古谷戸	
	居館	居館	
	川端	川端	
	居館	居館	
	中野	中野	
	山根	山根	
	古谷戸	古谷戸	
	上ノ臺	上ノ臺	
	杉澤	杉澤	
	下湯澤	下湯澤	
	金澤	金澤	
	鬼久保	鬼久保	

高間々	赤坂	石原	上湯澤	平井	宮澤	桑澤	平井澤	石坐久華房澤	姫澤	菱小屋	赤城澤	大澤	黒仁田	慈眼寺山	城ノ前	霧ヶ谷	高間々	赤坂	城山	上湯澤	平井	宮澤	桑澤	平井澤	ナシ	居館	菱小屋	宮ノ前	平井澤	ナシ	岡平	御屋敷	きりヶ久保	
牛窪	水無	天神山	丸ノ子	細窪	内山	前澤	將基窪	金龍臺	舟木	萱窪	柳原	大形	伊勢窪	伊勢澤	仙ヶ澤	平仁田	經玉木	牛窪	ナシ	天神山	ナシ	ほそ窪	内山	ナシ	ナシ	ナシ	舟木	かや久保	城山	大形	下湯澤	下湯澤	金澤	金澤

稲荷塚	越後城	扇片	扇片下	樋合	阿陀窪	笹澤	稲荷臺	油鹿野	田ノ入	比良ノ峰	比良平	大久保	深山	湯澤峰	湯澤峰下	大形・高松	杉澤・中尾根
金澤	金澤	金澤	金澤	金澤	金澤	金澤	上湯澤	上湯澤	上湯澤	上湯澤	上湯澤	上湯澤	上湯澤	城山	城山	城山	城山
舟木・内山	小谷入・城山	三ツ又	栗ノ入	下窪	小久保	鏡石・竹ノ窪	關見・小鳥窪	十八曲・大樋合	小樋合・大深山	栗生	原	浅部	二渡	薬師前	石ゾリ	新井	鍛冶谷戸
城山	上湯澤	上湯澤	下湯澤	小久保	金澤	金澤	金澤	金澤	金澤	くりう	原	浅部	二渡	薬師前	石ゾリ	新井	かぢ谷戸
山崎	高芝																

寺前	備前谷戸	柚ノ木入	大石畑	川久保	諏訪	西山	宿巡り	梅林谷戸	瓜平	戸倉場	丸山	市畑	鼻撮	中ノ平	淵ノ上	藏ノ澤	花臺
門前 寺前	備前谷戸	柚木入	大石はた	かはくほ	諏訪 栗生田	西山	宿巡り まつば	梅林谷戸	瓜平	所場	丸山	たこの平 市畑	はなつかみ	かそう 中ノ平	ふちノ上 藤ノ上	くらノ澤	花臺
岩ノ下	芝原	あじろ谷戸	足木	小曾根	大持丸	鍋足	宿東	大室	木品	小持丸	子繋	嶽入	羽ばみ	象ヶ久保	柳澤	漆ヶ澤	十次ヶ久保
岩ノ下	芝原	あじろ谷戸	足木	小曾根	大持丸	鍋足	ぶつかけ	大室	木品	小持丸	子つなぎ	嶽入	羽ばみ	象ヶ久保	柳澤	漆ヶ澤	十次ヶ久保
高澤	浅部	栗生	原	浅部	二渡	薬師前	石ゾリ	新井	鍛冶谷戸	かぢ谷戸	山崎						

樽久保 うさぎうす	たるくぼ	大谷澤 おはやぎは	大谷澤
兎白 うまいらす	兎白	脇澤 わきざは	わき澤
馬入ず うまいらす	馬入ず	岩木戸 いはきぎ	岩木戸
胡麻小路 ごまこうじ	胡麻小路 ムジナ久保	寺裏 てらうら	ナシ
藏ノ内 くらうち	藏ノ内	入山 いりやま	入山
伊勢澤 いせざは	伊勢澤	橋詰 はしづめ	橋詰臺
燧石 ひうちいし	ひうち石	大石窪 おほいしくぼ	大石窪
鷹ノ巢 たかす	鷹ノ巢	坂木 さかぎ	大石窪
小瀧 こたき	小瀧	野中澤 のなかざは	野中澤
湯山 ゆやま	ゆ山	井戸谷戸 いどがや	あしが澤
平ヶ谷 ひらたに	平ヶ谷	上ノ原 うへはら	上ノ原
嫁ヶ久保 よめくほ	嫁ヶ久保	中島 なかじま	中島
大小倉 おほこくら	大小倉	中居 なかゐ	中井
小谷澤 こやざは	小谷澤	後深山 うしろみやま	みやま
後山 うしろやま	後山	根禮ノ澤 ねれざは	にれノ澤
をいのガ澤 をいのがざは	をいのガ澤	名下知窪 なげちくぼ	はなち
木和田 きわた	木和田	加奈地 かなぢ	はなち
たかはた	たかはた	切葉見 きりはみ	きりばみ
		久留見草利 くるとみくさり	くるみざうり
		高芝 たかしは	高芝
		湯ノ平 ゆのひら	湯ノ平
		(鹽?) しよ	下高芝入
		初ノ澤 はつのは	湯ノ平
		居島岩 いじまいわ	やな口
		餅丸 もちまる	しよノ澤
		下巢越作 げすこえつくり	初ノ澤入口
		大茂 おほしげ	居島屋
		西ぞろめき	土坂
		赤粉	餅丸
			上餅丸
			げすこえつくり
			下すごい山
			大茂
			西ぞろめき
			ぞろめき
			赤粉
			高平

前谷戸 まへがや	かちかいと	湯本 ゆもと	湯本
鳥谷戸 とりがや	とりかいと	瀧ノ澤 たきのざは	たきの澤
猿石 さるいし	せれ石	作網 さくあみ	さくあみ
宮ヶ谷戸 みやがや	せれ石	後深山 うしろみやま	みやま
軍場 いくさば	軍場	根禮ノ澤 ねれざは	にれノ澤
星落澤 ほしおちざは	軍場	名下知窪 なげちくぼ	はなち
大州 おほしゅう	屋鋪ノ上	加奈地 かなぢ	はなち
西ノ上 にしうへ	南かいと	切葉見 きりはみ	きりばみ
久保 くほ	上平	久留見草利 くるとみくさり	くるみざうり
諸澤 もろざは	奥州	高芝 たかしは	高芝
一夜 いちや	奥州	湯ノ平 ゆのひら	湯ノ平
蛇現上 じやげんじょう	いちや山口	(鹽?) しよ	下高芝入
碓現上 うすげんじょう	ちやけん上	初ノ澤 はつのは	湯ノ平
碓場小路 うすなごれ	ごぼノ小路	居島岩 いじまいわ	やな口
馬流 うまながれ	と竹ノ入	餅丸 もちまる	しよノ澤
車場 しやば	馬ながれ	下巢越作 げすこえつくり	初ノ澤入口
荷場 にんば	にんば	大茂 おほしげ	居島屋
天竹 てんちく	にんばがいと	西ぞろめき	土坂
燕町 かぶちやう	かぶつちう	赤粉	餅丸
	うはで		上餅丸
			げすこえつくり
			下すごい山
			大茂
			西ぞろめき
			ぞろめき
			赤粉
			高平

横 萱	横 萱 よこがやだい
東 横 根	横 かや
横 萱 向	横 萱 向 よしノ平
東 ぞろめき	かねほり窪
細 久 保	あしくら 中久保 細久保
角 間	かくま 川端 餅丸東
鷹ノ巢	鷹ノ巢 たかノす入口
伊勢澤	いせ澤 ふきわら よつこには
唐 松	から松 唐松本
湯ノ前	湯ノ前
観音澤	天 竹
和七ヶ澤	馬流シ
子田界	こたかい
岩 燕	こたかい
寺ノ入	こたかい
火打澤	こたかい
大 窪	こたかい
藤 澤	こたかい

山 地	
宮ノ平	軍 場
尾ノ澤	軍 場
唐 塚	軍 場
大州澤	大州澤
茸 岩	横 かや
小屋場	横 かや
西横野	横 かや
われ石	横 かや
熊ノ窪	横 かや
諸 澤	もろ澤 井戸ノ下(家ノ脇)間々ノ間 (角畑 家ノ前)堀添(堂ノ脇)堂巡リ
臺	上ノ山 北原
坂ノ下	道ノ間 道下 坂ノ下
當 實 平	とうじつ平 上ノ臺
橋 場	はしば 堂巡リ
中 尾	なかを
寄 日	東ノくぼ 堂ノわき 堂ノ入 木間、 松場 瓜生カ作 よつび 堀向
番 場	ば

平	丸 山 平
柏久保	丸 山
瀧ノ澤	上ノ久保
上ノ久保	上ノ久保
上谷戸	上かいと
北 澤	北きは 上ノ中で 瓜平 森ノ上
馬 立	森ノわき 北澤 南久保 森ノ上
岩ノ入	馬立場 川ばた 下リ 大まど 大
秋 平	下小久保 岩ノ入 向ふね 横をつ
津久原	萩平 大桑木 中ノ澤 後澤 ちや
米 澤	明ヶ 峰 上ノ山 竹ノ下 ちや
葛 平	平たひら 西山 はまいば よノ澤
高 竹	口 むど向 こやかいと
後 澤	よノ澤 よノ澤畑くぼ 竹ノ平
馬 道	葛平 助七平 ひら平 志ど
中ノ作	高 竹
清水	馬 道
	中ノ作 ひら平
	なきノひら 清水林 清水

小 藤 生	こふぢう
西久保	西久保
石 鴨	石 鴨 かのへ塚 きやうノ前 きや
木ノ根坂	うノ上 やしきノ上 家ノ前
屋敷山	石 鴨
高 岡 作	屋敷山 大畑 岩だれ とうめき
上 藤 生	こうゑん作り 手なしごや
大久保	上 藤 生
桑 原	梅ノ木 久保
唐 澤	くわばら しゝ作り
橋ノ入	から澤口
出 澤	橋ノ入 澤入 大根をろし
赤 松	閉入向 向ノだい
どうや久保	赤 松
高仁田	さが畑ヶ
高竹山	たかにた 彦兵衛作 われ石 横島
	中くぼ おど澤 桐ノ木くぼ
	梅ノ木平 坂本 入道久保 すきな
	くぼ 竹ノくぼ

大 道 東 おほみちひがし	間ノ田 まのた	堂 場 だうば	赤 地 あかぢ	堂 場 だうば
大 道 西 おほみちにし	西ノ入 にしり	赤 地 あかぢ	赤 地 あかぢ	赤 地 あかぢ
中 道 なかつち	中 道 なかつち	吹 上 げ ふきあ	吹 上 げ ふきあ	吹 上 げ ふきあ
久 保 田 くぼた	久 保 田 くぼた	三 ッ 淵 みつぶち	三 ッ 淵 みつぶち	三 ッ 淵 みつぶち
一ノ澤 いちさわ	梨ノ木入 なしきり	平 久 保 ひらくぼ	平 久 保 ひらくぼ	平 久 保 ひらくぼ
梅ノ木久保 うめきくぼ	宮澤 梅ノ木久保 みやざわ うめきくぼ	駒 形 こまがた	駒 形 こまがた	駒 形 こまがた
北ノ入 きたいり	北ノ入 きたいり	赤 芝 あかし	赤 芝 あかし	赤 芝 あかし
宮ノ原 みやはら	宮ノ原 みやはら	湯 船 ゆふね	湯 船 ゆふね	湯 船 ゆふね
新 井 あらみ	新井 澤入 あらみ さはいり	大 奈 良 木 おほならぎ	大 奈 良 木 おほならぎ	大 奈 良 木 おほならぎ
五反田 ごたんだ	ゆノ北 五反田 きた ごたんだ	瀧ノ澤 たきさわ	瀧ノ澤 たきさわ	瀧ノ澤 たきさわ
馬瀬谷戸 ませがし	相田 馬瀬谷戸 あひた ませがし	鳴 押 なるし	鳴 押 なるし	鳴 押 なるし
新久保 しんくぼ	ごかいど 三本木 おふき畑原	平 石 ひらし	平 石 ひらし	平 石 ひらし
二反田 にたんだ	二反田 にたんだ	田 中 たなか	田 中 たなか	田 中 たなか
小谷戸 こがし	小谷戸 こがし			
棒ノ谷戸 ぼうがし	宮前 むし場 みやまへ むしば			
駒 見 こまみ	駒見 かのくぼ こまみ かのくぼ			
釜須谷戸 かますがし	なし山 なしやま			
瀧ノ入 たきいり	橋詰 かわし はしづめ かわし			

落 打 おちうち	平 前 ひらまへ	平 前 ひらまへ	越 地 こしぢ	越 地 こしぢ
清 水 しみづ	清 水 しみづ	清 水 しみづ	表 石 おもていし	表 石 おもていし
藏ノ下 くらした	藏ノ下 くらした	藏ノ下 くらした	大 崩 おほくづれ	大 崩 おほくづれ
關 根 せきね	關 根 せきね	關 根 せきね	大 石 谷 戸 おほいしし	大 石 谷 戸 おほいしし
中 島 なかじま	中島 岩本 折本 なかしま いはもと かりもと	中島 岩本 折本 なかしま いはもと かりもと	橋 上 はしがみ	橋 上 はしがみ
山 崎 やまざき	宮原 下平 山崎 川久保 みやはら しもだひら やまざき かわくぼ	宮原 下平 山崎 川久保 みやはら しもだひら やまざき かわくぼ	入 打 いうち	入 打 いうち
笹ノ久保 ささくぼ	もろの手 ぞふかの 笹久保 もろのて ぞふかの ささくぼ	もろの手 ぞふかの 笹久保 もろのて ぞふかの ささくぼ	大 石 谷 戸 おほいしし	大 石 谷 戸 おほいしし
赤 萩 あかはぎ	赤萩 經 塚 あかはぎ きやうづか	赤萩 經 塚 あかはぎ きやうづか	大 崩 おほくづれ	大 崩 おほくづれ
小 谷 戸 こがし	前ノ入 岩下 まのいり いわした	前ノ入 岩下 まのいり いわした	大 崩 おほくづれ	大 崩 おほくづれ
柳 原 やなぎはら	屏風岩 中窪 障子岩 前澤 びやうぶいわ なかくぼ しょうじいわ まいざは	屏風岩 中窪 障子岩 前澤 びやうぶいわ なかくぼ しょうじいわ まいざは	大 崩 おほくづれ	大 崩 おほくづれ
東 谷 戸 ひがしがし	ためがい 黒仁田久保 膳 窪 ためがい くろにたくぼ ぜんくぼ	ためがい 黒仁田久保 膳 窪 ためがい くろにたくぼ ぜんくぼ	大 崩 おほくづれ	大 崩 おほくづれ
葛 蒲 かまがし	柳 原 やなぎはら	柳 原 やなぎはら	大 崩 おほくづれ	大 崩 おほくづれ

西小倉 鷹ノ巢 沖 本社 東童子原 葭ノ目 坂ノ下 橋ノ下 西童子原 坂上 柳谷戸 小入 宮原 久保谷戸 寺前 芝 橋前場	鷹ノ巢 沖 本社 東童子原 葭ノ目 坂ノ下 橋ノ下 西童子原 坂上 柳谷戸 花柄 宮原 久保谷戸 寺前 芝 橋前場	鷹ノ巢 沖 本社 東童子原 葭ノ目 坂ノ下 橋ノ下 西童子原 坂上 柳谷戸 中ノ久保 大平 山田 久保谷戸 姥ケ入 井戸谷戸 大芝 中山 桐ノ木久保	西ノ入 姥ケ入 上谷戸	西ノ入 西行場 東行場 東
東小倉 峠下 峠 丸山 丸山前 上ノ山 師々田 中之谷戸 佃 蜂ヶ澤 與市谷戸 堀ノ内	東小倉 峠下 峠 丸山 丸山前 上ノ山 師々田 中之谷戸 佃 蜂ヶ澤 與市谷戸 堀ノ内	東小倉 峠下 峠 丸山 丸山前 上ノ山 師々田 中之谷戸 佃 蜂ヶ澤 與市谷戸 堀ノ内	西ノ入 姥ケ入 上ノ谷戸 田ノ入	西ノ入 西行場 東行場 東

三、福岡村 (舊字不明)

長峰 畑ケ中 心正寺 青木 吾妻澤 新井 幡摩谷戸 釋迦堂	長峰 畑ケ中 心正寺 青木 吾妻澤 新井 幡摩谷戸 釋迦堂	長峰 畑ケ中 心正寺 青木 吾妻澤 新井 幡摩谷戸 釋迦堂	小屋場 新井山 碑ノ澤 麥久保 東釋迦堂	小屋場 新井山 碑ノ澤 麥久保 東釋迦堂
長峰 畑ケ中 心正寺 青木 吾妻澤 新井 幡摩谷戸 釋迦堂	長峰 畑ケ中 心正寺 青木 吾妻澤 新井 幡摩谷戸 釋迦堂	長峰 畑ケ中 心正寺 青木 吾妻澤 新井 幡摩谷戸 釋迦堂	小屋場 新井山 碑ノ澤 麥久保 東釋迦堂	小屋場 新井山 碑ノ澤 麥久保 東釋迦堂

大字 小平 西平 布倉 中耕地 細谷戸 向平	大字 宮前 大久津 マミ穴 中曾根 三本木 坪ノ内	大字 寺前 折ノ内 新井橋 掛ノ入 大久保 奈目岩	大字 瀬見 中道 川東 臺ノ入 次石 青梅窪	大字 茂木 越澤 間ノ澤 瀧ノ上 下ノ谷戸	小 小神作 狸原 下出 中村 上ノ臺	大字 檜澤 出入 小友 下ノ臺 高松	小 大荷場 孫窪	大字 古路瀬
--	---	---	--	--------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------	-----------

矢田堀	本郷	鹿島浦	鹿島浦	間ノ田	楓田	長田	窪田	沖中	腰卷
南裏	前田	東田	北原	寺中	上宿	東柳澤	北ノ原	裏林	屋敷添
二ノ宮	向田	小丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山
丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山	丸山

瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山
瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山
瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山
瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山	瀬戸山

瓜生	うりう	落打	はぐる おちうち 夜打 かいぐち
榎戸	ほりなかと 榎木戸	小町田	はぐる免 小町 はぐるの下
田畠	田はたけ 西田畑 小宮川はた	中堀	あいのた ながほり
中西田	地藏堂	樋ノ上	あらたきり ひの上 ひたら橋
	もゝの木かいど 常光寺地藏ノ前	白粉田	またぎ おしろい田
	すはの下	神前	上ノ前
御霊	新谷原 どりやう しんやしき	谷廻	屋のなか 屋きり
浦屋敷	神應寺 おぢろいも	田庄	むろいた
上宿	上宿 宿なみ	麥生田	松の免 むぎう田
下西田	西田	向田	むかい田
上西田	たゝみめん	二ノ堰	仁のせき せんぞうせき
久保	久保の後	六反田	六反田
神明	ざるじ しんめい 神應寺西	柳下	柳木ノ下
下宿	下宿	長町	ながまち しらじ
権現	宿地権現の西地 宿うしろ かぢが	梅沼	梅沼 うめねま
	いど くまのめん	安房田	屋す坊田 猿見堂
上屋敷	権現北	塚井	つかい
細金	細金	鍋田	なべた
谷吠	八反田 ひゑから田 谷かます	城腰	ひぢやうもん ぢやうのこし 城の内
落合	おちあひ	西原	たいなん かものはねあがり
石橋	石橋 ぞしまづり おふぎ田	豆田	八ツ島 大豆田
長ヶ島	おぞかつてうか 島		

谷塚	くまがい	大割	蓮沼
堀塚	寺の西 常光寺	下之前	屋敷前
下新堀	長吏前	瀬戸原	道金
牛房屋敷	牛房屋敷 かも西		
赤城房	あかぎぢう	雁島	雁島
天神原	天神原 榎木町	柳之町	柳之町
上新堀	長吏前	二ノ坪	二之坪
白山	長吏前	榎田	榎田
賀茂	本屋敷の内	清水田	清水田
所網	まやうあみ ごけはり	岸田	岸田
塚廻	赤田 つか廻	猪飼	猪飼
		鬼田	今落
八尺	東新田	新堀	新堀
山王	蓮沼次へ 道金	平助町	平助町
上原	山王	長町	長町
道金	屋敷前	下堰	下堰
合之谷	道金	後原	後原
貳間	間谷 まま畑	堀中子	堀中子
上之前	ばら沼	高田	高田
下原	屋敷前	田中	田中
三間	蓮沼	前久保	久保

丸田	丸田
六反田	六反田
連前	連前
上之堰	上ノせき
北	北
佐子田	佐五田
三双作	三双作
保宿	保宿
二之堰	二ノ堰
遠笠	遠笠
川田屋	川田谷 よこ川田
扇田	あふきた 一沖分
姥子田	うばこ田
五反田	五反田 すぐ道 六反田
塚井	竹ノ下
小堰	こせき わのめん
鳥居崎	鳥居
稻荷塚	いなり塚 うばご畑
念佛講	ねんぶつうら
確清	だしまやう分 からうす からうす後
中道	中道 みずぶか たつのを
橋場	はし場
四反町	四反町 三反田
清水田	しみす田
御靈東	こりやうひがし
細道	細道
鍵田	かぎ田
新田	天神前 あきの畑
獅子通	ししがい
大下	せきめん
八反田	八反田
二ノ堰	二ノせき
竹ノ下	竹ノ下
宮免	みやめん ごりやうきた
覆町	ゑの木田
原田	屋敷のまへ 村のまへ
西原	かもめん
入口	まへのや
九反町	九反町
新堀前	せどつ川
伊勢浦	神明前 神明ノ後
石原前	かもめん 石原前

下小林	○三ツ久田	○南
條畑	屋敷東	
原	屋敷東	
○深町	○長島	
○城下	○ひるた	
塚居	○新ぼりのわき	
五反田	○屋敷前	
藪田	やぶた	
慈眼寺	ちげん寺後 ちげんじ	小林後
田中	田中 田中前	
駒形	○屋敷東	
上	○はぎはら	○かもの下
冷田	ひる田	
大倉	○ぼりのわき	
木屋敷	上屋敷	
前原	前	
車塚	前	
雷	ひる田	
○新堀	○新ぼりのうしろ	
○印天正十九年二月檢地帳在名		

一一、境野村

境野	大字	小字	大字	小字
沼の上	同	通り	同	通り
あひしま	同	下小友	同	下小友
間の島	同	このはやし	同	このはやし
はまきこう	同	殿林	同	殿林
濱の京	同	三堀	同	三堀
まつみや	同	關根	同	關根
松宮	同	三堀	同	三堀
なかごぼり	同	關根	同	關根
中通	同	關根	同	關根
諏訪	同	關根	同	關根

第三章 神社

第一節 概説

第一項 本郡神社概観

現時に於いて我國の神社は、我が國の神祇を鎮祭し、社殿・境内・氏子又は崇敬者を有し、神職を置き、國家公の祭祀を行ひ、一般公衆の參拜に供するものをいふ。この意義に於いて、本郡の神社は、郷社三村社四十五、無格社二十三、計七十一社なり、若しこれに桐生市を加へ舊山田郡とすれば郷社一、郷社四、村社四十八、無格社二十五、計七十八社となる。その中神饌幣帛料供進指定神社は山田郡三十四社なり、即ち左表の如し。

一、本郡現在神社調 (昭和八年三月三十一日調)

町事 村名	社			格	境内神社	町事 村名	社			格	境内神社
	郷社	村社	無格社				郷社	村社	無格社		
梅田村	1	1	1	3	1	梅田村	1	1	1	3	1
川内村	1	1	1	3	1	川内村	1	1	1	3	1
福岡町	1	1	1	3	1	福岡町	1	1	1	3	1
大間々村	1	1	1	3	1	大間々村	1	1	1	3	1
相澤村	1	1	1	3	1	相澤村	1	1	1	3	1
廣野村	1	1	1	3	1	廣野村	1	1	1	3	1
境野村	1	1	1	3	1	境野村	1	1	1	3	1
毛里田村	1	1	1	3	1	毛里田村	1	1	1	3	1
合計	17	17	17	51	17	合計	17	17	17	51	17

一、本郡神社一覽表 (昭和八年三月三十一日調)

社名	鎮	座	地	社格	祭神	創立年	境内神社		神職氏名
							數	神饌幣帛料 供進指定年月日	
日枝神社	梅田村	上久方	御屋敷	村社	大山咋命外六柱	不詳	3	大正八、四、二	前原美春
兼宮神社	同	同	上湯澤	無格社	神武天皇外二柱	不詳	4	大正八、四、二	同
護國神社	同	高澤部	藥師前	村社	大山津見神外四柱	不詳	1	大正八、四、二	新井勝重
雷神神社	同	高澤	大瀧	無格社	日本武尊	不詳	1	大正八、四、二	新井國雄
二渡神社	同	二渡	大瀧	無格社	猿田彦命外三柱	不詳	1	昭和八、六、三	前原幸雄
天滿宮	同	山地	石鴨	同	菅原道真公	不詳	2	昭和八、六、三	藤倉喜代丸
八幡宮	同	山地	石鴨	同	品陀和氣命外六柱	不詳	6	大正三、四、二五	齋藤愛雄
白瀧神社	同	同	中幡平	同	天八千々姫神	不詳	1	大正三、四、二五	山田常作
赤城神社	同	同	中幡平	同	大穴牟遲命外二柱	不詳	3	大正七、二、一八	同
三島神社	同	同	須永	同	少名毘古那命外九柱	不詳	1	大正七、二、一八	齋藤愛雄
赤城神社	同	同	須永	同	大穴牟遲神外四柱	不詳	4	大正七、二、一八	山田常作
赤城神社	同	同	須永	同	大穴牟遲神外三柱	不詳	3	大正七、二、一八	山田常作
要害神社	同	同	東小倉	同	大物主神外九柱	不詳	1	大正七、二、一八	前原寛三
菅原神社	同	同	高津戸	同	菅原道真公	不詳	1	大正七、二、一八	山田常作
鹽原神社	同	同	高松	同	品陀和氣命外一七柱	不詳	1	昭和七、八、一九	奥澤宗作
貴船神社	同	同	高松	同	高淤加美神外一〇柱	不詳	1	大正五、九、八	同
嵯峨神社	同	同	高松	同	嵯峨天皇外一五柱	不詳	1	大正五、九、八	同
神明宮	同	同	高松	同	大日靈命外二二柱	不詳	1	大正四、八、三	齋藤愛雄

只上神	八幡宮	鹿島宮	諏訪神社	白山神社	賀茂神社	諏訪神社	鹿島宮	住吉神社	加茂神社	加茂神社	諏訪神社	比呂佐波神社	賀茂神社	八坂神社	賀茂神社	愛宕神社	稻荷神社	稻荷神社	神宮	八宮	琴平宮
同	同	同	同	同	同	同	同	毛里田村	同	同	境野村	同	廣澤村	同	同	相生村	同	同	同	同	大間々町
只上深町	古本郷	東今泉	矢田堀	同	丸山	同	同	吉澤	上三ッ堀	濱ノ京	諏訪	赤城林	廣澤	天王宿	如來堂	下新田	同	同	同	同	大間々
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大穴牟遲神外六柱	宇迦御魂命外二柱	大日靈命外一柱	大日靈命外一柱	火產靈神	品陀和氣命外五柱	建御雷神外七柱	建御氣野命外五柱	別雷神外九柱	大日靈命外四柱	櫛御氣野命外二柱	宇氣母知神外三柱	大日靈貴尊	伊邪那岐命外一柱	別雷神外七柱	天兒屋根命外四柱	伊弉諾尊外一柱	宇迦御魂命	素盞鳴尊	大日靈命外一柱	表筒男命外一七柱	菅原道真公外二柱
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一
園田朝	小池耕	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助

菅原神社	住吉神社	神明宮	八坂神社	稻荷神社	熊野神社	春日神社	賀茂神社	二柱神社	神明宮	飯玉神社	熊野神社	神明宮	賀茂神社	熊野神社	春日神社	八幡宮	愛宕神社	雷電神社	神明宮	稻荷神社	赤城神社
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
荒金	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大穴牟遲神外六柱	宇迦御魂命外二柱	大日靈命外一柱	大日靈命外一柱	火產靈神	品陀和氣命外五柱	建御雷神外七柱	建御氣野命外五柱	別雷神外九柱	大日靈命外四柱	櫛御氣野命外二柱	宇氣母知神外三柱	大日靈貴尊	伊邪那岐命外一柱	別雷神外七柱	天兒屋根命外四柱	伊弉諾尊外一柱	宇迦御魂命	素盞鳴尊	大日靈命外一柱	表筒男命外一七柱	菅原道真公外二柱
不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一	大正三、四、一
園田朝	小池耕	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助	市助

計	高倉社	八王子社	嵯峨社	貴船社	飯風呂社	和泉社	鷗鷺社	豐受社	岩山社	鈴姫社	經津主社	下加茂社	尾張社	淺間社	下諏訪社	淡島社	道祖神	雷電社	兼宮社
祭神不詳	祭神不詳	嵯峨天皇	高靈神	奥津媛命	奥津彦命	水波能賣命	鷗鷺不命	宇氣母知命	岩長姫命	天鈿女命	經津主命	玉依姫命	尾羽張命	木花咲耶姫命	八坂刀賣命	少名彥名命	猿田彥命	天水分神	神武天皇
一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

右の表を一瞥するに、本郡内の神社は稻荷社最も多く、神明社これに次ぎ赤城社・八坂社・諏訪社・賀茂社・八幡社・琴平社といふ順位なり。然れどもこは當時獨立の神社の統計なるを以て、各神社の攝社末社はすべてこの統計以外なり。併しなから苟くも郡内神社の全貌を知らんとせばこの攝社末社即ち現時の境内神社を考慮せざるを得ず、何となればこの境内神社は

- 一、本社祭神の後神御子神その他由緒ある神。
- 二、祭神現社地に鎮座以前その社の存つた舊跡に祭る神社。
- 三、本社祭神の荒魂。
- 四、本社在地主神。
- 五、その他特別の事由あるもの。(以上神道講座宮地博士神社概説)

を奉齋したるものなればなり。依つて本郡神社明細帳につき現存の境内神社を調査するに、舊山田郡内に於いて三百五十七社なり。而してこの外本社会併と共に既に合併せられたるものあるを以て、今は本社・境内神社の別なく本社の主祭神・配祀神及現存の境内神社の祭神を調査集計し、これを一社一神と假定すればこの總數百三十八神、七百八十八社(美和神社・境内神社を除外す)となる。その祭神と各町村別分布とは左表の如し。

舊山田郡神社祭神統計表 (本郡神社明細帳に依る)

計	白 <small>しろ</small> 白 <small>しろ</small>	白 <small>しろ</small> 白 <small>しろ</small>	徳川家康
	太 <small>た</small> 太 <small>た</small>	太 <small>た</small> 太 <small>た</small>	四、その他
四〇七〇四五	一	一	一
五二二五	一	一	一
五七四三二〇八	一	二	一
四四〇二七	一	一	一
七六八二七三	一	一	一
三四八	一	一	一
七八八	一	四	一

〔備考〕 祭神系統は古事記及岡田包義著神社制度の概要を参考し同一異名神と思はるものは便宜〔〕を附し同列位に置けり。今右表につき、祭神・社號及分布の状態を見るにその内比較的祭神の多數なるは

素盞鳴尊 五〇。菅原道真 四一。大日靈命 三六。大物主命 三五。大山祇命 三五。譽田別命 三三。火産靈命 二八。伊弉冉命 二六。宇迦御魂命 二六。大己貴命 二五。市杵島姫命 二二。大雷命 二二。木花開耶姫命 二二。藏稻魂命 二二。建御名方命 一九。天兒屋根命 一五。猿田彦命 一四。別雷命 一二。大山咋命 一二。なり、この分布を上山田の山地丘陵地方と下山田の平坦部地方とに區分して統計すれば左の如し。

舊山田郡神社祭神分布表

各町村に	分布状態	上山田(山地丘陵部)社數		下山田(平坦部)社數	
		社數	社數	社數	社數
菅原道真	祭神	二六	二四	一九	二〇
八坂社	社號	二	二	一	二
菅原社	社號	二	二	一	二
天野社	社號	二	二	一	二
北野社	社號	二	二	一	二
譽田別命	祭神	二〇	二〇	一六	二〇
八幡宮	社號	二	二	一	二
神明宮	社號	二	二	一	二
大日靈命	祭神	二〇	二〇	一六	二〇
八幡宮	社號	二	二	一	二
神明宮	社號	二	二	一	二

上山田(山地丘陵部)社數			下山田(平坦部)社數		
大	宇	藏	大	宇	藏
山	迦	稻	山	迦	稻
祇	御	魂	祇	御	魂
命	魂	命	命	魂	命
二〇	一三	一一	一五	一三	一〇
妙	根	稻	妙	根	稻
義	本	荷	義	本	荷
社	社	社	社	社	社
一	一	一	一	一	一
愛	カ	水	愛	カ	水
岩	マ	鹿	岩	マ	鹿
社	社	社	社	社	社
一	一	二	一	一	二
火	經	水	火	經	水
産	津	波	産	津	波
靈	主	能	靈	主	能
命	命	賣	命	命	賣
一四	二	二	一四	二	二
大	大	大	大	大	大
綿	綿	綿	綿	綿	綿
津	津	津	津	津	津
見	見	見	見	見	見
命	命	命	命	命	命
一	一	一	一	一	一
科	科	科	科	科	科
津	津	津	津	津	津
彦	彦	彦	彦	彦	彦
命	命	命	命	命	命
二	二	二	二	二	二
巖	巖	巖	巖	巖	巖
筒	筒	筒	筒	筒	筒
男	男	男	男	男	男
神	神	神	神	神	神
〇	〇	〇	〇	〇	〇
大	大	大	大	大	大
市	市	市	市	市	市
姫	姫	姫	姫	姫	姫
命	命	命	命	命	命
一	一	一	一	一	一
巖	巖	巖	巖	巖	巖
筒	筒	筒	筒	筒	筒
女	女	女	女	女	女
神	神	神	神	神	神
〇	〇	〇	〇	〇	〇

〔備考〕 以上の外同一祭神拾社以下なるものは前表につき領得せられんことを望む。

第二項 本郡式内社及上野神明帳考證
一、本郡式内社

茲に各神社の由緒につきて調査するに、正史に徴して明らかに古きものは、廣澤村賀茂神社、桐生市美和神社の二社とす。

一、日本後紀 卷五

桓武天皇延暦十五年八月甲戌(十六日)上野國山田郡賀茂神美和神那波郡火雷神竝爲二官社一

二、三代實錄 卷第三十七

陽成天皇元慶四年五月二十五日戊寅、授上野國正四位上勳八等貫前神從三位勳七等從四位下赤城石神伊賀保神、竝從四位上正五位下甲波宿禰神從四位下正五位下小祝神波已曾神竝正五位上勳十二等從五位上賀茂神美和神正五位下勳十二等正六位上稻裏地神從五位下勳十二等

三、延喜式 卷第十 神祇十

上野國十二座 大三座 (ノ中)
小九座

山田郡二座 並

賀茂神社 美和神社

〔備考〕式内社は東毛三郡にては本郡唯二社あるのみ。

この他の神社中には社傳に由緒の存するものあれどこれを正史に徴すること能はざるは遺憾なりとす。上野神明帳所載の十二社(一ノ宮本内社名の列)といへども現在社にして明白なるは、前記二社のみにて他の四社は現時の何社なるやは不明なり。(神名帳考證参照)然れど翻つて考ふるに一神社の鎮座せらるる、必ずやそこに何等か奉齋の事由なかるべからず、然れば

若しこの事由を究め、神性に基き、種族的・信仰的・地理的等各方面より考察を加ふるを得ば、聽て氏族と神社・自然と神社・産業と神社・民間信仰と神社等、本郡郷土文化發達の情勢も自ら明白となり延いて國體觀念を明瞭にし敬神崇祖の實を擧ぐることを得べし、今前表を一瞥したる處を以てするも、

郡内一般に神明宮の多きは、近古時代御厨存立の結果たるべく
大己貴命大國主命の多きは、本郡民と民族的關係あるがためなるべく
上山田地方に機神の多きは、上山田地方の産業關係なるべく
上山田地方に山神社の多きは、地形の山地たるがためなるべく
下山田地方に淺間社の多きは、富士淺間の民間信仰多きためなるべく
なるべきを察知せらるるなり、これ等仔細の研究は世の識者に待つこととし、次に上野神明帳考證を掲げ、本郡神社研究者の参考に資す。

二、本郡内上野神明帳考證

(一) 本郡上野神明帳社名一覽

山田郡二十三座 (類從本)	(ノ中)	内神社要録本	山田郡十二社 (一宮本)
從三位 賀茂明神			從三位 賀茂大明神
從四位上 玉田女明神 (從四位上)	磯部明神		從四位上 玉田女明神
(從四位上) 吉知明神 (從四位上)	御槐明神		從一位 三輪大明神
餘社 十八座			從四位上 磯部明神

從四位上 吉和明神
從四位上 御魂明神
餘社 六座

從四位 玉田女明神
從四位 磯部明神
從四位 吉和明神
從五位 御魂明神
從五位 清御子明神

山田郡十二社 (惣社本)

從三位 賀茂明神

右之外在六社

(二) 考 證

上野國神名帳 (題號一宮本には神名帳上野國、又總社本には上野十四郡諸社神名帳とあり、今類從本に从ふ)
總五百四拾九座 (類從本、神社叢錄作三百七拾九座)

鎮守十二社 (惣社本)

(この間正一位拔鋒、伊賀保、赤城、從一位小祝、榛名、甲波宿禰の七社あり、今これを略す)

從一位 賀茂大明神 (類從本、神社叢錄、賀を加に作る今一宮本に从ふ)
從一位 美和大明神

(以下從一位火雷、倭文、大國の三社あり、今これを略す)

右二神惣社本に見えず、今一ノ宮本並に類從本、神社叢錄に據る、但し類從本並に神社叢錄、賀茂を加茂に作るは假字なり、日本後紀以下諸本、賀茂に作るを以て正しとす。○聞記(延享元年正月毛)曰上野十二社美和神社山田郡村松村神職賀茂神社同郡廣澤村飯塚氏。○上野國志(寶曆六年三月)曰山田郡神名帳二座、賀茂神社廣澤、美和神社桐生荒戸。○舊神祠記、上野國風土記、以下地誌同上。○日本後紀卷五(桓武)延曆十五年八月甲戌十六日上野國山田郡賀茂神美和神並爲一宮社。○三代實錄卷

三十七(陽成)元慶四年五月二十五日戊寅授上野國從五位上賀茂神美和神正五位下勳十二等。○延喜式卷十、上野國十二座大三座山田郡並小賀茂神社、美和神社。○神名帳頭註、上野山田郡賀茂大山咋神美和、大己貴命。○按するに、この二神日本後紀官社となりし以降、叙位叙勳に至るまで、同時に行はれしは、神社の創立並祭神の由緒にも定めし深縁ありしことならん、即ち賀茂神社は今山田郡廣澤村大字廣澤に坐して別雷神を祭り、社傳に崇神天皇の御宇豐城入彦命東國の鎮護として山城國賀茂神を祭るとあり、又美和神社も今桐生市宮本町に坐して祭神大物主命を祀り、社記に師木水垣宮の朝大和國より大神の神を勧請すと傳ふ、而してこの二神共に蝦夷を伐ちて驗ありし事を傳ふ、即ち社記に陽成天皇の元慶二年四月奥羽の夷叛亂せし時、當國の押領使南淵秋郷なるもの、賀茂美和兩社に戰勝を祈り、叛賊平定の後報賽のしるしとして兩社へ松一千株宛を寄植す、今賀茂神社西北を千松臺といひ、下賀茂の舊蹟を二本松と稱し、又美和神社の坐す地を村松といふは共にその遺名なりと傳ふ、以てその概を察すべきなり。○伯家部類上、後小松院御代正印御卜崇之事の條に、神祇官解申可行御卜崇事上坐三上野國賀茂神々社司等依過機神事崇給遣使科中稜可令稜清奉任事。此等之事行治忌慎給波御在所平介久可御坐狀卜供奉奏給波久奏以前依例供奉寸御體御卜祈崇奏聞既訖仍錄崇狀謹解、應永十年六月十日、正六位上行小史齋部宿禰、正六位上行權大祐齋部宿禰、從三位行伯兼美乃權守資花押下とあり、宮主秘事口傳下、神祇官差進御躰御卜稜使事の條にも同様の事見えたり、但し神祇志料には後村上天皇の正平元年六月十日の事となしたり。

山田郡十二社 (類從本、神社叢錄)

從三位 賀茂明神

山田郡村志曰、龍舞村賀茂社郷社村の中央にあり、祭神別雷神、大祭五月酉日、小祭十一月四日、貞觀三年勸請上野神名帳に從三位賀茂明神とあり、天明七年正一位を授けらる。○本縣記錄科本神名帳書入、龍舞村、但し神社明細帳見えず

○私云この神社の事、天明七年五月別當十二所坊朝興か正一位神階願の勅許を得たる際記せる、賀茂社由來傳記なるものに、その濫觴を貞觀年中となし、つとめて古社の趣きに記されたと、彼の十二所坊朝興か祖先なる常覺院壽朝が、元暦四年丁未十二月二十五日に記されたる「關東上野山田郡蘭田庄料米之鄉熊野十二所奉移仍末代之引付」と題する古文書に、院主か家歴と共に料米(今龍)の神社寺院などの事を詳しく記せる中に、鎮守赤城大明神稻荷天神・御令等の社は見ゆれど、賀茂明神の事少しも見えたまはぬはいと心得ぬ事なり、かくの如き古社ならんには先づ第一に賀茂明神の事を載すべきに然らずして他の諸社の事のみあげたる、これ其頃未だ賀茂社のなかりしことを證するものにて古社ならぬ證なり、故にこの社を以て國帳所載社に當つるは如何あらん猶よく考ふべし○地名辭書廣澤村式社賀茂神社の條に曰「本國帳別に山田郡從三位賀茂明神を載す、今丸山の賀茂神社にあたるへし」とあり、私云慶安三年丸山村檢地帳を檢するに、宮ノ目宮ノ裏の字あり、賀茂神社の坐す地なり、又貴船といふ字あり、これに並びて鈴振と云ふ字を載す、元貴船の古社此所でありしか慶長十一年同村賀茂神社境内に移すと傳ふ、按ずるに貴船は賀茂に縁深き神なれば、この社も古社とは聞えたと、同社は下廣澤村式内賀茂神社の分社なる事本社の記録に見え、古老の傳説に天正二年の創建といひ、丸山村の郷長園田氏の舊記にも慶長十一年賀茂大明神を勸請して當所の鎮守となすよし見えたれば猶いかがあらん○上野名跡志(嘉永六年富田永世編) 山田郡神名帳の註に「加茂明神は廣澤村にまして從一位とあり、同社なるべし」と云ふ、按ずるに本帳、物社本の首に式内社拔鉾赤城伊賀伏岩根(岩は宿の誤り根は彌の假字に宿彌は甲波宿彌の略なり) 榛名小祝火雷倭文の八座を宮中鎮守十社の中に收め、その他の社は各郡の首に出したり、即ち甘樂郡に從一位宇伎明神(宇の字物社本、類從本宗に作る今ノ宮本並延喜式に从ひつ) 佐位郡に從一位大國玉明神とあり、而して本郡の首に、從三位賀茂明神を載する、これ他の諸神に比し位階低き感あれど、前條諸社の記例を以て推考するに、恐らくは式内賀茂神社と同社ならん、よつて名跡志の説猶從ふべし。

從四位「上」玉田女明神

縣本書入に廣澤村と註す○郡村志云「廣澤村、雜社、下加茂社、村の東方にあり、祭神玉依姫命、祭日大祭十月十五日小祭四月十五日、傳云、玉依姫命は郷社別雷命の母にして、上野國神名帳從四位上玉田女明神とあり、疑らくはこれならんか、玉田の田は由の誤り、由は依と同訓、女は姫と義通す」とあり○神社明細帳(明治十二年群馬縣調) 同上、但し此社明治四十二年郷社へ合併す、延寶二年寅三月下廣澤村水帳、及寶曆十三年名寄帳を檢するに下加茂社附近の字地に、みよち(宮地) しめづくし、かもさわ、下田、玉田、松なみ等の字地あり、これ神社に縁ありて聞ゆ、○近時説をなすもの毛里田村大字東今泉の村社飯玉社に擬すといへども未だ確證を得ず。

從四位「上」磯部明神

磯部は諸國郷名に多く、當國にも和名鈔碓氷郡に磯部郷あり、又金井澤神龜碑に「上野國群馬郡下贊郷高田里云々鍛師磯部君牛麻呂」なる人見え、續日本紀天平神護二年五月甲戌上野國甘良人外大初位下磯部牛鷹等四人賜姓物部公と見ゆ○或曰磯部は古事記應神段に此御世定賜海部山部山守部伊勢部一也とある伊勢部(伊勢は借字にて磯部の意イセとインとは音相通ず) のことにて往古海部と共に東西相對して、漁獵航海に従事せし品部にして、海部の専ら西部に多きに比し磯部は東部にありて伊勢を本據とし、一に石部ともいふよしなり、又延喜式にも磯部石部岨部と稱する類社數多あり、この内越中國なる磯部神社は考證に祭神櫛日方命、姓氏錄云、石邊公、大物主男久斯比賀多命之後也と見ゆ、されば鈴木重胤大人もその著日本書紀傳に於いて延喜式本郡(上野國山田郡) 賀茂美和兩社の坐すより本國帳同郡に從四位上磯部明神とあるも姓氏錄石邊公とあるに由ありといへりき、さてこの社今所在分明ならず、近き頃考證せる桐生天滿宮由緒記(社司云この書明治三十七年頃社格委囑記述せし) なるものに、同宮は景行天皇の朝上毛野君御諸別王、土師郷に居住せし土師部の氏人をして、其郷中なる磯部岡に其遠祖たる天穗日命を祭らしむ、當時はその地名を以て磯部大神と稱せしを中世に至り磯部明神と稱したりきと見えたと磯部岡といふ地名、同宮より出す所の古縁起舊記(公方天神縁起(寛保二年寫)桐生殿開扉勸狀(嘉永四年神主前原大内藏大輔勝任記)天滿宮祭)

時既に字面を缺きたるもあるべく又次々に改寫するほどに行より草と寫し誤れるもあるべければこなる吉和も美和の誤りかと疑ひしが、先年宮地直一博士の發表せられたる九條家本延喜式の背紙なる萬壽四年の文書にも本郡として従一位美和名神社をあげたれば當時既に従一位に坐して吉和明神とは全く別社なれば美和神社ははやく本帳改寫の際脱ちたるものなるべし、但し一宮本從四位上玉田女明神の次に従一位三輪大明神を載せたれどこは諸本の例にも違ひたれば後の書添なる事明かなり故にとらず。

從四位「上」御 槐 明 神

惣社本當社以下從五位に作る（按ずるに惣社本各郡とも高位より順次に記して何れも從五位までを載する例なり）○縣記録科本の書入に茂木村とあり○郡村志曰茂木村御靈社村社村の東方にあり祭神、久々能知命・埴山姫命・火遇突命・金山彦命・彌都波能賣命、祭日十月十九日、四月五日、蓋し上野神名帳所載の古社ならんか然れども證とするものなし○按ずるに一宮本槐を魂に作り御魂をミタマと訓し本國帳各郡に郡御玉明神・郡玉明神・國玉明神などありて玉は魂の義なれば槐は、一宮本の如く魂の誤りにして郡御魂明神ならんも知るべからず、さて郡村誌東金井村に飯玉社あり村社にして倉稻魂命を祭るとあり、又毛野の菫と云考説を記せるものに「新田山の東麓に老松古杉の鬱蒼たる二つの森あり是東金井の鎮守にして飯玉神社飯風呂神社と號する舊社なり祭る所の神は兩者同神にして宇迦能御魂神猿田彦神天細女神なり」とあり、これ恐くは御魂明神に坐すべし。

從五位 清 御子 明 神

類從本神社靈錄一宮本、この一社を脱す、今惣社本に據り補ふ○郡村誌に曰、「下久方菅原社、村社、村の中央にあり、祭神天穗日命、菅原道眞、往古景行天皇の御代に草創す、その後觀應年間桐生氏道眞の靈を合祀す、桐生領五拾四村の惣社たり、徳川氏より神田二十石を附す、明治七年村社に例す、或説に上野國神名帳從五位清御子明神とあり疑らくは

この社ならん、或曰清御子の號は天穗日命に係り、此神天照大神の御子にして妻蓋鳴命と御誓の時、清き心を表して生成せる故にかく名付しか」とあれどいかがあらん○此社大町芋の森かといふ説あり按ずるに、郡村志大町村雜社に和泉社あり、祭神水波能賣命、この社維新の際まで和泉山清龍院といふ眞言宗の別當ありて祭事を執行せり、この別當延暦元年僧有清の開基といへば古き寺なり、この社或は清御子明神か今大町神明宮へ合併す。
右之外在六社
類從本神社靈錄、餘社十八座に作る。

第二節 神社特説

本節神社特説と稱するも單に本郡神社明細帳を轉載し、社傳口碑等を附記したるに過ぎず、切に讀者の諒承を乞ふ。

一、梅 田 村

山田郡梅田村大字上久方字御屋敷四八一

村社 日 枝 神 社

一、祭 神 大山 咋 命

菅原道眞公 月夜見尊 大雷命
天御中主命 大物主命 大國主尊

一、由 緒 明治四十二年一月十一日許可

大字上久方字居館無格社琴平神社及境内
末社一社ヲ合併セリ。明治四十二年二月

八日同字城ノ前無格社雷電神社ヲ合併、

明治四十二年八月二日許可同字金澤無格

社出羽神社ヲ合併シタリ。

一、社 殿 本殿 幣殿 拜殿 神樂殿

一、境 内 二百九十二坪 官有地

一、境内神社 三 社

機 神 社

祭 神 栲機千々姫命

由 緒 不 詳

社 殿 本 殿

八幡宮

祭神 譽田別命
 由緒 不詳
 社殿 本殿
 八坂神社
 祭神 建速須佐男命
 由緒 不詳
 社殿 本殿

一、氏子

百七十戸

一、大正八年四月十一日神饌幣帛料供進指定
 (社傳由緒) 勸請年月日詳ならず或は曰ふ、延文五年の創立なりと傳云、當社は桐生家の始祖桐生六郎忠利(忠利彦部氏舊記並桐生系圖一本に據る)治承四年足利又太郎忠綱に従ひ、宇治川先陣の功によりて當地を給はり、入部の節、豫て陣中の守護神として信仰厚かりし近江國日吉神社の分靈を請ひて勸請す、是即當社の創始なり(社傳並桐生古事談同天正遺事參取)其後忠利が末孫又六入道國綱に至り、觀應元庚寅年要害の爲め桐生檜杓山城を築きし時、城中の守護神となし神祠を建てて簀轡二腕を備へ、神木として楠五本を獻す(社傳並新居文書桐生系圖參取但し文書は貞和五年八月十二日となす、今社傳並に系圖に従ふ)これに依て社號を楠御殿山王宮と稱す(社傳)後延文五年國綱當社を檜杓山の東方に遷し大にその面目を改む、(岡田本桐生系圖並梅田郷土誌、但し原本「東方に祭る」に作る蓋し遷座ならむ故に改む)國綱の孫豐綱(三郎)又當社を崇敬する事厚く、

野州佐野より清藏院と稱する修驗者を呼寄せ、社務並に神事に與からしめ桐生家の祈願所となす(今泉古事談並に桐生系圖一本)是より代々の城主相次いで崇敬厚く、天文中大炊助祐綱の時に至り、領内七社の一として崇め奉れり、(桐生ヶ岡小島文書並に桐生系圖一本)又永祿二年(或は三年)管領上杉謙信近衛龍山公(前久)を奉じて桐生城に入り御屋形(當社境内の附近)に御逗留の節龍山公桐生の風光を賞して八景の和歌を詠じて當社に奉獻する等當時社運の隆昌を極む、(岡田家傳並桐生系圖關東古戦録參取す)然るに元龜二年桐生家新田氏と水路を争ひ、天正元年三月十二日遂に由良氏の攻むる處となりて桐生氏茲に亡ぶ、この時當社は城下山王の木戸際に在りしを以て社頭俄に戰塵の巷と化せり、古記録神寶等悉く兵燹の爲めにこれを失へり、(社傳並新田正傳或問土人口碑參取)是より社頭の荒廢甚しく後世山王の御林と稱して僅かに小祠の存するのみなりしが天和二年四月以降當所御給地となりし際郷人戮力して當社の再興を計り、舊社地に新殿を建て又天正戰亂の節村内實相寺(舊當社の別當)の境内に遷せしと云ふ、大神をも奉遷して上久方村五給(舊幕旗本の知行所並代官支配地五給に分る)の總鎮守と仰ぎ、稍々神社の尊嚴を復興せり、(社傳並土人口碑)爾來元祿寶永享保と年次を逐ひて屢々社殿の修理を加へ、文政二年六月本殿安政二年三月拜殿改築の功成りて維新に至り、明治五年村社となり同時に舊山王權現の稱を廢して日枝神社と改稱す。

山田郡梅田村大字上久方字上湯澤八一六
 無格社 兼 宮 神 社

一、祭神 神 武 天 皇

豐受姬命 大日靈命

一、由緒

勸請年月不詳、本社ハ中古桐生氏某ノ創立ニシテ村内字兼澤ニアリシヲ天正ノ末年、里民戮力シテ當地ニ遷ス。然レドモソノ故ヲ失ントコトヲ思ヒテ兼宮ト稱セシトゾ、明治四十二年五月八日許可同字湯澤ニ祭祀セル無格社神明宮ヲ合祀ス。

一、社 殿 本殿 幣殿 拜殿
 一、境 内 三百九坪 官有地
 一、境 内 神 社 四 社

八坂神社

祭神 健速須佐男命

由緒 不詳

明治十年二月當上湯澤ヨリ當社境内ニ移轉ス
 社殿 本殿

又傳云當社には古來相殿の神二座あり、社家の舊記に「祭神大山昨神相殿二座木花之開耶姫神・猿田彦神合而三座」と見え天保年中書寫の祝詞文にも亦三座の神號を列記せり、但し明治十一年調進の明細帳には右相殿の二座を載せず、然れども右相殿の二神は原當社の信仰上に起因せるを以て聊か左にその由來を述べむ。
 抑々當社は中世兩部習合の結果、浮屠氏山王權現と稱し猿猴を以てその神使となす等附會の説に基き彼の猿猴は猿田彦神の御容貌に酷似せるより遂に相殿の神となし後世婦女俗信の起因を成すに至れり、(風紀上俗信仰の状態を略す)又木花開耶姫神は天孫邇々藝命の妃神に坐してその御子を産み給ふ時に當り、火中の産殿に入りて恙なく御平産坐しましたとの古傳により後世産婦の守護神として是又相殿の神と仰ぎ益々婦女の信仰を集めしが如し、口碑の傳ふる處に據れば當社は中古桐生家繁榮の時代に方り内室等の信仰別けて厚かりしかば社殿を御屋敷の境内に建てて朝暮日參に便せりと言ひ殊に後世に至りては御神木楠の枝葉を採て安産の靈符となし、是を煎じて服用すれば産婦は乳を潤澤ならしむと云ひ恰も神木の枝葉を以て靈藥の如くに尊信して今猶諸方より來り乞ふ者少しとせず。

機神社

祭神 栲機千々姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

若木神社

祭神 若山咋命

由緒 不詳

社殿 本殿

稻荷神社

祭神 宇氣母智命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、崇敬者 七百六十五人

〔社傳由緒〕 傳云、當社は古來八意思兼神を以て御祭神となす然るに中世以降當社の境内を俗に「ヂンムカウ」と稱せしより明治初年神社改めの節、誤りて牽強附會の説に従ひ、神武の字音を採りて御祭神を神武天皇ならんと想定し、遂に明細帳調進の際、御祭神思兼神を廢して神武天皇一柱を立つるに至れり、然れども里人その古義を失はんことを恐れ、拜殿の扁額に兼武二神の神號を刻してこれを永世に傳へ、春秋二期の祭祀にも兩神を別て春は神武を祝し秋は兼神を齋ぎ、共にその神恩に報い奉る、又云、當社は觀應二年桐生家楡杓山に築城の際、國綱の勸請する處にして、村内字兼澤にありしを天正の末年里民戮力し

て當地に遷せり、然れどもその故地を忘失せんことを恐れて兼宮と稱せしとぞ(向田高輅筆記明細帳附記)又桐生美和神社家小島氏所藏(桐生領七社明神の神號を記せる)古文書に「桐生七社兼宮大明神上久方鎮座産子湯澤金澤」と註し奉り、而して桐生家領内七社明神を定めしは、天文年中大炊助祐綱の時なること、桐生系圖の一本並に桐生ヶ岡小島文書に見えたり、蓋し當社は桐生家の崇敬社にして古來七社の一に列し、領内有數の社なりしかども、桐生家没落の時、その運命を共にし、僅に舊上久方村湯澤金澤の鎮守として維新に至りしが如し、明治五年無格社に編入、同四十二年五月八日許可を得て村内字伊勢窪に祭祀せる無格社神明宮を合併し以て今日に至る。

一棟札一枚

安永八己亥年
奉再興御神門諸願成就之所
大工 田中 治助
氏子 中 敬白
居館 中島源次郎
十一月吉祥日 村岡宇平治

山田郡梅田村大字高澤字大瀧四八六ノ三
高澤村字寺裏

村社 護國神社

一、祭神 大山津見神

一、氏子 九十一戸

一、大正八年四月十一日神饌幣帛料供進指定

一、由緒

不詳

速玉之男命 健御名方神 木花咲夜姫
伊邪那美尊 豫母都事解之男命 天水分命
菅原道眞公 須佐之男命 猿田彦命
大物主命 羽比岐命 國水分命
栲機千々姫命 阿須波命

山田郡梅田村大字高澤字大瀧四八六ノ三
無格社 雷神岳神社

一、祭神 倭建命

一、由緒 不詳

一、社殿 本殿 本殿上屋 幣殿 拜殿

一、境内 三百坪 社有地

一、崇敬者 百人

〔附記〕

雷神岳神社鎮銘(同祠前)

上野州山田郡高澤雷神嶽者三社鎮座之峻嶺也

寶曆三癸酉孟夏水清發願而雖挂巨鏞於社前

一旦斯瓦破故這回衆議募化村中隣里改三範前

鎮一乞銘於余

銘曰

村里募化 改範前鎮

聲傳神德 雷鳴山峯

一、社殿

本殿 本殿上屋 幣殿 拜殿 神樂殿
社務所

一、境内

五百九坪 社有地

文化癸酉季春吉日

- 高園周國叟誌焉
- 先願主 小曾根金五郎
- 高澤院 良運
- 再鑄願主 惣村中
- 高澤院 養清
- 佐野鑄物師丸山善太郎藤原易親

山田郡梅田村大字二渡字猿石

村社 二渡神社

一、祭神 猿田毘古神

宇迦之御魂神 大山津見神 速須佐之男命

一、由緒 不詳

(本社ハ元猿田彦神社ト稱ス)

明治四十一年一月十四日許可字上ノ原無格社八坂神社字大石窪無格社稻荷神社字殘馬無格社殘馬山神社ヲ合併セリ、大正三年九月九日許可二渡神社ト改稱、明治四十四年四月一日焼失、昭和二年二月十

七日許可社殿ヲ建設ス。

- 一、社殿 本殿 拜殿 幣殿
- 一、境内 四百十六坪 官有社地
- 一、氏子 百二十戸
- 一、昭和八年九月二十九日神饌幣帛料供進指定
- (附記) 猿石社、二渡村にあり、祭猿田彦命、(上野國志)

山田郡梅田村大字山地字石鴨五六〇

村社 天満宮

一、祭神 菅原道真公

一、由緒 不詳

一、社殿 本殿

一、境内 二百五十五坪 共有社地

一、境内神社 二社

- 大山祇神社 祭神 大山祇命
- 稻荷神社 由緒 不詳
- 社殿 本殿

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 六十戸

(附記) 桐生城主由良成繁の臣藤生紀伊守善久諸國漫遊の時京都北野天満宮より御神像を受け、自己の守り本尊として守護せしに、小田原落城後弟藤生六右衛門の御神像を保護して現地に土着し氏神として鎮齋せしと云ふ。

二、川内村

山田郡川内村大字山田字八幡平一一四九 村社 八幡宮

一、祭神 品陀和氣命

宇迦之御魂神 建御名方神 大日靈命

大物主命 素盞鳴尊 天兒屋根命

一、由緒 不詳

明治四十年十一月四日許可、本社境内末社諏訪社、八坂社及字丸山無格社稻荷神社同末社、八坂社春日社字諏訪ノ入無

格社諏訪神社、同末社八坂社字同所無格社神明宮字麥生小路琴平宮ヲ合祀シタリ

本殿 拜殿 (向拜付) 神樂殿 幣殿

一、境内 二千六百七十坪 官有地

一、境内神社 六社

- 熊野社 祭神 伊弉冉尊
- 山神社 由緒 不詳
- 祭神 大山祇命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 愛宕社 祭神 火山靈命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 天神社 祭神 菅原道真公
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 巖島社 祭神 不詳
- 社殿 本殿

祭神 市杵島姫命
由緒 不詳
社殿 本殿
大雷社

祭神 大雷命
由緒 不詳
社殿 本殿

一、氏子 二百七十八戸

一、大正三年四月十五日神饌幣帛料供進指定

〔附記〕 當社は里見氏の崇敬社にして古扁額を藏す、即ち集古十種に載するものこれなり。

山田郡川内村大字山田字中島岩本三二八八

無格社 白瀧神社

一、祭神 天八千々姫神 白瀧姫靈

大穴牟遲神 素盞鳴尊 火産靈命
宇氣母智神 大山祇命 木花開耶姫命
倉稻魂命 菅原道眞公 大雷命
建御名方神 伊弉冉尊 大物主神

一、由緒 勸請年月不詳

社傳曰永久年間官女白瀧ト云フ。故アリ

土人仁田山ノ舍人ニ嫁シ常ニ絹布ヲ織ル

コトヲ好ミソノ業ノ精巧ナランコトヲ欲シ八千々姫ニ祈リテ遂ニ客殿ヲ造營セリ
女去世ノ後村人配祀シテ白瀧社ト稱スト云フ、明治四十年十二月二十一日許可ヲ

得本社境内末社菅原社・大平社・産泰社及字柏倉無格社柏藏神社及同末社八坂社菅原社及字宮ヶ谷戸ニ祭祀セル無格社赤城神社同末社琴平社・八坂社・愛宕社・雷神社・産泰社・稻荷社・熊野社・菅原社及字十二無格社諏訪社同末社大山祇社熊野社ヲ合祀シタリ。

一、社殿 本殿 拜殿 幣殿 祓殿 社務所 神樂殿

一、境内 二百四十二坪 官有地

一、崇敬者 七百八十七人

〔附記〕

(一)、上州仁田山白瀧姫傳記略縁起

抑上州機神の由来を委く尋奉れば、人皇七十四代帝 鳥羽院之御宇、天永三壬辰年、武將は六條判官源爲義朝臣にて、往古は禁庭の御政事故、諸國カ夫人を被レ召候所、上州山田郡の夫人、

仁田山村舍人と云ひし人、郡役に當り京都へ登り、山田夫と呼ばれて、御庭の掃除等相勤る折から、白瀧姫と申奉る宮女、戯の御歌に

照り續き山田の稻の枯はては

何を種とて命つぐらん

と詠じ給へば取あへず山田夫

照り續き山田の稻のこがれなば

落てたすけよ白瀧の水

と返歌吟じけるが、此事寂閑に達し御感のあまり、則白瀧姫を舍人に被レ下ければ、永久元年勿體なくも、仁田山村へ伴ひ奉りける、夫より朝夕御慰めながら織物をいとなみ給ふに依而、御住居の邊りに機神の社を立て給ふ、御神體は栲機千々姫の命を祭り玉へしが、永久五年二月十五日

白瀧の水の流はとゞまらで

今は玉ちる岸の岩本

と御辭世有て世を去り給ふ、其後は同社に機神と祭込み又舍人の御靈も同社の神に祭り、今七百年餘に至り、尙御惠彌増り此御神の教へ給ふよりして、絲絹國益となり、桐生近國繁榮なること諸國に次ぐ所なし、是全く邊鄙の民の艱難を救はんため假に人と化し營業を授け給ふ、實に此御姫は栲機千々姫命再來成べしと申も、中々恐多く返くも難有御神徳を敬ひて記。

(上州仁田山白瀧姫傳記)

(二)、上野國山田郡仁田山郷機織天神縁起

抑平安城は人皇五十代桓武帝延暦十三年長岡の京より此地に移し玉ふ今に至るまで連綿たり、關東八ヶ國は郡より夫役之者一人宛毎年禁裏に相勤、折ふし上野國山田郡仁田山郷といふ所より、夫役者折節后たちのおわします坪の掃除に入たる時、白瀧の前簾を掲げ御覽じ、扱も東の夫姿いやしき土民かなと思召、一首詠を玉ふ、歌に

吾妻より山田からすが飛來り

羽ばたきをして庭ぞはきける

打わらわせ玉へけり。

此白瀧と云官女は、横萩右大臣豊成公の御次女當麻中將姫の御腹替の妹也云々、山田夫此歌の心を聞て大きに腹を立不取敢返歌をしたりけん、其返歌に

「飛立は雲井の空に羽をのして大宮人をめの下に見る」

斯返歌ありければ、からりと打笑せ玉へて、扱其後は無こんしやうとて音もなし、然に其年相勤、糞りの夫共上りければ、御いとま下さるゝ折節、此度夫共に何にても望次第に御料理下さるゝ由、綸言あり、關東の夫共餅酒蕎麥切其他思ひ思ひに御願申上る、其中に山田夫はなにか望めとありければ、某は別の望は候はず、只白瀧の前を下し置れ候は、難有仕合とそらもんありければ、公卿百官殿上人此由開召て一度にどつと打笑ひ、さても及ばぬ願ひ申ものかな、しかしやさしき心もあり、さらば歌合致すべし、若し其歌双方共合句致さば白瀧の前を下し

置れ候よし繪言あり、紫宸殿に於て歌合始めける、公卿百官殿上人車座に併びいさせ玉ひけり、かゝる折節、白瀧の御方より一首遊ばし玉ふ、歌

山田夫かまた目もさゝぬ宮人に

と詠し玉へば、其時山田夫不三取敢、歌にひてりせは山田の稻もかれぬべし

落てたすけよ白瀧の水

と返歌有れば、公卿百官殿上人さてもやさしき歌の心、いふに愚なき歌合と横手をうたせ玉へば、帝ゑいぶんましまして繪言如し汗出て、再び歸る事なし、則ちなんじが望にまかせて白瀧の宿の妻に下し置れ、則ち關白殿より兩歌を書しるし被下難有仕合と白瀧の前を打つれ、本國さして立歸り、仁田山郷岩本と云處に假り家をしつらひ、いとなみの手遊ひに、糸機を里人に教へ傳へしは、是則當國の根元なり、夫より則當國家業糸機をなされける、それより禁裏に御籠絹差上富貴榮華の地となり玉ふ、夫方天下武將家に渡り、其例を以て今の御公儀様江納代永差上候事此時分より始りける、其後白瀧の前、命終りて一社の神と祭り、今に至て岩本といふ所に社あり、右關白殿よりの書付今にこれあり、然に今古來の御神を埋木となしける事、最以てもつたいなき仕合なり、ふるきを尋ね新しきをひろひ、誰かいふ下ツて愚なるは信用し、登りて才あらば又信用す、唯中なる者はすゝめ難し、賢才なる者は偽り多く、鈍なる者は才に

うとし、才に疎きはすゝむるに益なし、誰かいふ用ゆるときはとらとなり、用ひざる時は鼠となり、すでに神は人の敬ふによつて位をます、人は神の徳によつて運をそらす、然るに此白瀧の明神機織神の根元也、富貴は諸願の満てる元也、弘法大師は高野山に大黒天を安置し、傳教大師は比叡山に三面を學教す、去れば法然上人は一心專念の門より淨土他力の扉をひらき、常住坐臥の念佛をすゝめ玉ふ、尤神國の代としてかゝる古來の御神を埋木となし奉る事、諸人信心うすきが故なり、依而今此國の家業糸機神白瀧大明神とうやまひ奉り、あゆみをはこぶ輩には糸絹の名人となり、御利益あるべしとなり、山田夫は夫婦縁結の神山田の權現といはれ奉る、則ち縁組望の願かけ此御神に祈る時は、思ひのまゝにかなふべしとなり、兩社の御縁日は毎年三月初子の日御參詣の人諸願みな満んす。

山田郡川内村大字山田字棒ヶ谷戸三三五二

無格社 赤城神社

一、祭神 大穴牟遲神

大山津見神 大雷神

一、由緒 不詳

明治四十年十一月許可、字鳴神嶽ニ祭祀セル、無格社鳴神神社ヲ合祀ス。

一、社殿 本殿 拜殿

一、境内 四百七坪 官有地

一、境内神社 三社

琴平宮

祭神 大物主命

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素盞鳴尊

由緒 不詳

社殿 本殿

蠶影社

祭神 保食命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、崇敬者 三百二十五人

山田郡川内村大字須永字上ノ臺七二六

村社 三島神社

一、祭神 少名毘古那神

第二篇 人文界 第三章 神社

一、由緒 不詳

(元淡島神社ト稱ス) 大正二年六月十日

許可ヲ得字上ノ臺無格社琴平神社同境内

末社愛宕社字永明山稻荷神社同境内末社

熊野社・八坂社・愛宕社・菅原社字三島村社

三島神社及末社菅原社ヲ合祀、村社三島

神社ト改稱ス。

本殿 拜殿 幣殿 神樂殿

一、社殿 幣殿 神樂殿

一、境内 三百七坪 官有地

一、氏子 八十二戸

一、大正七年十月十八日神饌幣帛料供進指定

山田郡川内村大字西小倉字宮原甲二二六二

村社 赤城神社

一、祭神 大穴牟遲神

四五九

建御名方神 八坂刀賣命 倉稻魂命
譽田別尊

一、由緒 不詳

明治四十四年五月三十一日許可、宇西山
上ノ諏訪下ノ諏訪兩社ヲ合祀ス。

一、社殿 本殿 幣殿 拜殿

一、境内 八百四坪 官有地

一、境内神社 四社

菅原社

祭神 菅原道眞公

由緒 不詳

社殿 本殿

日枝社

祭神 大山咋命

由緒 不詳

社殿 本殿

猿田彦社

祭神 猿田毘古命

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素盞鳴尊

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 八十五戸

一、大正七年十一月十五日神饌幣帛料供進指定

山田郡川内村大字東小倉字上ノ山甲五五二

村社 赤城神社

一、祭神 大穴牟遲神

倉稻魂命 大物主命 樋姫命

一、由緒 不詳

明治四十年十一月九日許可、宇吾妻澤無
格社吾妻神社同境内末社二社ヲ合祀ス。

一、社殿 本殿 拜殿

一、境内 七十四坪 官有地

一、境内神社 三社

熊野社

祭神 伊弉冉尊

由緒 不詳

豊饒^{シメタ}セリ、仍りて鹿田臺に大神を勧請して以て當所の鎮守とな
す。その後寛延年中上ノ山の地に遷座す、これより蘭田氏の裔
代々別當となりてその祭祀を預りしが維新の際これを廢す。

山田郡川内村大字高津戸字赤城前一〇八九

村社 要害神社

一、祭神 大物主神

大穴牟遲神 譽田別命 猿田彦命

素盞鳴尊 菅原道眞公 市杵島姫命

建御名方命 源爲朝朝臣 大日靈命

一、由緒 不詳

元琴平宮ト稱ス。明治四十年十月九日許
可、宇赤城村社赤城神社同境内末社四社
宇川面無格社赤城神社同境内末社四社ヲ
合併ス。

一、社殿 本殿 幣殿 拜殿 神樂殿

一、境内 四百十二坪 官有地

一、氏子 百十戸

一、大正七年十一月十五日神饌幣帛料供進指定

一、氏子 六十戸

〔社傳由緒〕 創立の年月詳ならず但し別當が傳によれば往昔秀
郷將軍の齋藤田太郎成家の創立に係り同國勢多郡赤城沼の明神
を祭りし所なり、成家は武勇にして弓馬の術に達し正治二年の
秋大番勤士として上洛中黒谷上人に歸依し深く佛道を究め勤番
六年元久二年本國に歸り小倉村に草庵を結びて一向佛陀を念ず
世にこれを小倉の上人と稱せり、然るにこの地山間に介在して
鹿多く棲息するを以て農民作毛を害せらるることを懼れ藩籬を
設けてこれを防ぎしかば上人これを憐みて上田三町を耕さしめ
これを鹿田と名づけて鹿の餌食に宛てしめたりと云ふ、然れど
もこの地固より水利に乏しく灌漑の便を缺き少しく旱天に遇へ
ば稻田忽ち龜裂して枯槁を免れず農民均しくこれを憂ふ、この
時に當り成家即ち赤城の神に雨を祈りしかば忽ち大雨至り五穀

社殿 本殿

道神社 祭神 猿田彦命

由緒 不詳

社殿 本殿

摩多利神社

祭神 大己貴命

由緒 不詳

明治十年九月中同村字峠ヨリ移轉

社殿 本殿

〔附記〕 合祀之碑

上毛山田郡川内村赤城前之里祀赤城神社、川面之里赤城神社、要害之里琴平宮久矣、曩者官令社宇修理不_レ完者等合_二神祠_一里民奉_二其旨_一明治四十年十月九日得_二官允_一合_二祠_一社于琴平宮、改稱曰_二要害神社_一、於是乎永久維持之基礎全備焉、既而里民恐_二事跡歸_二湮滅_一欲_二建_レ碑記_二其事_一請_二文併書於余_一余宰_二此郡_一美_二其舉_一故不_レ辭而叙_レ之、銘曰

三社合一 神威維揚
建碑之處 山高水長

大正四年孟秋

群馬縣山田郡長從六位勳六等直井三郎撰併書
伊藤 廣 信 刻

三、福 岡 村

山田郡福岡村大字淺原字天神前一二六三
村 社 菅原神社

一、祭 神 菅原道真公

一、由 緒 不詳

明治四十二年三月十七日許可、勢多郡東村大字神戸村字高助ヨリ移轉、昭和七年

五月一日菅原神社同境内末社四社を鹽原神社に合併せしが、その後明治四十二年三月十七日勢多郡東村字高助ヨリ移轉したるものなり。

山田郡福岡村大字鹽原字高松一三八一
村 社 鹽原神社

一、祭 神 品陀和氣命

大日靈命 國常立命 菅原道真公
宇迦之御魂命 火山靈命 磐筒之男命
大田 命 大山祇命 和氣清麻呂公
素盞鳴命 大物主命 速須佐之男命
猿田彦命 大己貴命 大山咋命
伊弉諾命 大雷 命

一、由 緒 不詳

(元八幡宮ト云フ)

明治四十年五月十一日許可、本社境内末社猿田彦社琴平宮國常立社八坂社大田社及村社神明宮同境内末社四社無格社稻荷神社無格社近戸神社同境内末社四社無格社鹽田神社同境内末社三社大字淺原

七月十九日内務省三群社第一號ヲ以テ村社ニ列ス。

一、社 殿 本殿 本殿上家 拜殿
一、境 内 五百六十二坪 民有地
一、崇敬者 二百戸

一、昭和七年八月十九日神饌幣帛料供進指定

〔附記〕 當社は人皇第五代後奈良天皇の天文年中上野國勢多郡黒川谷深澤城主松島愛久澤の一族桐生家に屬したる時勅負承重綱の下知に依り勸請する所なり、爾來天正元年迄桐生家の崇敬社として代々造營祭祀を行ひ來りしが、桐生家没落後は自然社運衰頽の止むなきに至りしが、天正十八年御代靜謐となるに及びて、愛久澤の族深澤城ヨリ移り、當社を再興しその舊に復するを得たり、後寛文八年當所檢地の際、御奉行諸星傳左衛門當社の由緒を糺し先規に任せて社地若干を寄進せられ、當所の總鎮守と崇め、日輪寺住職をして別當として、春秋の祭祀を司らせ、これに依り正徳二年別當幸榮法師の代、愛久澤の發願にて社殿を修理し、神像を内殿に納むる等大いに社の面目を施せしが、愛久澤氏徳川家に召出され仕官せしため、以後同族深澤氏これに代りて寛延三年三月郷民協力して京都神祇管領ヨリ御幣を勸請し、これより領主肥後守に於ても采邑安穩のため年々祭料を寄進せられ、明治維新に至りたりと云ふ、明治四十年

村社菅原神社同境内末社四社無格社鈴鹿神社無格社愛宕神社ヲ本社ニ合併シ同時ニ村社鹽原神社ト改稱シタリ。

一、社 殿 本殿 拜殿 社務所 幣殿 拜殿(向拜附)
一、境 内 一千百七十七坪 官有地
一、氏 子 二百二十五戸 合併ニヨリ追記
一、大正五年九月八日神饌幣帛料供進指定

〔附記社傳〕 創立嘉曆三年高守忠國亂を避け嵯峨天皇崩御後三十年頃、天皇の御宸翰を奉持し來り本社を創立せりと。

山田郡福岡村大字鹽原字下ノ臺七八三

無格社 貴 船 神 社

一、祭 神 高淤加美神

大穴牟遲神 大山祇命 大物主命
譽田別命 素盞鳴命 猿田彦命
菅原道真公 倉稻魂命 倭 建 命
大山咋命

一、由 緒 不詳

明治三十六年十二月十日燒失、明治四十

年四月三十日許可、大字鹽原村無格社赤城神社同境内末社八社及本社境内末社二社ヲ本社へ合併シタリ。

- 一、社殿 本殿 拜殿 幣殿 社務所
- 一、境内 二百五十坪 官有地
- 一、崇敬者 二百六十七人

〔附記社傳〕 創立不詳なれども本神社は山城國愛宕郡鞍馬村鎮座官幣中社貴船神社を分靈奉祀せるものと傳へらる、人皇第六十二代村上天皇の御宇東國旱魃久しく草木枯死悲慘を極む、依て人皇第五十二代嵯峨天皇弘仁九年山城國愛宕郡貴布禰山中に祈り雨旱の神として、祈雨の節は黒毛の神馬を獻じ、止雨の節は赤毛の神馬を奉りて祈願せるに、靈驗の顯著なるに倣ひて崇敬極めて深き貴船神社の分靈を齎き奉りて、降雨並に農産豊稔を祈願したるに、漸次天候順良穀稔り、民大いに霑ひその靈驗の顯著なるを喜びたりと云ふ。

山田郡福岡村大字小平字宮前三四八

- 一、祭神 嵯峨天皇 大日靈命 埴山姫命 大山祇命
- 村社 嵯峨宮

- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿
- 一、境内 一百六坪 官有地
- 一、境内神社 一社

高倉社
祭神 不詳
由緒 不詳
社殿 本殿

明治四十年五月二十九日許可、本社境内末社大山祇社及大字淺原村無格社神明宮同境内末社大字小平村無格社木宮神社同境内末社無格社八王子神社大字長尾根村村社大山祇神社同境内末社無格社熊野神社ヲ合併。

- 一、氏子 百五十五戸

四、大間々町

山田郡大間々町字川窪

郷社 神明宮

- 一、祭神 大日靈命 豊宇氣毘賣神
- 大山咋命 天御中主命 速須佐之男命
- 倉稻魂命 彌都波賣命 大山祇命
- 火産靈命 埴山姫命 大己貴命
- 手力男命 皇産靈命 伊弉冉命
- 大雷命 木花開耶姫命 日本武尊
- 猿田彦命 天兒屋根命 大物主命
- 市杵島姫命 譽田別命 菅原道真公
- 一、由緒 慶長年中伊勢内宮ヨリ勸請、正徳五年伊勢外宮ヨリ勸請合祀ス、明治四十四年十月八日許可、本社境内末社二社及同所字町東無格社八坂神社並ニ字雨沼無格社神明宮同境内末社六社ヲ合併セリ。

- 一、社殿 本殿 幣殿 拜殿 社務所
- 一、境内 三千百七十九坪 官有地
- 一、氏子 六百戸

一、大正四年八月十三日幣饌料供進指定

〔附記〕

一、慶長二丁酉年九月當地の氏子にて始めて御假屋を營み奉る。今御境内末社に天照皇大神の祠あり御隠居様と稱し寛文十三年三月青山市郎右衛門施主にて八幡宮を合殿に祭て再建す當時は八幡宮とのみ申す、これ往古御鎮座の地なり、慶長四年今の地に御社を建立し奉るを以て當社の御例規として屋根替二十一ヶ年目を基本として數ふ。

一、慶長四年九月十五日社建立し例祭祝日を定め遊日を觸るといふ。

一、天保七年十月二十日領主酒井石見守御祈願所となる。

鎮守神明宮市神天王宮祭禮兩度御祈禱御札各祭禮後桐生陣屋へ献上陣屋より國元へ届けらる神明宮修葺の節當國御領分の内へ勸化の儀を許さる。

一、明治壬申五年十一月十二日郷社に列せられ明治八年十月十五日郷社御治定奉祝祭を行ふ。

山田郡大間々町字遠ノ久保

- 無格社 琴平宮
- 一、祭神 大物主神
- 一、由緒 不詳

一、社殿 本殿 拜殿

二、境内 二百二十四坪 官有地

一、境内神社 一社

愛宕神社

祭神 火産靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、崇敬者 二百人

山田郡大間々町大字桐原字宮岡

村社 八宮神社

一、祭神 品陀和氣命 大穴牟遲神

一、由緒 不詳

一、社殿 本殿

一、境内 二千二百三十坪 官有地

一、境内神社 四社

愛宕神社

祭神 火産靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

八幡宮 祭神 品陀和氣命

由緒 不詳

社殿 本殿

大山祇神社 祭神 大山祇命

由緒 不詳

社殿 本殿

菅原社 祭神 菅原道真公

由緒 不詳

社殿 本殿

祭神 不詳

社殿 本殿

一、氏子 百五十五戸

山田郡大間々町大字桐原字北原

無格社 神明宮

一、祭神 大日靈命

一、由緒 不詳

一、社殿 本殿 拜殿 向拜 幣殿

一、境内 四百九十九坪 官有地

一、境内神社 八社

菅原社

祭神 菅原道真公

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂神社

祭神 素盞鳴命

由緒 不詳

社殿 本殿

八幡宮

祭神 品陀和氣命

由緒 不詳

社殿 本殿

大雷神社

祭神 大雷神

由緒 不詳

社殿 本殿

大山祇神社

祭神 大山祇命

由緒 不詳

社殿 本殿

愛宕神社

祭神 火産靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

秋葉神社

祭神 大穴牟遲神

由緒 不詳

社殿 本殿

熊野神社

祭神 熊野三社神

由緒 不詳

社殿 本殿

五百四十人

山田郡大間々町大字桐原字宿西

無格社 稻荷神社

一、祭神 宇迦之御魂神

一、由緒 不詳

一、社殿 本殿 拜殿 向拜 幣殿 社務所

一、境内 百二十四坪 官有地

一、境内神社 三社

熊野神社

祭神 火産靈命

- 一、社殿 伊邪那美命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 八坂神社
- 祭神 素盞鳴命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 日枝神社
- 祭神 大山咋命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 四百五十人

山田郡大間々町大字桐原字遠ノ久保

無格社 稻荷神社

- 一、祭神 宇迦之御魂神
- 一、由緒 不詳

明治三十年十月二十九日許可、新田郡笠懸村大字西鹿田字稻荷山千二百四番地ヨリ移轉(大正六年五月三十日移轉届出)

- 一、社殿 本殿 幣殿 拜殿
- 一、境内 百五十坪 民有地
- 一、境内神社 二社

愛宕神社

祭神 軻遇突智神
由緒 寛政十一年十一月建之

明治三十年十月二十九日許可、新田郡笠懸村大字西鹿田字稻荷山千二百四番地ヨリ移轉。

熊野神社

祭神 奇御木野命 五十猛命 大屋津姫命
由緒 抓津姫命 稻羽白菟神
文化三寅年二月建之

明治三十年十月六日許可、境内神社

瘡神社ヲ合併セリ、明治三十年十月二十九日許可、新田郡笠懸村大字西鹿田字稻荷山千二百四番地ヨリ移轉

- 一、崇敬者 千五百人

五、相生村

山田郡相生村大字下新田字愛宕廻

村社 愛宕神社

- 一、祭神 火産靈神
- 木之花佐久耶毘賣命 大物主命
- 宇迦之御魂神 大己貴命 伊弉冉命
- 伊弉諾命 大山祇命 天御中主命
- 一、由緒 不詳

明治四十年十月二十五日許可、本村大字下新田村山廻無格社淺間神社同境内末社琴平社並ニ大字天沼新田字堀下ニ祭祀セル村社稻荷神社同境内末社赤城神社・熊野神社・大山祇社・多賀神社・天御中主神社ヲ合祀セリ。

- 一、社殿 本殿 拜殿
- 一、境内 二千九百七十二坪 官有地
- 一、境内神社 三社

八坂社

祭神 須佐之男命

由緒 不詳

稻荷社

祭神 豐受姫命

由緒 不詳

白瀧社

祭神 栲機千々姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 百四十一戸
〔附記社傳〕 萬治元年九月二十四日の創建にして火産靈神を祭れる社なり。境野山雜記曰、新田村の愛宕は慶長年間津久井和泉といふ者同所開村の時上廣澤の鎮守愛宕宮を移す。

山田郡相生村大字如來堂字用水堀端

村社 賀茂神社

- 一、祭神 別雷命
- 栲機千々姫命 大山祇命 大日靈命
- 大雷命 高靈命 猿田彦命
- 素盞鳴尊 火産靈命 大物主命

一、由緒 不詳

明治四十年十月二十五日本社境内末社神
明宮・八坂社・琴平宮及字瀧山無格社白瀧
神社同境内末社五社同村字足仲無格社神
明宮同境内末社三社ヲ合併セリ。

一、社殿 本殿 拜殿 神樂殿

一、境内 百八十四坪 官有地

一、境内神社 一社

菅原社

祭神 菅原道真公

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 百十三戸

〔附記〕

一、本社の創建は天明年間村人津久井儀左衛門の洪水の憂を除
かんため京都賀茂神社を勧請したるものといふ毎年五月十五
日を以て祭日とせり。(口碑)
一、賀茂神社移しの神社近村七社の中に如來堂あり。(廣澤村賀
茂神社寛政十一年社例書上)

山田郡相生村大字天王宿字宿

村社 八坂神社

一、祭神

速須佐之男命

大日靈命 大穴牟遲神 伊弉冉命

譽田別命 大山祇命 火産靈命

一、由緒 不詳

明治四十一年五月二十二日許可、字伊勢
原無格社神明宮同境内末社能野神社ヲ合
併セリ、明治四十四年十一月七日許可、
本社境内末社八幡宮・秋葉神社・阿夫利神
社及同村大字蕪町字前山村社赤城神社同
境内末社四社合併ス。

一、社殿

本殿 本殿上屋

一、境内 八百六十九坪 官有地

一、境内神社 六社

菅原社

祭神 菅原道真公

由緒 不詳

社殿 本殿

大物主社

祭神 大物主命

由緒 不詳

社殿 本殿

水神社

祭神 美都波能賣命

由緒 不詳

明治四十一年五月二十二日許可、本
社境内末社水神社ヲ合併セリ。

社殿 本殿

稻荷神社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

明治十一年二月五日日本村字熊野林ヨ
リ移轉、明治四十一年五月二十二日
許可、本社境内末社稻荷神社ヲ合併
シタリ。

社殿 本殿

道神社

祭神 猿田彦命

由緒 不詳

社殿 本殿

雷神社

祭神 大雷命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 百十一戸

〔附記社傳〕 文政二卯歲正月燒燼し總氏子再建し奉り文政六年
癸未歲八月遷宮し奉る。

六、廣澤村

山田郡廣澤村字宮原八三二

郷社 賀茂神社

(舊名加茂神社 昭和十一年
五月十二日社名改稱許可)

一、祭神 別雷神

祭神追記

經津主命 譽田別命 玉依姫命
道能長知波命 宇迦之御魂神 白瀧姫命
火産靈命 菅原道真公 高靈神
暗靈神 大日靈命 武甕槌命
天兒屋根命 建御名方神 大物主命
水波能賣命 大山祇命 市杵島姫命
尾羽張神 素盞鳴尊

一、由緒 創立年月不詳延喜式内三代實錄ニ元慶四
年五月二十五日授正五位下勳十二等上野

國神明帳ニ從一位加茂大明神ト見エタリ。白河院天皇寛治元年冬十二月出羽夷酋清原武衡家衡等亂ヲ作ス時ニ源義家亂賊追伐ノタメ當社ヘ祈誓シ賊ヲ平グ凱歌旋陣ノ時再ビ參殿シ賽祀トシテ奉幣ノ神樂ヲ奏セシト口碑ニ傳ハレリソノ遺跡今ニ尙存ス戊辰年御維新ノ際大總督ノ宮御東下向ノ節皇國鎮政ノタメ抽丹祈御玉串ヲ獻ズ、明治五壬申年十月郷社ニ列ス。

由緒追記

明治四十二年十一月三十日許可、本村境内末社大山祇社・熊野社・愛宕社・熱田社・水神社・八坂社・琴平社・道神社・神明宮・美和社・嚴島社・稻荷社・龍神社・八幡宮・鹿島社及同村字肥土無格社下加茂神社同境内末社一社、字福島無格社稻荷神社字天神無格社菅原神社同境内末社一社、字小婦田原無格社諏訪神社同境内末社四社、字靱

山無格社大山祇神社同境内末社一社、同所無格社大山祇神社同境内末社一社、字屋敷前無格社菅原神社同境内末社二社、字姥澤無格社經津主神社同境内末社四社、字姥澤嶮村社尾羽張神社同境内末社四社、同村大字一本木村字屋敷通村社加茂神社同境内末社三社ヲ合併セリ。

一、社殿

- 本殿 方一間
- 拜殿 間口五間 奥行二間
- 神樂殿 間口二間 奥行三間半
- 幣殿 間口九尺 奥行三間
- 社務所 大正二年七月三十一日許可記入
- 神饌所 右新築昭和四年五月四日許可、同年十月九日竣工届出。
- 境内 五千二百七十七坪 官有地
- 一、氏子戸數 百八十五戸
- 一、境内神社 八社

日光社

祭神 事代主命

由緒 不詳

社殿 間口八寸五分、奥行七寸五分

妙義社

祭神 日本武命

由緒 不詳

社殿 間口七寸、奥行六寸

祓戸社

祭神 瀬織津姫命 速秋津姫命 伊吹戸主命 速佐須良姫命

由緒 不詳

社殿 間口六寸、奥行五寸

赤城社

祭神 大己貴命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸五分

塞神社

祭神 布那戸神 八衢比古命 八衢比女命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸五分

豊城社

祭神 豊城入日子命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸五分

由緒 不詳

社殿 間口八寸五分、奥行六寸

豊機社

祭神 栲機千々姫命

由緒 不詳

社殿 間口九寸、奥行七寸五分

雷電社

祭神 鳴雷命

由緒 不詳

社殿 間口一尺、奥行九寸

一、境外所有地

- 耕地 一反二畝二十四步 本村字北田
- 地價 金百拾五圓拾壹錢七厘
- 林 一町一反七畝十三步 本村字宮裏
- 地價

一、管轄廳迄距離 七里二十町

一、大正三年四月十五日幣饌料供進指定

一、維持方法確立 大正十五年二月二十日報告

〔附記〕

一、社記曰（當社舊記之事）上野國山田郡蘭田庄廣澤郷に齋宮祭賀茂大神者人皇十代崇神帝之御宇御勸請と御内

陳之裏書に有之云々。

一、社傳曰、傳云崇神天皇之朝豐城入彦命爲東國鎮護、始勸請山城國賀茂神焉(附屬一本社今在三)及桓武天皇延曆十五年八月爲官社。

一、社傳曰、陽成天皇元慶二年四月奧羽之夷叛、當國押領使南淵秋鄉祈戰勝迨賊平定、寄植松樹千株以報賽云(今當社西北曰千松台而下賀) (千松台) (茂社跡亦稱三本松共存遺名) (緣起)

一、社例書上曰、人皇六十代醍醐天皇之御時諸國之神社有御改都合三千一百卅余座之内上野國十二社山田郡下廣澤村賀茂澤に御鎮座之賀茂之神社祭神瓊杵尊右式内之社に御座候於禁庭、每朝御膳有御備進彌天下泰平國土安穩万民豐樂之預御祈願候神社に而御座候尤當村賀茂宮之儀者京都鴨之神社兩宮を移し當所に而も上賀茂下賀茂と申二社御鎮座に御座候右下賀茂之社は祭神玉依姫命磐余彦命二神相殿に御座候而當村中廣澤村一本木村三ヶ村之惣鎮守に御座候外に宮社多く御座候得共皆式外之社に御座候、一、當社移し之神社近村之内に七ヶ村御座候如來堂(今村)上廣澤(今廢)三ッ堀(今無)濱

の京(今無)一本木(今合)唐澤(今合)丸山(今村)一、當社神事之儀は三月末の卯日入寅の日迄十二日の間に御座候同十月末の卯の日入寅の日迄十二日間に御座候尤御膳備仕候生魚干魚等に御座候祭禮之儀は三月十五日九月九日に御座候四月中の酉の日葵祭之神事仕候毎年節分之夜社地に而篝火を燒神事相勤申候正月元日於神前神主社家天下泰平五穀成就御領主御武運長久氏子安全之御祈禱仕候一、社地之儀は山森等前々より御除地に御座候(文政書上曰、社地高)一、本社貳間四面葺葺惣彫物極彩色三手先椽に御座候幣殿九尺拜殿は堅五間半横貳間惣瑞籬に御座候(文政書上曰、舊宮之儀者御神木前に有之處五新に造立有之御本社一間四面宮幣殿八尺に九尺拜殿貳間間に五間如此造立有之夫貳拾五間隔花居相建候)瑞籬之内に末社鹿嶋大明神八幡宮(文政書上曰、先規舊宮之時に被隔候處に有之享保年中建替之時玉垣之内五間瑞籬之儀者遙相殿に奉祭左八幡皇大神宮祭神應神天皇右鹿嶋大明神祭神武甕槌)瑞籬之外に末社七社御座候(文政書上曰、神明社祭美和社稻荷社豐城社赤城棒名社清瀧社八雷社)

一、彦部氏由緒記曰、此地(下廣)往昔足利太郎大夫基綱

廣澤之館與申而源賴義公義家公與羽之凶徒平定之祈念被仰付廣澤鄉賀茂神社江御參詣法樂奉幣等之御御旅館相成云々(寶曆十三)(年書上)

一、御知行所上州山田郡下廣澤村敷内正一位賀茂大明神云々、八幡太郎義家公奥州御下り被遊候節御祈願被遊御歸陣之御能被遊候由舞臺之跡御座候尤天喜年中に御座候又候水和と申年號之有之候石燈籠坏茂御座候。

(寛政十年地頭所へ書上)

一、周東系圖(刑部左衛門)曰、天喜五年(丁酉)奥州安倍貞任を討亡し其後康平元年(戊戌)三月廣澤郷に入して賀茂大明神の御祭を爲し御能あり依之久々御能有之候事。

一、舊跡紀聞曰、(毛呂義郷安)山田郡下廣澤村加茂神社式内社也十二社の内祭神山城の賀茂と同体なり所祀四座加茂八幡鹿嶋伊勢皇大神なり、本地十一面觀音神事は三月末の卯日に入四月初寅に明十月末の卯に入十一月初寅に明神主並別當法樂寺眞言宗也。

一、用掛役用留曰、明治五年壬申年十月二十五日栃木縣管内第四拾八區(桐生新町今泉村松堤本宿下久方上久方淺部高澤二渡山地境野新宿如來堂上廣澤)

中廣澤下廣澤一本木(足利郡上斐下斐小友)上野國山田郡下廣澤村外二十ヶ

村郷社に御治定相成桐生新町役宅に於て村々請印致候

處同年十月二十六日區畫改正に付第四拾九區(如來堂)

中廣澤下廣澤一本木只上吉澤市場富田若林

矢部三ッ堀大町東金井東今泉古米水田堀丸山

十八ヶ村郷社に組替被仰付同六癸酉年一月二十七日若山本眞、

眞井昇平、前原美春へ郷社祠掌附與相成各氏子帳調進

方被申附候加茂神社祠掌前原美春分五册(如來堂上中下

五ヶ村、戸數五百三十九軒)八幡神社祠掌眞井昇平分三册

人員貳千五百四拾五人)熊野神社祠掌若山本眞

分十册(富田東金井若林東今泉古米三ッ堀矢田堀大

以上區内十八ヶ村、戸數合千六百四拾七軒内(千四百六

持百八十)人員合七千八百貳拾貳人内(男三千九百十二人

四軒借家)明治九年四月二十一日又々區制改革にて四大區六小區

(桐生新町如來堂下廣澤中廣澤上廣澤安樂土下久

方上久方二渡山地淺部高澤新宿境野十四ヶ村町)郷社に

改編被仰付候處同年九月九日山田新田邑樂三郡、栃木

縣管轄替に付群馬縣管轄に相成二十三區二の小區と

改稱相成候。群馬縣第廿三大區二ノ小區郷社加茂神社

◎氏子戸數 三千八百八拾七戸 明治十年四月調

- 一内 四百四拾三戸 廣澤村 六百二拾五戸 安樂土村
- 四百七拾六戸 新宿村 三百九拾三戸 境野村
- 百拾貳戸 如來堂村 千戸 桐生町
- 貳百七拾九戸 下久方村 百七拾戸 上久方村
- 參拾五戸 高澤村 四拾五戸 淺部村
- 百八戸 二渡村 五拾八戸 山地村
- 拾貳ヶ町村

一、當社には古來正神主(飯塚)社家(阿久澤大夫傳に曰、同じく義家社參)別當(法樂)の三職奉仕して年中の祭事を分掌す、左に文政年中書上による年中祭事の主なるものを擧ぐれば次の如し。

賀茂年中祭事覺

- 一月 四方拜八方拜元日・二日三日 天下泰平國家安全祈禱
○七日草粥神事○十五日小豆粥神事、又筒粥とも、水口祭
- 二月 初午養蠶倍盛祭、稻荷祭とも○二十八日風神祭氷嵐除祈禱
- 三月 三日桃の御膳○十五日春祭○この月末の卯の日より

丑の刻、神主社家一同大麻を先に太鼓をかつぎて庚塚(俗にハシバと云ふ)に到り太鼓をたたきて神事入りの合圖をなし禁止の制札を立て注連繩を張りて歸へるなり、神事中は氏子一同賀茂澤人馬の通行を禁じ竹木を伐らず鳴物を停止し總子て物靜かに慎しむ神事なり、この故に當社の氏子は桶屋鍛冶屋等の如く音を立てる渡世は古來より繁昌せずと言傳ふ、社内の神事は神祕につきこれを略す、此神事明治五年まで繼續せしが太陽曆となりて後これを廢す。

御篝神事

毎年節分の夜これを行ふ、昔は御神事の前々日より舞臺宮下、肥土(以上地名)の若連境内に入りて社木の枝を伐り御かがり木を作る、何れも長さ四五尺なり。

このため社邊自然手うすになりて宮の森嚴にもかかはる事故安政五年の春氏子一同協議の上社殿近くの樹木を伐る事を止め爾來山手の立枯風折木を以てこれに充つる事となししが猶年々の事故これのみにては足らず、遂に大なる社木を倒してこれを焚く故に殘火四五日間も消えざりしと又この殘火にて餅を焼き食ふ者は疫癘にかからぬとて氏子の來りてこれを焼く者多かりしとぞ。

偕て神事當日は早朝より神主社家潔齋をなし社人庭前を掃つて齋竹を建て注連繩を張りて御篝火場を作り兼て伐り採る所の淨薪をその内に積重ね(凡そ一丈)酉の刻より神主社家神前にて火焚の祝詞を奏し神燈を以て御篝木に點火す、この間

寅の日まで十二日間御神事、鎮神事とも

- 四月 十五日昆蟲祭口止神事とも○中の酉の日祭祭の神事 藤の御膳、花萬燈出す、御獅子舞
 - 五月 五日菖蒲御膳鹿島祭
 - 六月 朔日辻堅祭末社賽神祭○十五日疫神祭天王祭とも○晦日夏越神事
 - 七月 七日棚機祭○十五日萩御膳
 - 八月 朔日八握穂祭足穂祭とも○十五日薄御膳八幡祭
 - 九月 朔日神馬祭馬乗祭とも近代二十二日之を行ふ○九日 秋祭菊御膳
 - 十月 朔日夕日祭出雲御旅祭とも○十日亥子祭近代十日行ふ○此月末の卯日より初寅まで御神事生魚干魚三十二種御膳新米に甘酒調進
 - 十一月 朔日鎮火祭○十五日神衣祭宮參とも○冬至春渡神事
 - 十二月 十五日御煤拂○晦日大歳祭奉幣式○節分夜御篝神事
- 右之内鎮神事御篝神事は當社神事中最も神祕の神事につき左に大略を記して參考とす。

鎮之神事

俗に賀茂御神事と云ふ、春は三月末の卯の日に入り、四月初の寅の日明け秋は十月末の卯の日に入り、十一月初の寅日に明く各十二日の間なり、神事入の日には春秋兩度共に夜の

氏子一同神火を圍繞してこれを禮拜し以て年災を除かんことを祈る、火勢盛になる頃若連東西に開きてヤヤと聲をかけて神火を投げ合ふ、火衰ふれば中止して一同篝場に集まり又これを焚き、火盛になれば再び投げ合ふ、かくすること三回にして終るを常とす、偕てこの神火はいかなる大風にても決して他物に燃えうつらず、又火投げ中は火の着きしかがり木はいかに當るとも傷つく事なしと、但し黒木を投げれば怪我ありとし厳しくこれを禁ず、故にこの神事を俗に呼んで賀茂の火投と云ふに至れり、昔は鹿島の石投と並び稱され近郷より見物の男女群集して最も壯烈を極めし神事なりしと云ふ、維新後(栃木縣の時)猥りに社木を伐る事を禁じられ一時中止せしが後古札注連繩の類を焚きてこれを今に繼承す。

(賀茂傳承雜記)

山田郡廣澤村字赤城林三八一

村社 比呂佐和神社

(舊名赤城神社 明治四十三年三月一日許可訂正)

一、祭神

祭神追記

- 大穴牟遲神
- 大物主命 木花咲耶日賣命 品陀和氣命
- 素盞鳴命 大日靈命 白瀧姫命
- 天兒屋根命 火産靈神 大禍津日神
- 大山祇命 宇迦之御靈命 菅原道真公
- 鳴雷命

一、由緒

勸請年月不詳、同國勢多郡三夜澤村赤城神社ヨリ分靈ヲ請ヒテ祭ルト云フ、明治五壬申年十月村社ノ格ニ列ス。

由緒追記

明治四十二年七月二十三日許可

本社境内末社美和社・赤城社・琴平社・八坂社・三峰社・菅原社及字中里無格社・赤城神社・同境内末社六社、字古庭無格社・八幡宮・同境内末社一社、字三夜澤無格社・赤城神社・同境内末社五社、字宮ノ上無格社・神明宮・同境内末社五社、字愛宕山無格社・愛宕神社・同境内末社六社、字藤生無格社・稻荷神社・同境内末社一社ヲ合併セリ。

一、社殿

本殿 方三尺、本殿上屋 大正十三年十一月十七日落成届出
拜殿 間口三間、奥行二間
幣殿 大正十二年五月八日許可同十三年十一月

社務所 (幣殿ニ同ジ) 十七日落成届出

一、境内 千三百三十二坪 社有地 舊時官有地タリ
一、氏子戸數 百六十六戸 大正元年十月二十三日許可訂正

一、境内神社 十社

大國社

祭神 大國主命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

加茂社

祭神 別雷命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

倭文社

祭神 武羽槌雄命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

火雷社

祭神 火雷命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

甲波宿禰社

一、管轄廳迄距離 七里二十町

一、大正八年六月二十七日幣饌料供進指定

一、維持方法確立 大正十二年八月四日報告

(附記)

一、當社は天正十八年伊藤氏の勸請する處にして元赤城山より柏の木を移植して神木となす。(此木一丈程の大木なりしが安政年中枯れる) 故に柏の大赤城と云ふ、始め社守に伊藤の普代中島といふ者を附け置きしが、元和年中より源光院といふ別當にて支配す、此所三夜澤赤城(津久井氏勸請別當普門院)中里赤城(中里氏勸請別當神泉寺)大赤城と三社鼎の如く鎮座せしが、本社を以て第一となすよし丹羽喜平次手記に見ゆ。

七、境野村 (現桐生市境野町)

桐生市境野町字諏訪八五三

村社 諏訪神社

一、祭神 建御名方神

大日靈命 大山祇命 天兒屋根命
市杵島姫命 譽田別尊 宇迦之御魂神
伊弉冉尊 速玉之男神 事解之男神

祭神 速秋津姫命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

榛名社

祭神 壇安姫命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

伊香保社

祭神 大己貴命 少名彥命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

字藝社

祭神 豐受姫命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

貫前社

祭神 經津主命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

小祝社

祭神 少名彥命

由緒 不詳

社殿 間口八寸、奥行六寸

- 一、由緒 不詳
- 火産靈命 菅原道真公 大物主命
- 素盞鳴命 罔象女命 栲機千々姫命
- 大雷命 底筒男命 中筒男命
- 表筒男命 高靈命

- 一、社殿
- 一、境内
- 一、氏子
- 一、昭和三年一月二十七日幣帛料供進神社トシテ指定

桐生市境野町字濱之京四一一四
無格社 加茂神社

- 一、祭神 別雷神
- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 拜殿
- 一、境内
- 一、境内神社

- 神明宮
- 祭神 大日靈尊
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 琴平宮
- 祭神 大物主命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 雷神社
- 祭神 大雷命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 八坂神社
- 祭神 素盞鳴尊
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 菅原神社

- 祭神 菅原道真公
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 愛宕神社
- 祭神 火産靈命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 日枝神社
- 祭神 大山咋命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 稻荷神社
- 祭神 倉稻魂命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 産泰神社
- 祭神 木花咲夜比咩命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 三峯神社
- 祭神 伊弉冉尊
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿

- 阿夫利神社
- 祭神 大山祇命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 御年神社
- 祭神 御年神
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 嚴嶋神社
- 祭神 市杵島姫命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 塞神社
- 祭神 船戸神 八衢比古神 八衢比賣神
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 一、崇敬者 六十五人

〔附記〕 賀茂神社移しの神社近村七ヶ村の中に濱ノ京あり。
(寛政十一年廣澤村賀茂神社社例書上)

桐生市境野町字上三ッ堀一三六一
無格社 加茂神社

- 一、祭神 別雷神
- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿
- 一、境内 百六十六坪 官有地
- 一、境内神社 五社

神明宮

祭神 大日靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

機神社

祭神 梯機千々姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

雷神社

祭神 大雷神

由緒 不詳

社殿 本殿

八幡宮

祭神 譽田別命

由緒 不詳

稻荷神社

社殿 本殿

一、崇敬者 五十四人

〔附記〕賀茂神社移しの神社近村七ヶ村の中に三ッ堀あり。

〔寛政十一年廣澤村賀茂神社社例書上〕

八、毛里田村

山田郡毛里田村大字吉澤字落内

村社 住吉神社

一、祭神

底筒之男命 中筒之男命

表筒之男命 息長帯姫命

大穴牟遲神 豊城入彦命 石筒女命

石筒男命 大日靈命 保食命

素盞鳴命 石長比賣命 別雷神命

一、由緒

寛延二年九月十五日勸請ス

大正二年五月二十八日許可、本社境内末

社三社字反丸無格社赤城神社、境内末社

三社、字岩神無格社岩上神社、字唐澤無

格社賀茂神社合併セリ「境内末社稻荷社

神明宮八坂社ハ本社ニ同一祭神ナルヲ

以テ之ヲ合靈シ、末社ヲ削除ス」

一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿

一、境内 七百六十四坪 官有地

一、境内神社 ナシ

一、氏子 百四十七戸

一、大正八年六月十三日幣饌料供進指定

〔附記社傳〕 建久六乙卯年安達藤九郎盛長上野國社寺奉行たりし時勸請すとあり。

山田郡毛里田村大字吉澤字萩原

無格社 鹿島宮

一、祭神 建御雷神

大物主神

一、由緒 傳云文明十年戊戌三月新田貞氏四代信濃

守國繁新田金山城ヲ長男業繁ニ譲リ萩原

ニ移住ス時ニ該社ヲ創立ス、大正七年十

月二日許可ヲ得テ字萩原ニ祭祀セル無格

社琴平神社ヲ本社ニ合併ス。

一、社殿 本殿

一、境内 百九十九坪 官有地

一、境内神社 三社

神明宮

祭神 大日靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

八幡宮

祭神 譽田別命

由緒 不詳

社殿 本殿

赤城社

祭神 岩筒女神 岩筒男神

由緒 不詳

社殿 本殿

一、崇敬者

三十四戸

山田郡毛里田村大字吉澤字流作場

無格社 諏訪神社

一、祭神 建御名方神

- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 本殿上屋
- 一、境内 五百坪 官有地
- 一、境内神社 一社
- 祭神 大日靈命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 一、崇敬者 三十戸

山田郡毛里田村大字丸山字宮下

村社 賀茂神社

- 一、祭神 別雷神
- 高瀬賀美神 建御名方神

- 一、由緒 創立年月日不詳

明治五年十一月村社ニ列ス高瀬賀美神ハ
 慶長十一年本村字貴船ヨリ移轉建御名方
 命亦同時本村字諏訪ヨリ移轉ス、大正十
 一年十一月十二日許可、境内末社八坂神
 社ヲ本社合併セリ。

- 一、社殿 本殿 拜殿 幣殿 本殿上屋
- 一、境内 千五百八坪 官有地
- 一、境内神社 一社
- 琴平神社
- 祭神 大物主神
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 一、氏子 九十戸

- 一、大正七年十二月二十七日幣饌料供進指定

〔附記〕 古老の傳説に天正二年の創建なりと。賀茂神社移し
 の神社近村七ヶ村の中に丸山あり。(寛政十一年廣
 澤村賀茂神社社例書上)

山田郡毛里田村大字丸山字日向

無格社 白山神社

- 一、祭神 菊理姫神
- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 拜殿
- 一、境内 三十五坪 民有地
- 一、崇敬者 三十九人

山田郡毛里田村大字矢田堀字本郷

村社 諏訪神社

- 一、祭神 大雷神
- 建御名方神 大山祇命 火山靈命
- 譽田別命 素盞鳴命 菅原道真公
- 天兒屋根命

- 一、由緒 不詳

元雷電神社ト稱ス、明治四十三年十二月
 十九日許可脱漏編入、明治四十四年三月
 二十三日許可、字北原村社諏訪神社同末
 社六社愛宕神社八坂神社春日神社根本
 神社八幡神社菅原神社ヲ合併、同時ニ諏
 訪神社ト改稱シタリ。

- 一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿 向拜 拜殿 幣殿
- 一、境内 四百七十坪 民有地
- 一、境内神社 一社

稻荷神社

祭神 宇迦之御魂神
 由緒 不詳

社殿 本殿

- 一、氏子 八十四戸

- 一、大正四年十一月五日幣饌料供進指定

〔附記〕 祭神は建御名方命を祭りしものにして矢田堀郷を領
 せし由良信濃守成繁これを信仰し、信濃國諏訪郡南方刀美社よ
 り遷せしものにして、後矢田堀城主泉伊豫守繁俊該社殿を改築
 せるものなりと。

山田郡毛里田村大字東今泉字南口

村社 鹿島宮

- 一、祭神 建御雷神
- 建御名方命 菅原道真公 岩筒男命
- 大山咋命 火産靈命 經津主命
- 素盞鳴命 日本武尊

- 一、由緒 不詳

明治四十三年一月三十一日許可
 字南口無格社八坂宮、大字太田町字東今
 泉口無格社結纒神社ヲ合祀セリ、大正三
 年十二月二十一日許可、境内末社赤城神
 社・愛宕神社・諏訪神社・菅原神社・松尾神

社香取神社ノ六社ヲ合併セリ。

當社ハ元字鹿島ニアリシヲ大正七年六月十三日許可現今ノ地ニ移轉ス。

- 一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿向拜 拜殿
- 一、境内 三百四坪 民有地
- 一、氏子 八十五戸

一、昭和二年五月一日幣饌料供進指定

山田郡毛里田村大字古氷字本郷

村社 八幡宮

一、祭神 品陀和氣命

一、由緒 創立年月不詳

明治十年三月九日官准ヲ蒙リ新田金山ヨリ移轉シ後村社ニ列セラル。

一、社殿 本殿 拜殿

一、境内 二百八十五坪 官有地

一、境内神社 二社

白山社

祭神 菊理媛命

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素盞鳴命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 二十九戸

〔附記〕由緒は不詳なれど創建は元弘元年辛未年八月五日とあり、新田義貞これを勸請す、明治十年三月九日官准を蒙り新田金山より移轉し後村社に列せらる。

山田郡毛里田村大字只上字深町

村社 只上神社

一、祭神 品陀和氣命 建御雷神

建御名方神 大穴牟遲神 大山咋神

豊城入日子命 菅原道眞公 石筒男命

火産靈神 石筒女命 大物主命

天兒屋根命 大山祇命

一、由緒 不詳

建御雷神ハ明治十年同村鹿島社ヨリ合祭

ス、明治四十二年七月三十一日許可、本

社境内末社日吉社大山祇社及字諏訪原ニ

祭祀セル無格社諏訪神社字深町無格社日

吉神社字八幡上ニ祭祀無格社菅原神社字

清水無格社竈神社同境内末社三社字赤城

下無格社赤城神社ノ八社ヲ合併セリ、境

内末社日吉社及大山祇社ハ本社ニ同一祭

神ナルヲ以テコレヲ合靈シ末社ヲ削除ス

本殿 本殿向拜 拜殿 幣殿 社務所

一、境内 千百十八坪 昭和九年一月縮少ス 官有

地

一、境内神社 七社

葛城社

祭神 葛姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

嚴島神社

祭神 市杵島姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

神明宮

祭神 大日靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

雷神

祭神 大雷神

由緒 不詳

社殿 本殿

稻荷社

祭神 宇迦之御魂神

由緒 不詳 明治十年九月字深町ヨリ移轉

社殿 本殿

熊野社

祭神 伊邪那美命

由緒 不詳 明治十年九月字深町ヨリ移轉

社殿 本殿

水神社

祭神 彌都波能賣命

由緒 不詳 明治十年九月字川入ヨリ移轉

社殿 本殿

稻荷社

同一祭神二社アルヲ以テ昭和四年十月一日合靈

届出テヨリ抹消ス

一、氏子 三百六十戸

一、大正七年十二月二十日幣饌料供進指定

山田郡毛里田村大字只上字三ツ堀

無格社 赤城神社

一、祭神 大穴牟遲神 豊城入日子命

石筒男命 石筒女命 火山靈命

菅原道真公 大山咋命

一、由緒 不詳

明治四十一年十二月二十六日許可、字三

ツ堀無格社菅原神社及同字無格社日枝神

社ヲ合併セリ。明治四十三年四月四日許

可字矢部無格社愛宕神社ヲ合併セリ。

一、社殿 本殿 拜殿

一、境内 三百四十一坪 官有地

一、境内神社 一社

神明社

祭神 大日靈尊

由緒 不詳

社殿 本殿

一、崇敬者 百五十人

〔附記〕 古老の傳説には文祿中上野國勢多郡赤城社より遷座すといふ。

山田郡毛里田村大字只上字猿樂

無格社 稻荷神社

一、祭神 宇迦之御魂神

天宇受賣命 火産日命

一、由緒 不詳

明治四十一年六月二十日許可、字桑原無

格社鈴姫神社及同境内末社愛宕神社ヲ合

併セリ。

一、社殿 本殿 拜殿

一、境内 二百三十坪 官有地

一、境内神社 一社

琴平宮

祭神 大物主命

由緒 不詳

〔附記〕 傳説に當社は天正三年の創建なりと。

山田郡毛里田村大字只上字宿南

無格社 雷電神社

一、祭神 大雷神

一、由緒 不詳

一、社殿 本殿 本殿上屋 幣殿 拜殿

一、境内 四百三十四坪二合

一、境内神社 七社

淺間社

祭神 木花佐久夜毘賣命

由緒 不詳

社殿 本殿

人丸社

祭神 柿本人丸

由緒 不詳

社殿 本殿

白瀧社

祭神 栲幡千千姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、崇敬者 二百人

一、境内神社 一社

雷社

祭神 大雷神

由緒 不詳 明治十年九月字深町ヨリ移轉

社殿 本殿

一、社殿 本殿 幣殿 拜殿 本殿上屋

一、境内 百五十坪 官有地

一、境内神社 一社

一、由緒 不詳

明治四十一年十二月許可、同字深町無格

社稻荷神社ヲ合併シタリ。

社稻荷神社ヲ合併シタリ。

山田郡毛里田村大字只上字深町

無格社

祭神 大日靈命

宇迦之御魂神

一、由緒 不詳

一、祭神 大日靈命

一、社殿 本殿 拜殿 本殿上屋

一、境内 百五十坪 官有地

一、境内神社 一社

熊野社

祭神 伊邪那美命

由緒 不詳

秋葉社

祭神 久々能智命

由緒 不詳

社殿 本殿

稻荷社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素盞鳴命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、崇敬者

四百八十五人

〔附記〕 古老の口碑には新田義宗の嫡男横瀬六郎貞氏より八代の御子横瀬六郎信濃守成重金山に住す、元龜二年辛未年用水引入に關し桐生山城守祐秀と隙を生じ陣代矢場兵部少輔に討戦を命ず、矢場氏任を帯び只上の原にて軍勢を揃へその都度必ず落雷せざるなし、矢場氏はこの難を避くるに由なく大雷神を祈ること數刻、辛うじて難をさげ密に渡良瀬川なる諏訪瀬を涉り

而して祐秀と突戦す、軍利あり歸城の後その旨復命したるにより信濃守成繁此處に雷電社を建立せりと。

山田郡毛里田村大字只上向矢部

無格社 愛宕神社

一、祭神 火産靈神

一、由緒 不詳

山田郡毛里田村大字市場字八幡林

村社 八幡宮

一、祭神 品陀和氣命

宇迦之御魂神 大物主神 市杵島姫命 菊理比咩神 建御名方神

一、由緒 不詳

明治四十一年十二月二十六日許可、字道場無格社稻荷神社同境内末社一社字八幡林無格社諏訪神社字中通無格社琴平宮字道原無格社白山神社ヲ合併シタリ。

一、社殿 本殿 拜殿

一、境内神社 一社

菅原社

祭神 菅原道眞公

由緒 不詳 昭和十年十月當村字八幡林ヨリ移轉

社殿 本殿

一、氏子 百二十五戸

〔附記〕 安貞元年三月十五日の創建なりと云ふ、古文書に鎮守府將軍從四位下陸奥守藤原朝臣秀郷八世の孫從五位下園田出雲守藤原朝臣成實本社を建立すとあり。

山田郡毛里田村大字富若字正郷

村社 春日神社

一、祭神

建御雷神 齋主神 天兒屋根命 姫大神

保食命 菅原道眞公 大日靈命

一、由緒

建久四癸丑年十二月一日新田忠常宮殿ヲ造立ス、後チ永徳二酉年八月再建、其後寶曆二未年三月第三度建立アリ、即チ今

ノ社ナリ、明治四十一年六月三十日許可

本社境内末社稻荷神社字正郷無格社菅原

神社字神明京無格社神明宮同境内末社雷

神社ヲ合祀セリ。

一、社殿

本殿 本殿向拜 拜殿 幣殿

一、境内 三百八十一坪 官有地

一、境内神社 一社

淺間社

祭神 木花開耶姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子

二十四戸

山田郡毛里田村大字富若字本郷

村社 熊野神社

一、祭神

櫛御氣野命 伊邪那岐命 伊邪那美命

大日靈命 火山靈命 佐太彦命

一、由緒

不詳 明治四十二年五月二十四日許可、同字無

格社神明宮字休泊東無格社愛宕神社ヲ合祀シタリ。明治四十三年三月二十六日許可、本社境内末社猿田彦社ヲ合祀セリ。

一、社殿 本殿 本殿上屋

一、境内 三百六十四坪 官有地

一、境内神社 六社

稻荷社

祭神 宇迦之御魂神

由緒 不詳

社殿 本殿

琴平社

祭神 大物主命

由緒 不詳

社殿 本殿

淺間社

祭神 木花佐久夜毘賣命

由緒 不詳

社殿 本殿

根本社

祭神 大山津見神

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素佐之男命

由緒 不詳

社殿 本殿

三峯社

祭神 大山津見神

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 五十戸

一、昭和五年四月一日幣饌料供進指定

〔附記〕由緒不詳、紀州熊野神社の分社にして建武元甲戌年三月十五日是より遷し創建す、その後天正二甲戌年三月十五日再建す、その後三度目明和乙酉年九月二十九日建立すと。

九、葦川村

山田郡葦川村大字臺之郷字原

村社 賀茂神社

一、祭神 別雷神

菅原道真公 市杵嶋比賣命 倉稻魂命

一、祭神 大日靈尊

大物主命 豐宇氣比賣神 木花開耶姬命 別雷命

一、由緒 創立、元亨三癸亥年間年久敷故再建年月不詳、明治四十年十月十五日許可、同大字無格社賀茂神社同境内末社二社無格社

豐受宮ヲ本社へ合併ス。 本殿 本殿上屋 幣殿 拜殿

一、社殿 本殿 本殿上屋 幣殿 拜殿

一、境内 八百四十三坪

一、境内神社 九社

春日社

祭神 天兒屋根命

由緒 不詳

社殿 本殿

八幡宮

祭神 譽田別尊

由緒 明治十年十月當村字八幡ヨリ移轉

八坂社

祭神 素盞鳴尊

由緒 不詳

山田郡葦川村大字東長岡字戸井口

村社 神明宮

一、社殿 本殿 本殿上屋 幣殿 拜殿 神樂殿 社務所

一、境内 三百六十坪

一、氏子 百六十八戸

一、大正三年十月九日幣饌料供進指定

- 社殿 本殿
- 御田社
- 祭神 宇氣母智命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 痲瘡社
- 祭神 科津比賣命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 菅原社
- 祭神 菅原道真公
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 愛宕社
- 祭神 軻遇突智命
- 由緒 不詳 明治十年十月當村字燒山ヨリ移轉
- 社殿 本殿
- 大山祇社
- 祭神 大山祇命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 中山社

- 祭神 大山祇命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿

一、氏子戸數 百三十八戸
 一、大正四年八月十三日幣饌料供進指定

〔附記〕 上野國新田領山田郡蘭田庄東長岡村鎮守兩宮之儀者鎮守將軍八幡太郎源義家公三男義國末世に吉良左馬守義秋卿同郡大藏居城之節、人皇九十五代後醍醐天皇御宇元亨三癸亥年六月同郡石原恰島止云所有、彼地に御伴毛有之、白鷺數千飛來、拾七日留居、依而吉良殿不思議爾被_レ思召、神祠有此時神使之事請受而神宣者白羽建在所五ヶ所有、其所爾可_レ祭_二大神宮_一平由也、深御考合被_レ遊、則祠殿乎造奉、遷賜布、其神社一人士四人に被_レ仰而連爾奉遷云也、又祭免産立免共に長岡安良岡石原茂木の五ヶ村爾而祭、其處毎年正月一ヶ月機織候事不_レ成、二月朔日神前に於て由遊祭禮之有云云。

其處毎年正月一ヶ月機織候事不_レ成とは往古より本村は勿論宇安良岡・小林・石原・茂木等五ヶ字機織をなす事を得ず、即嚴禁せしものなるべし、目下この例あり、且陰曆二月初日社頭に於いて田植式祭祀を奉仕しその翌日よりこの五字皆機業を開始する慣習あり現行す。

山田郡葦川村大字東長岡字十林木

無格社 熊野神社

- 一、祭神 楠御氣野命 大屋津姫命 抓津姫命
- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 拜殿
- 一、境内 三百十八坪
- 一、崇敬者 百二十八人

〔附記〕 後醍醐天皇正中年間地震の災害各地にあり領主新田長大いにこれを憂へ國土安穩を祈り爲に一社を造營し紀伊の國より熊野權現の神靈を分祀せりと云ひ傳ふ（即ち今の國幣中社熊野神社なるべし）、而して元徳年中御醍醐天皇の御墨染に係る勅額を下賜せらる、然るに享祿年中當社寺護職觀音寺といふもの焼失につきこの寶額を失ふに至る、引て領主館林榊原某祈願のことありて社殿を造營せり、現今のもの即ちそのまま保存せりと。

山田郡葦川村大字東金井字宿裏

村社 飯玉神社

- 一、祭神 宇氣母智神
- 大物主神 速須佐之男命 倭建命

一、由緒 不詳

明治四十二年五月六日許可、字宿無格社八坂神社同所無格社琴平宮字宿裏無格社結繩神社ヲ合併セリ。

- 一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿 幣殿
- 一、境内 五百六十坪 官有地
- 一、氏子 八十八戸
- 一、大正九年十月二十九日幣饌料供進指定

〔附記〕

一、「毛野の葦」これは何人の編述なるや詳ならざるも、當社考證の一説なり新田山の東麓に老松古杉の鬱蒼たる二つの森あり是東金井の鎮守にして飯玉神社飯風呂神社と號する舊社なり、祭る所の祭神は兩社同神にして宇迦能御魂神猿田彥神天鈿女神なりと。

二、古老傳説 當村飯玉神社創立及勸請年紀等遼遠にして詳かならざるも明治初年までは飯玉明神と號し本村の鎮守たり、飯風呂明神、釜宮明神も元一社域にして頗る廣潤なりしが、元龜天正の頃、富岡某居館を築造するに當り飯玉、飯風呂、釜宮を三所に區分し社域を減縮したり、後富岡氏滅亡す、居館跡として今に濠壘の地形を存す、字築地の内と云、又南端に出入門の跡あり今畑に變じて門畑の名を存

す新田正傳記に富岡内匠なるもの東金井に住す新田十六騎の内なりとあり是なるべし、明治九年度飯風呂を結統と改め釜宮を賀茂社と改め本社境内に移轉し末社とす釜宮の舊社地今民有に歸すれどもその名あとを残せり。

當社は安産の守護神と稱し氏子は勿論遠近より報賽するもの夥し、尤も氏子内には古來難産に遭遇せしものありといふことを聞かず、陸中なる鹽釜神社は安産の守護神なりと云竈に安産守護の神靈の憑れる因縁ありや未だ知るを得ず領主地頭職時に交代ありと雖も就れも當社を尊信し毎年多少の金穀を奉納せられたり、就中慶應年間地頭野々山源八郎石鳥居鹽瀨石寄進せらる。

祭典は春三月二十九日秋九月二十九日なり秋祭には豫て竈番(祭典當番の稱なり)にて白酒を醸造し樽のまま捧げ奉る、又赤飯を蒸製し固く搦して板(赤飯板とて別にそれ有り)に積付しそのまま獻備するを例とす、且又屋根替の時氏子外より職工を要するを嚴禁す、氏子にあらざれば能はず何か神契のあることによ。

舊別當神職屢々交代あり且數年間神職を缺きし事あり傍以て社傳、社藏古文書等を逸す。
古器物は半盆高四寸七分二個但し缺損あり、これは往古より釜の宮の中ありし古物なり、明治九年度釜の宮移轉の際寶物として本社内におさむ。
社殿大正八年十月二日竣工せしものにして拜殿間口四間、

奥行三間半なり、幣殿は間口一間半奥行二間なり。

山田郡葦川村大字東金井字入宿
無格社 神明 宮

- 一、祭神 大日靈命
- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 本殿上屋兼用拜殿
- 一、境内 八百二十八坪
- 一、境内神社 三社

大山祇神社

- 祭神 大山祇命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 熊野神社
- 祭神 伊弉冉命
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿
- 瘡瘡神社
- 祭神 瘡瘡神
- 由緒 不詳
- 社殿 本殿

一、崇敬者 十七人

〔附記〕創建は人皇六十代醍醐天皇延長八年紀元千五百九十年の創立にして金山の東部金井町の鎮守なり、昔時該宮の邊は人家稠密にして市街をなしたりと言ふ宜なるかな、その跡今尙存し人をして感に堪へざらしむ、後天正十二年六月領主由良信濃守國繁北條氏と戦端を開き、不幸にして社宇人家とも兵火に罹り累世の寶物悉く烏有に歸し又昔時の觀を止めず、天正十八年正月禰原式部大輔康政代りて領主となるや大いにこれを憂へ命じて再建せしむ現社はなり。

山田郡葦川村大字東金井字内並木

- 無格社 二柱 神社
- 一、祭神 伊邪那岐命 伊邪那美命
- 一、由緒 不詳
- 一、社殿 本殿 拜殿
- 一、境内 百三十一坪
- 一、境内神社 二社

大山祇神社

- 祭神 大山祇命
- 由緒 不詳

〔附記〕本社は往昔聖天宮と稱し、金山の東南麓坂上に安置し聖天山永壽寺これが別當たり、村誌に觀應元年七月一日新田義貞の臣藤田八郎左衛門政詮聖天山永壽寺を再建すとあり、又本寺永福寺過去帳に觀應元年辰七月藤田七郎左衛門卒すとあり然れば本社の創立詳かならざるも觀應以前なること明けし、享徳年間金山實城の城主横瀬新六郎貞國入道了順金山の東麓なる聖天宮の傍宇丸屋敷に閑居す、依つて入道特に本社を尊崇し御供田若干を寄進すと。

山田郡葦川村大字石原字宮

- 村社 賀茂神社
- 一、祭神 別雷命
- 伊邪那美命 櫛御氣野命 天兒屋根命
- 建御雷神 速須佐之男命 齋主命
- 姫大神

一、由緒 不詳

明治四十年十二月十三日許可、同大字無格社春日神社、無格社八坂神社、無格社熊野神社ヲ本社へ合併。

一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿

一、境内 九百六十一坪

一、境内神社 四社

菅原社

祭神 菅原道眞公

由緒 不詳

社殿 本殿

嚴島社

祭神 市寸嶋姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

淺間社

祭神 木花佐久耶姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

阿夫利神社

祭神 日本武尊

由緒 明治十年十月當村字宮ヨリ移轉 社殿 本殿

一、氏子戸數 四十二戸

一、大正三年十月九日幣饌料供進指定

山田郡葦川村大字安良岡字暖氣

村社 春日神社

一、祭神 天兒屋根命 建御雷神 齋主命

一、由緒 不詳 姫大神 宇迦之御魂神

一、境内神社

明治四十年十月二十五日許可、同大字無格社稻荷神社ヲ本社へ合併シタリ。

一、社殿

本殿 本殿上屋 本殿向拜 幣殿 拜殿

一、境内 二百三十九坪

一、境内神社 五社

科保社

祭神 科長津比賣命

由緒 不詳

社殿 本殿

嚴島社

祭神 市寸嶋姫命

由緒 明治十年十月當村字川入ヨリ移轉

日枝社

祭神 大山咋尊

由緒 不詳

社殿 本殿

淺間社

祭神 木花咲耶姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

北野社

祭神 菅原道眞公

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子戸數 五十一戸

〔附記〕新田左中將義貞の臣民部左衛門時春安良岡に居住しその子又之進時國天文二年南院より大明神を奉祀し、文化五年十一月上宮中宮を造營し春日大明神とし移記す、安政初年拜殿を建築しその後上宮拵等修理をなしたり。

山田郡葦川村大字上小林字堂目木

村社 熊野神社

一、祭神 伊弉諾尊 伊弉冉尊 櫛御氣野命

速須佐之男命 木花開耶姫命 大穴牟遲命

豊木入彦命 石筒之男命 石筒之女命

猿田彦命 宇迦之御魂命 大物主命

一、由緒

元亨二年二月造營、其後寛文二年十月再建、明治四十年十月二十二日許可、大字

無格社稻荷神社同境内末社二社、無格社

赤城神社同境内末社一社、無格社八坂神社

社同境内末社一社ヲ本社へ合併セリ。

本殿 本殿上屋 幣殿 拜殿

一、境内 九百五十坪 官有地

一、境内神社 三社

雷神社

祭神 大雷命

由緒 不詳

社殿 本殿

嚴島神社

祭神 市杵嶋姫命

社殿 本殿

由緒 不詳 明治十年十月該村字沼田

ヨリ移轉

社殿 本殿

科保社 科保命

祭神 不詳

由緒 本殿

社殿 本殿

一、氏子戸數 五十三戸

一、大正八年四月十一日幣饌料供進指定

一〇、矢場川村

山田郡矢場川村大字矢場字下河原

村社 稻荷神社

一、祭神 宇迦之御魂命

一、由緒 創立年季往古相知不_レ申候處享保三戌九月白川伯玉殿ヨリ上野國惣社除厄姫稻荷神社神仁御免許請罷在候。

本社 拜殿 神樂殿

一、境内 千二百三十二坪 官有地

一、境内神社 九社

神明宮

祭神 大日靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

大山祇社

祭神 大山祇命

由緒 不詳 明治十一年一月字龜山ヨリ移轉

北野社

祭神 菅原道真公

由緒 不詳

社殿 本殿

愛宕社

祭神 火産靈神

由緒 不詳

社殿 本殿

秋葉社

祭神 火遇突智命

由緒 不詳

社殿 本殿

科保神社

祭神 科津比賣命

家新田岩松滿次郎源道純殿水野源忠徹殿等の御崇敬の社なり。所領田四反九畝十八步明治五年氏子一同より寄進す。

山田郡矢場川村大字矢場字上宿

村社 八坂神社

一、祭神 速須佐之男命

一、由緒 不詳

一、社殿 本殿 幣殿 拜殿 神輿庫

一、境内 四百二坪

一、境内神社 二社

菅原社

祭神 菅原道真公

由緒 不詳

社殿 本殿

諏訪神社

祭神 建御名方命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 四十戸

一、明治三十九年十二月二十八日幣饌料供進指定

〔附記〕 創立年代は古老の傳説に人皇六十一代朱雀天皇の御宇承平二年五月の創建にして當時は本村小字大學と稱する地に建設ありしも、氏子は社殿の距離を隔て不便の感有て後慶長年中現在の地に遷座したり、岩倉宰相中將具集卿花山院前右大臣愛徳卿正二位庭田前大納言重能卿從五位今城中納言定業卿御高

一、明治四十五年七月十九日幣饌料供進指定

〔附記〕人皇第七十三代堀河天皇の御宇國內大いに疫癘流行せしことあり、該症に罹りし者甚だ多きが故に嘉承元年二月當部落民は尾州津島鎮座牛頭天王を勸請祈誓せしため、この災を免れたりと云ふ、本殿との間に一老松あり空蒼に吟じて古昔の創建を視するもの如し、大祭日は古來陰曆六月二十一日なりしが明治四十三年より八月一日と變更せり。

山田郡矢場川村大字矢場字上屋敷

村社 神明宮

一、祭神 大日靈命 豊受姫神

一、由緒 延長元年元良親王依勅命建立スト此説何

ノ證據アルヲ知ラザレドモシバラク土人

ノ口碑ヲ存ス

一、社殿 本殿 拜殿 神庫

一、境内 三百五十一坪 官有地

一、境内神社 十一社

淺間社

祭神 木花開耶姬命

由緒 不詳 明治十一年一月宇富士之宮ヨ

リ移轉

社殿 本殿

熊野社

祭神 熊野久須毘命

由緒 不詳

社殿 本殿

三峯社

祭神 伊弉諾命 伊弉冉命

由緒 不詳

社殿 本殿

道神社

祭神 猿田彦命

由緒 不詳

社殿 本殿

鹿島宮

祭神 經津主命

由緒 不詳

社殿 本殿

菅原社

祭神 菅原道真公

由緒 不詳

社殿 本殿

稻荷社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

社殿 本殿

科保社

祭神 科保姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

愛宕社

祭神 火産靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

琴平宮

祭神 大物主命

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素盞鳴尊

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 八十八戸

一、明治三十九年十二月二十八日幣饌料供進指定

〔附記社傳〕延長元癸未年依元良親王命上野國眞箇丹波倉の地に神明を祭る、承平二壬辰年本社造營全を得承徳元丁丑年建久二辛亥年建替の舉あり、建仁三年悪疫に罹る者頗る多し依て三所に分祭す正和二癸丑年修繕を加ふ、寛政十二庚申年二月本社建替の時社僧入會本地佛を備星宮を合祭し兩部と稱し神佛を混同す、即ち現在の社は該三ヶ所の一分所たり、故に社殿渾て彫刻彩色を爲し異形の造營に變ず、大永の頃横瀬某の寄附地あり丹波倉の稱呼現存す、疾に惠林寺の管掌に屬し、現今民地に歸するも一の丘陵にして廻り丈餘の老松を存置す、靈地と稱し伐採を禁ず、現在の社地は古來除地にして御手洗池及老樹あり攝社九社を併祭す、神官は古昔源滿政の後裔浦野重遠同重弘同重徳早川次郎爲村の子孫たり、寛政以降神佛を混じ西光寺（疾に廢寺となる）別當たりしも明治維新神佛を分離し川田福集縣武雄を経て現職に涉れり（右中古以來の記録による。）
（明治三十四年十二月二十五日 本縣知事宛村社神明社御由緒調査書、社掌藺田能利調進）

山田郡矢場川村大字矢場字馬頭

村社 住吉神社

一、祭神 表筒男命 中筒男命 底筒男命 息長足姫尊

大物主命 奥都比彦命 火産靈命
 建御名方命 奥都比賣命 奥津比古命
 科津姫命 猿田彦命 奥津比賣命
 譽田別尊 素盞鳴命 仲津彦命
 木花開耶姫命 倉稻魂命

一、由緒 不詳(追記) 明治四十一年八月八日許可

本社境内末社諏訪社・科保社三社神社八
 坂社・淺間社・稻荷社・寶登山社・道神社竈
 社及字境内前無格社琴平宮ヲ合併セリ。

一、社殿 本殿 拜殿

一、境内 四百四十八坪 官有地

一、氏子 五十五戸

一、明治四十五年七月十九日幣饌料供進指定

〔附記〕 傳説曰く、永正三年新田領矢場城主横瀬大炊助植繁の創建にして攝津國今の官幣大社住吉神社の御分靈なりしと云ふ、大祭日は陰曆三月十五日なりしが明治四十三年より四月十五日と變更セリ。

山田郡矢場川村大字大町字宮ノ前

村社 明宮

一、祭神 大日靈尊 豊受姫命

彌都波能賣命

一、由緒 不詳

明治四十二年十月十六日許可、字和泉無格社和泉神社ヲ合併シタリ。

一、社殿 本殿 幣殿 拜殿

一、境内 千五百五十一坪 官有地

一、境内神社 五社

諏訪社

祭神 健御名方命

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素盞鳴命

由緒 不詳

社殿 本殿

稻荷社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

社殿 本殿

愛宕社

祭神 火産靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

嚴島社

祭神 市杵島姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 七十戸

一、明治四十四年九月一日幣饌料供進指定

〔附記〕

(一)、孝森天照大神 能登守繁和(矢場氏) 大永二年二月二十七日造營御歳四十七歳の時了。(武藤氏文書)

(二)、社傳 人皇六十一代朱雀天皇天慶年中平將門その伯父常陸大椽國香下總介良兼等を殺し、進で上野下野を平げ自ら新皇と稱し、偽宮を下總國石井郷に建て、事を起し國香の子三平太貞盛將門追討の師下向と聞き、是れに先立ち、天慶二年正月都を立出で同月下旬武藏國へ下著あり、氷川明神に參拜し父の敵なる將門を退治するに擁護あらん事を祈誓するや、社殿より一羽の白鳥飛出し、北方を指して飛行けり、依て神主をして神奏せしにこの白鳥の止まる地に陣地を構へ味方を集め機を見て出陣せよとありければ、この地を發しこの方を指て出立せしに、彼の白鳥下野國大町郷

一、祭神 大穴牟遲神 少名毘古那神

素盞鳴尊 宇迦之御魂神 健御名方神

大雷神 奥津比古神 奥津比賣神

社傳三曰大治二年加茂次郎義綱勸請

一、社殿 本殿 幣殿 拜殿

一、境内 千五百五十一坪 官有地

一、境内神社 五社

諏訪社

祭神 健御名方命

由緒 不詳

社殿 本殿

八坂社

祭神 素盞鳴命

由緒 不詳

社殿 本殿

稻荷社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

社殿 本殿

愛宕社

の森中に入り、その姿を失せり、依てこの地に陣地を構へ、伊勢神宮の神座を設け、素盞鳴神を祭り祠殿を建て朝敵降伏の祈禱をなしたり、爾來藤原秀郷公と協力して御厨三郎を宇都宮に誅し、進で節度使の來らざるに將門を殺し、その餘徒を誅伏せり、亂平げるの後、陣釜兵器を後世の紀念として當神社に奉納せり、これ即ち今の神明宮なりと。

(三)、第百十一代靈元天皇の延寶年間社殿の古破につき再建す

明治三年社宮の破損せしかばこれを改築せり。

(明治三十五年一月一日日本縣知事宛村社神明宮御由緒社掌寺崎龍藏調進)

山田郡矢場川村大字植木野字雀ノ宮

村社 雀神社

祭神 大穴牟遲神 少名毘古那神

素盞鳴尊 宇迦之御魂神 健御名方神

大雷神 奥津比古神 奥津比賣神

社傳三曰大治二年加茂次郎義綱勸請

明治四十一年十二月十七日許可、本社境

内末社稻荷神社及字駒形無格社稻荷神社

字榎町無格社諏訪神社字同無格社飯風呂

神社同境内末社一社ヲ合併、明治四十四年三月二十七日許可、字駒形無格社雷神社ヲ合併シタリ。

- 一、社殿 本殿 本殿上屋 拜殿 渡殿
- 二、境内 四百三十二坪 官有地
- 一、境内神社 九社

神明宮

祭神 大日靈尊

由緒 不詳

社殿 本殿

三峯社

祭神 伊邪那岐命 伊邪那美命

由緒 不詳

社殿 本殿

菅原社

祭神 菅原道眞公

由緒 不詳

社殿 本殿

八幡宮

祭神 譽田別命

由緒 不詳

社殿 本殿

愛宕社

祭神 火産靈神

由緒 不詳

社殿 本殿

巖島社

祭神 市杵島姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

兒屋根社

祭神 天兒屋根命

由緒 不詳

社殿 本殿

白山社

祭神 菊理姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

抱瘡社

祭神 科保命

由緒 不詳

社殿 本殿

一、氏子 七十二戸

一、明治三十九年十二月二十八日幣饌料供進指定

〔附記社傳〕

(一)、村社雀神社社傳 後冷泉天皇康平六年陸奥守源賴義殿の次子加茂次郎義綱殿雀數千飛來て壹七日留居依て義綱殿不思議思召、祝部に命じて神懸せしに神著て御託宣に白羽二本建有地に可祭由則祠殿を造奉、遷座、祭日は春祭三月十五日秋祭九月二十五日。

(二)、元無格社飯風呂神社社傳 鎮守府將軍八幡太郎義家卿の弟加茂次郎義綱殿大治年間飯を炊きし所に祠殿を作り、奉遷座、祭日は春三月二十八日、秋九月二十八日。

(三)、元無格社諏訪神社社傳 鎮守府將軍八幡太郎義家卿の弟加茂次郎義綱大治二年祠殿を造り奉遷座、祭日は七月二十七日。

(四)、元無格社稻荷神社社傳 鎮守府將軍八幡太郎義家卿の弟加茂次郎義綱殿大治二年勸請本社天正二年造營。

山田郡矢場川村大字荒金字宮下

村社 菅原神社

一、祭神 菅原道眞公

鷓鴣草葺不合命 久々能智命

一、由緒 不詳

明治四十二年五月二十四日許可、字大明神無格社鶴戸宮、同境内末社一社ヲ合併

シタリ。

一、社殿 本殿 本殿上屋 渡殿 拜殿

一、境内 二百二十八坪六合 官有地

昭和八年四月十一日縮少許可

一、境内神社 六社

八坂社

祭神 素戔鳴尊

由緒 不詳

社殿 本殿

愛宕社

祭神 火産靈命

由緒 不詳

社殿 本殿

白山社

祭神 菊理姫命

由緒 不詳

社殿 本殿

石神社

祭神 少彦名命

由緒 不詳

社殿 本殿

稻荷社